

# 「土人給料勘定」のしくみ (Ⅲ)

## —北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析—

東 俊佑

Key Words

蝦夷地 (Ezochi)、松前藩 (Matsumae clan)、アイヌ (Ainu)、ロシア (Russia)、近世 (Early modern)、江戸時代 (Edo period)、場所請負制 (Subcontracted trading post system)

### 1 はじめに

本稿は、拙稿 (東 2018, 2019a) の続編であり、(Ⅰ) 初編、(Ⅱ) 二編に対し、(Ⅲ) は続編 (三編) となる。以下、既稿を「Ⅰ初編」「Ⅱ二編」、本稿を「Ⅲ本稿」と記す。

### 2 帳簿の構造

『北蝦夷地用』は、和人が経営するウシヨロ会所によるアイヌの雇用 (労働) の実態を読み解くことが可能な経営帳簿である。164丁からなり、内容は、次の (1) ~ (15) に大別できる。「2オ」「21ウ」などは丁番を示し、「2オ」なら2丁オモテ、「21ウ」は21丁ウラの略である。

- (1) 文久2年アイヌ人別帳 2オ~17オ
- (2) 安政6年9月5日支給「給料撫育」 19オ~21ウ
- (3) 安政6年「土人給料勘定」 22オ~86ウ
- (4) 安政6年「撫育」 88オ~91ウ
- (5) 万延元年「極老孤長病土人」への「撫育」 92オ~93ウ
- (6) 万延元年「土人給料勘定」 94オ~107ウ
- (7) 万延元年「撫育」 108オ~110ウ
- (8) 文久元年「土人介抱」 111オ~116ウ
- (9) 文久元年「土人給料勘定」 117オ~130ウ
- (10) 文久元年「撫育」 131オ~134オ
- (11) 文久元年「極老孤長病土人」への「撫育」 134ウ~135ウ
- (12) 文久2年「土人給料勘定」 136オ~150オ
- (13) 文久2年「撫育」 151オ~153オ
- (14) 文久2年「極老孤長病土人」への「撫育」 153ウ~154ウ
- (15) 「軽物納」 157オ~161ウ

Ⅰ初編では (1) ~ (3)、Ⅱ二編では (4) の分析を行った。Ⅲ本稿では、(5) ~ (14) を検討する。なお、(1) ~ (15) の見出しの名称は、Ⅲ本稿による分析の進展により変化したので、Ⅰ初編、Ⅱ二編とは一致しないことをお断りしておく。また、この『土人給料勘定』のしくみシリーズは、Ⅲ本稿で完結となる。「(15) 軽物納」は、別稿で検討することとしたい。

### 3 帳簿の各部

#### (5) 万延元年「極老孤長病土人」への「撫育」 92オ~93ウ

「92オ」冒頭には、「万延元申年／極老孤長病土人江／御公儀様方御撫育被下／候者名面左之通」とある (筆者註:「／」は改行を示す。以下同)。続いて「ウエンルイサン村／家主／ニセレミセカ母／ワンワチシ／当申七拾九才／一、造り米三俵／古手壺枚 宛」と記され、以下「93ウ」まで、個人ごとに同じ形式の記載が続く。「93オ」から「93ウ」にかけての終わりの部分には、「メ人数九人／造米貳拾七俵／此石貳石一斗六升／代拾六貫貳百文／但壺俵ニ付／七拾五文／古手九枚／代廿四貫三百文／但壺枚ニ付／貳貫七百文／合銭四拾貫五百文／此金五両三步貳朱／永八拾文九分」とあり、全体が総括されている。

〔表10〕(25頁) は、「92オ」~「93オ」の記載内容を、「村」「肩書き」「名前」「年齢」「撫育」「備考」の列を設け、整理したものである。「造り米三俵」「古手壺枚」は、「撫育」の品と考えられるので、「撫育」の列に入力した。例えば、ワンワチシの場合は、「村」に「ウエンルイサン村」、「肩書き」に「家主ニセレミセカ母」、「名前」に「ワンワチシ」、「年齢」に「79」、「撫育」に「造り米3俵古手1枚」となる。「92ウ」のヲンハヲトエにある「是ハ昨未年方痛風ニ而相願居候ニ付」のような記述は「備考」に入力した。

「92オ」～「93オ」には9名の人名が記される。そして、この9名への「撫育」は、すべて1名につき造米3俵と古手1枚ずつとなっている。9名の年齢はばらばらである。ワンワチシとケ子ツカの2名が70歳以上、ヲチハ、ホヌアン、ユフケタの3名は13歳以下の年少者、ランハヲトエ、ラムリテンケマ、エトランマ、ムンキカの4名は20～40代である。

II二編で検討したように、非「働土人」（「給料勘定」対象外のアイヌ）に対する「撫育」とは、5～12歳の年少者、60歳以上の高齢者、病人のいずれかに当てはまる人に1日2合の「撫育米」を支給する手当であった（東2019a：5-6）。すなわち、1か月＝30日で6升、5～12月（1859年）の6か月で4斗8升（俵換算で6俵）の「撫育米」の対象者への支給である。したがって、「92オ」～「93オ」で「極老孤長病土人」へ支給されている「造り米三俵」を、「88オ」～「91ウ」の「撫育米」と同列に見れば、これは3か月分の「撫育」に相当することになる。

また「古手」は、「93オ」に1枚につき2貫700文、そして1俵＝75文とあるので、古手1枚は36俵に相当する。これは、「撫育米」に換算すると3年分に相当する。したがって、9名への「造り米三俵」と「古手壹枚」の「撫育」は、3年3か月分の「撫育米」に相当することになる。

以上、帳簿の記載内容を確認したうえで、次に、この「92オ」～「93ウ」の「極老孤長病土人」への「撫育」の内容をより深く考察してみたい。その手がかりとなる史料が箱館奉行所の公文書（箱館奉行所文書<sup>(1)</sup>）にある。以下の史料1～10がそれである。少々長くなるが、順番に見ておきたい。

史料1 『安政四巳年 御用留』<sup>(2)</sup>（白主御用所）のNo.15 文書

箱館奉行支配向（支配組頭・調役など7名と「蝦夷地懸り」）の1857（安政4）年3月付けの伺書で、3月20日箱館奉行の堀織部正の御小印済である。この文書には、朱書きで「五月十七日到来」とある。なお、『蝦夷地御用留 四 安政四丁巳年十月綴之』<sup>(3)</sup>（モンベツ御用所）のNo.18文書にも同内容のものがある。

本文は次のとおりである。

東西北蝦夷地土人共、老年、又者鰥寡孤独、長病等ニ而、難渋いたし候もの江、松前伊豆守領分中、夫々手当差遣候趣申送ニ付、右場所請取与して去辰年廻浦いたし候三郎太郎者、是迄遣し来候品々取調之上見斗、別紙之通夫々御手当被下候段申渡、源太夫者帰着之上取斗候心得ニ而、廻浦中不申渡趣ニ付、勘弁仕候処、伊豆守領分中手当遣候上者、御料所相

成候而も御手当被下候方御仁恵之筋ニ可有之、品物者三郎太郎取斗振ニ見合、老年之もの者生涯、鰥寡孤独、長病等之もの者、其年之場所詰調役吟味之上被下候積可取斗、尤当巳年東地者、純之進廻浦之砌取調申渡、西北地者場所詰調役方申渡候様、早々可申遣哉、依之三郎太郎申渡書抜相添、此段相伺申候、巳三月

申渡

エマレマレフ  
ムリヨ

辰七十壹歳位

其方儀、老年ニ而暮方難渋之趣、

同  
アワコロ

辰五十壹歳位

其方儀、長々疾毒相煩難渋之趣、

同  
女蝦夷

シ子モン

辰五十壹歳位

其方儀、夫無之暮方難渋之趣、

右何れも御手当与して米五斗、割鯡拾五束被下之、辰四月

申渡

ヤムクシナイ  
タサレシカ

辰七十四歳位

其方儀、老年ニ付、働方難渋之趣ニ付、為御手当米五斗、干魚拾束被下之、

辰四月

申渡

ヤムクシナイ  
ウエンマチ

辰十五歳位

其方儀、孤独ものニ而難渋之趣ニ付、為御手当米五斗、干魚七束被下之、

辰四月

申渡

モロラン  
モンクシテ

辰八十三歳位

其方儀、親子兄弟縁者等も無之、孤独ものニ而難渋之趣ニ付、御手当与して米五斗、古手壹枚年々被下

之、  
辰四月

東西北蝦夷地のアイヌのうち、老年、鰥寡孤独、長病などの生活困窮者については、松前藩領時代（復領期：1821～55年）からの仕来りにより、手当を支給することになっていた。蝦夷地の幕領化（第二次蝦夷地直轄）に際し、「場所請取」として昨年（安政3年）廻浦を行った河津三郎太郎（箱館奉行支配組頭）は、これまで支給した品々を参考に、別紙のとおり手当を支給するとの「申渡」を行った。向山源太夫（箱館奉行支配組頭）は、箱館帰着のうえ行うとのことで、廻浦中は「申渡」を行わなかった。蝦夷地が幕府の直轄領となったので、河津の例にならって手当を支給することとし、老年者は生涯（死去するまで）、鰥寡孤独者、長病者は、蝦夷地各場所の詰役が吟味したうえで取り計らう。

「申渡」までの前段の大略は以上のとおりである。

後段は、エマレマレフ、ヤムクシナイ、モロラン居住の老年者、鰥寡孤独者、長病者6名への「申渡」である（史料原文では「エマレマレフ」などの地名や「同」は朱書き）。手当は、米5斗と魚類か古手（割鯡15束、または干魚10束、または古手1枚）となっている。15歳前後のウエンマチは、「午年迄」の限定のためか、米4斗と干魚7束に減額されているようである。高齢者、病身者、身寄りのない独身者や孤児に対し、実際に手当が支給された様子が見て取れる。

この文書は、いわゆる社会的弱者に対する手当の支給に関する伺書であり、それは現代からすれば、生活保護に近い制度と言える。この文書には、こうした手当が松前藩復領期から行われていたと記されている。

高倉新一郎『新版アイヌ政策史』では、「第四章 後松前藩治時代」の「三 救恤」において、「鰥寡孤独・長病・老人等経済的な無能力者に対する賑恤・救済は、多く蝦夷に直接関係の深い場所支配人の任とするところであったが、勤番も、支配人の申出により、また役夷人の願によってこれを行なった。」（高倉 1972：213）とする。また、「四 蝦夷保護慣習」では、「雇われて働く蝦夷としからざる者とは本質的に差があったわけではなく、請負人が必要とする場合には自己の場所内の蝦夷は自由に使役することができた。ゆえに直接会所に雇われない者でも、会所雇の予備軍として役立つものであったから、請負人には雇入れたと否とにかかわらず、自己の領内の蝦夷に対して保護介抱の義務があった」（高倉 1972：259）と述べ、極老・鰥寡孤独・長病人等に対する手当の例として、白老・有珠・十勝・磯谷・根室の事例をあげている（高倉 1972：259-260）。場所請負人には、請け負った「場所」のアイヌの生活を保障する

ことが義務づけられ、彼らに相応の手当を支給する制度が存在したことを指摘する。なお『新版アイヌ政策史』では、白老では玄米4斗とタバコ3把と古着綿入れ1つ、有珠では冬に干鮭・玄米を見計らいで、磯谷では米1俵と古手1枚などの手当であったことが具体的に記されている。このことから、手当の額や種類は統一されておらず、各場所・各請負人によって区々であったことが読み取れる。

ところで、ヨイチ場所の林家文書の『ヨイチ場所引渡一件』<sup>(4)</sup>、『ヲシヨロ場所引渡一件』<sup>(5)</sup>には、次のような記述がある。

#### 〔ヨイチ場所引渡一件〕

鰥寡孤独并奇特之者病夷手当方仕来書上

一、鰥寡孤独之者救方之儀者、蝦夷人共之内江預ケ置、世話為致候儀茂御座候、猶世話いたし候もの無之、極難之もの者、運上家江取寄、夫々介抱并衣類等茂相与へ置申候、此節者右様難儀之者一切無御座候、

一、病夷有之節者、イシカリ表江願出、御医師様御見廻り相願、又者疑敷病人之儀者御見廻り迄差扣候儀茂御座候、煎薬之儀も彼方ニ而為煎候而ハ、加減等も相分不申義ニ付、運上家ニ而煎、日々三度も相与へ申候、介抱之儀者其病人ニ応し、米、干魚等差遣申候、手近之場所者運上家元へ取寄、夫々介抱致遣候儀ニ御座候、

一、疫病痘瘡都而流行病者、番人為差添、山奥江為立退、介抱手当致置、外夷人通路差止メ可申候、

一、老人幼もの手当介抱之儀者、矢張鰥寡孤独もの同様取扱来申候、

右之通是迄取扱仕来申候処、相違無御座候、以上、  
午二月

ヨイチ場所  
支配人  
勘五郎

イシカリ御詰所

#### 〔ヲシヨロ場所引渡一件〕

鰥寡孤独者并病夷手当救方仕来書上

一、鰥寡孤独者救方之儀、少しも用立候者者、運上家江引取、夫々軽き仕事申付、日々介抱仕罷在候、亦其内極老人杯ハ、心安く夷人共江預置、日々介抱之儀者、運上家方差遣し、衣類等も切レ損し候節ハ、古着、裂織、厚子之類を相与へ、凌せ申候、是迄右様極難之もの多分無御座候、

一、病蝦夷有之節者、イシカリ表江願出、御医師様御見廻り相願候、亦者軽き病之者者、兼而奉願頂

戴仕置候用意御薬為相用、御見廻り之上申上候儀も有之候、介抱方之儀者、軽重ニ応じ米飯、干鯡等相与へ、介抱仕置申候、煎薬之義者、病夷多人数ニ御座候節者、運上家ニ而三四日程も相煎し教へ暮、其余者看病人方ニ而煎し相用させ、支配人、通詞、番人時々見廻り、不養生不致様嚴重申付候、又者痲瘡之類流行病之もの者、兼而被仰付有之候通、番人差添、山奥江立退セ、介抱等者日々運上家与手当仕、外夷人其場所江参り不申様相心得罷在候、

一、老人幼もの共江手当介抱之義、矢張鰥寡孤独之もの同様之取扱来申候、  
右之通相違無御座候、以上、  
午二月

ヲシヨロ御場所  
支配人  
勘六

イシカリ御詰所

『ヨイチ場所引渡一件』、及び『ヲシヨロ場所引渡一件』は、1822（文政5）年にヨイチ、ヲシヨロの運上家がイシカリ御詰所に提出した書類の写し（控え）と考えられるものである。文政5年は、前年に復領が決定した松前藩が、松前奉行所から蝦夷地を引き渡された年である。ヨイチ場所支配人勘五郎は、柏屋勘五郎（藤野家）のことである。竹屋長左衛門（林家）は1825（文政8）年からヨイチ場所の請負人となるので（北海道開拓記念館編 2009）、これらの文書は、柏屋請負時代のもの（か、その写し）ということになる。

『ヨイチ場所引渡一件』にある「鰥寡孤独并奇特之者病夷手当方仕来書上」には、鰥寡孤独者を手厚く世話し、介抱や衣類などを支給すること、病人の取り扱い、老年者や幼児を鰥寡孤独者同様に取り扱うことが明記されている。

一方、『ヲシヨロ場所引渡一件』にある「鰥寡孤独者并病夷手当救方仕来書上」には、鰥寡孤独者に運上家で軽い仕事をさせ、毎日介抱を行うことや、「極老人」を世話してくれる者（扶養世帯主）に預けて、毎日介抱を運上家より支給し、衣類などが破損した際は、「古着」「裂織」「厚子」などを支給すること、病人の取り扱い、老年者や幼児を鰥寡孤独者同様に取り扱うことが明記されている。

これらの史料から、独身者、高齢者、子どもに対する介抱や衣類の支給は、場所請負人に課せられた任務であったことが確認できる。そして、この仕組みが、松前藩復領に際しての引継文書に明記されていることからみて、幕府直轄時代（第一次蝦夷地直轄期：1799～

1821）にさかのぼることも確認できる。高倉新一郎は、エトロフ島の「オムシャ申聞書」に病人、老人、孤独者などを乙名・小使たちが厚く世話し、会所より手当を支給する仕組みが確認できることを指摘し、1806-07（文化3～4）年のフヴォストフ事件以後にこれが励行された可能性を示唆する（高倉 1972：174-176）。この推測にしたがえば、カラフトを含む西蝦夷地直轄以降の全蝦夷地幕府直轄期（1807-21）に、この仕組みが蝦夷地全体に広がったと推測できる。

該当者への手当支給が実行されたかどうかはともあれ、制度の理念は、第一次幕府直轄期、松前藩復領期、第二次幕府直轄期と引き継がれてきたと言える。史料1にあるような、第二次蝦夷地直轄期の1856（安政3）年、箱館奉行支配組頭の河津三郎太郎が噴火湾沿岸のアイヌ集落において実施した手当の支給は、以上のような経緯を経て実行されたものであった。

箱館奉行支配向の伺いでは、この生活保障の仕組みを、老年者は生涯、鰥寡孤独者と長病者は毎年実態を調査したうえで実施すると記されている。このことから、この仕組みは、毎年、一定額の手当を給付する制度設計になっていたことがわかる。

#### 史料2 『幕末外国関係文書之十六』の第127文書

北蝦夷地詰箱館奉行支配調役並の佐藤桃太郎、同出役の磯村勝兵衛の1857（安政4）年6月付けの伺書で、6月13日箱館奉行の堀織部正の御小印済である。

冒頭に「左之名前之もの共、困窮ニ而殊ニ長病之ものニ付、御手当品被下方、左之通り取調申候、尤御入用之儀者、取調出来次第、御用所御入用ニ組込、追而申上候様可仕、依之被仰渡案添、此段相伺申候」とあり、タンへ（ハツコトマリ村平土人・巳37才）、カメヘツコロ（同村同断・巳38才）の2名へ1俵8升入りの造米5俵ずつを支給するとの内容の文書である。すなわち、長病困窮者へ手当を支給することの伺いである。なお、続けて朱書きにて「河津三郎太郎廻浦之節、辰四月廿日、／於フレナイ会所、被下物、／シキレリ／辰六拾貳才位／其方儀、老年之上病身ニ而、難渋之趣ニ付、／為御手当、米五斗干魚拾束被下之、／右者初発之儀ニ付、格別之御手当被下候得共、以後年々被下物之的例ニも難相成、夫是勘弁仕、此度之方省略取調申候、」とあり、この部分は、1856（安政3）年4月20日に箱館奉行支配組頭の河津三郎太郎が廻浦した際、フレナイ会所（アブタ場所）において老年で病身のシキレリに支給した手当の例を参考として付記したものである。つまり、この文書は、先例にならって、タンへ、カメヘツコロの2名へ手当支給の伺いを立てたものと解釈できる。

箱館奉行の堀は、1857（安政4）年に北蝦夷地を廻浦

している。したがって、詰役の佐藤・磯村は、堀の廻浦に合せて、長病困窮者への手当支給を企図し、それを実現させたと言える。

なお同文書には、上記2名の長病困窮者への「申渡」が付記され、さらに6月25日の「申渡」が続けて記される。後者の25日「申渡」の内容は、エンカンテ（白主村家主平土人・巳71才）、エクエラフ（同村家主平土人クメノスケ祖母・巳84才）と、クマサカ（惣乙名サトルキ伯父・巳60才）への手当支給である。前者2名の支給理由は「老年ニ付」、後者1名は「長々眼病相煩、難渋之趣ニ付」とある。いずれも造米5俵ずつを支給するとある。

以上の記述を整理すると、北蝦夷地では、1857（安政4）年6月の堀の廻浦に合わせ、長病困窮者、及び老年者に対し、造米5俵の手当を支給したことを確認できる。

### 史料3 『幕末外国関係文書之十六』の第129文書

史料2と同様、北蝦夷地詰箱館奉行支配調役並の佐藤桃太郎、同出役の磯村勝兵衛の1857（安政4）年6月付けの伺書で、史料2の2日後の6月15日箱館奉行の堀織部正の御小印済である。

冒頭に「北地之儀者、窮僻沍寒之風土故歟、一体長寿之ものも少く御座候処、左之名前之もの共、何れも七拾才以上ニ及ひ候儀ニ付、外場所与者格別之訳柄ヲ以、御手当品被下置可然哉奉存候、尤右御入用之儀者、御用所御入用ニ組込、追而申上候様可仕、依之申渡案添、此段相伺申候、」とあり、続けて「申渡」として、シカエタンケ（ハツコトマリ村平土人やエリエマンハ家内女・巳75才）、ヨロマツケ（エノシコマナエ村平土人アニフレ家内女・巳79才）、サシユランマ（ヨヨクシ村平土人エヲンコトエ家内女・巳75才）、セヘコヨマ（ナエコロタン村平土人エヌト家内女・巳72才）の4名へ「其方共儀、老年ニ付、御手当として、造米五俵ツ、被下之、」とある。長寿の基準は70歳以上であり、該当者4名に対し、造米5俵の手当を支給していることがわかる。

この後、8月付で北蝦夷地詰役の佐藤たちが箱館奉行へ届け出た書付「北蝦夷地人別并出荷物石数之儀御届申上候書付」（『幕末外国関係文書之十七』の第183文書）には、「巳年人別帳書抜」として、クシュンコタン、シラヌシ、トンナイのそれぞれの管内の村数、家数、人数、「役土人」の人数、「老土人」の人数、出生・死亡者数等が記されている。これによると、「老土人」は、クシュンコタンでは6名（70歳以上男1名、70歳以上女5名）、シラヌシでは2名（70歳以上男1名、80歳以上女1名）、トンナイでは14名（70歳以上男4名、80歳以上女1名、70歳以上女9名）となっている。

史料2の長寿者2名はシラヌシ、史料3の長寿者4名は

クシュンコタン居住者である。クシュンコタンの残り2名と、トンナイの14名の長寿者への手当支給の事実は、管見の限り確認できない。

### 史料4 『幕末外国関係文書之十八』の第109文書

箱館奉行支配向11名の箱館奉行への1857（安政4）年11月付けの伺書で、11月16日箱館奉行の村垣淡路守の御小印済である。北蝦夷地の白主御用所へは翌年3月27日到来とある。本文は次のとおりである。

東西地場所々々土人共之儀、近来人員追々相減候ニ付、純之進廻浦之砌相糺候処、極寒之土地ニ付、八歳已上之小児者、格別寒威之障りも無之候得共、七歳未滿之もの共、寒氣ニ中り、兎角夭折いたし候趣ニ付、場所々々おゐて及見候処、多分厚子壹枚位ニ而、雪中を凌罷在候段相違も無之、愍然之至ニ相見、殊人員ニも拘り不容易筋ニ付、当冬方前書七歳未滿之小児へ、年々無地木綿綿入壹枚ツ、御渡相成候様いたし度、然上ハ、詰合之もの其方得ト見届、不正之仕立方無之様心付、場所々々御入用ニ組込仕括、年々名前書差越候様可仕旨、場所詰へ申達候様可仕哉、此段相伺申候、

東西各場所のアイヌは近年人口が減少しており、安間純之進（箱館奉行支配組頭）が廻浦の際に調べたところ、7歳未滿の子どもは、寒氣を凌ぐことができず、夭折している。「厚子」（アットウシ）1枚では不十分なので、7歳未滿の子どもに無地の綿入り木綿を1枚ずつ支給することにしたい、との伺いである。このこと、北蝦夷地における支給の実例を記したのが、次の史料5である。

### 史料5 『幕末外国関係文書之二十一』の第426文書

北蝦夷地詰役の佐藤桃太郎ほか3名の1858（安政5）年12月付けの箱館奉行への上申書で、翌年3月16日に到着、26日に「渡海開差上」とある。表題は「北蝦夷地土人共小児江布子被下方取計候儀申上候書付」である。本文は次のとおりである。

蝦夷地人員年々相減候処、右者全く幼稚之者、風寒冰雪之為夭折致し候由ニ付、七歳未滿之小児江、年々無地布子一枚宛被下候趣、兼而御評議済ニ付、松前表請負人共方江申遣し、大中小取交為仕立相廻居候ニ付、当冬ヲムシヤ之節、孩児共呼出、篤と相糺、銘々江為取遣候所、親戚共殊之外相歎、右様被成下候得者、已後寒疾ニ罹り殞命仕候者無之、土人一同安心仕候趣、御恩徳之所深く感戴仕候、依之別紙名面書相添、此段申上候、以上、

蝦夷地の（アイヌの）人口が減っているのは、幼稚の者が寒さ、氷雪に堪えられずに夭折するためなので、7歳未満の子どもへ、毎年無地の布子を1枚ずつ支給することが評議済であった。このことについて、松前の請負人たちに伝え、大中小を取り混ぜて北蝦夷地へ送るよう手配し、今年の冬のオムシャのときに、子どもたちを呼び出し、布子を与えたところ、親戚たちは大喜びであった、との報告である。

このことに関連した史料が次の史料6である。

史料6 『幕末外国関係文書之十九』の第154文書

西蝦夷地モンベツ詰役の逸見小十郎（同心）、細野五左衛門（足輕）から箱館詰の大河内八太郎（雇同心）への1858（安政5）年2月13日付けの書簡である。本文は次のとおりである。

以書状相伺申候、然者、箱館表御評議済御書付之内ニ、当冬方、七歳未満之小児共江、年々無地木綿壹枚ツ、御渡相成候旨、依之私共得与見届、不正之仕立方無之様ニと之御達之趣、右ニ付奉伺候、前文之通無地木綿壹枚与者、其小児共之衣類ニ仕立、夫を一枚ツ、ニ而、壹人一反ニ而者無之儀哉ニ奉存候、右箱館表鈴木尚太郎殿外方、場所調役衆江之御文通写尚々書ニ、[七才未満之セカチ江、年々綿入相渡候、云々]与有之、如此ニ付、猶以不能勘考相伺申候、右者単ニ而、肌着之為ニ有之候哉、又者袷ニも候哉、尤其小児着用丈之単肌着哉与者奉存候得共、厚 御仁情を以、御撫育被成下候儀を、有論之俣差計、若手薄ニも相当候而者、何共奉恐入候得間、此段否相伺申候、早々其旨被仰越可被下候、右可得貴意如斯御座候、以上、

二月十三日

モンベツ詰

逸見小十郎

細野五左衛門

大河内八太郎様

猶以、本文伺中ニ御座候得共、最早二月中旬ニ茂相成、段々追而ハ暖気ニも可相成候得共、昨今未余寒強御座候ニ付、昨十二日方、右手配取懸申候、是者先縫上ニも日数懸り候儀ニ付、去ル十日、御達状相達、即日方申談、当所之セカチ翌々十二日、相集、着丈其外寸法取之、先単ニ仕立候積、其御地ニ余分も有之候ハ、御廻相願度、且亦右小児共取調候処、別紙之通御座候、以上、

[下ケ札]

猶以、反物誠払底ニ者候得共、先有合丈手配ニ相懸り申候、付而者、当才与二三才迄一樣、夫

与四五才一樣、六七才一樣と、着丈見積候得共、又其御地之御手配承知仕度、後仕立之手本ニ仕度奉存候、以上、

7歳未満の小児への毎年の無地木綿の支給についての伺いである。支給する木綿は、反物1反なのか、単（裏地のない肌着用）なのか、袷（裏地付）なのかについての問い合わせである。後段の「猶以」以降には、昨今はいまだに寒さが強いので、早速手配に取りかかることとし、2月12日にセカチ（7歳未満の小児）を集めて、各人の寸法を測り、単の木綿衣を仕立てたいので、余分な木綿があれば回してほしいとの願いが記されている。これに対し、「下ケ札」には、小児に支給する木綿衣の大きさを3つに分けて手配することが記され、それを今後の縫製の手本とするとのある。

なお、「下ケ札」に続く部分には、「覚」としてモンベツ場所の小児73名の名前、年齢等が列挙されている。本稿では、紙幅の関係で省略した。

史料5の文中の「大中小」の「無地布子」とは、史料6で言う3つのサイズの木綿衣を指している可能性が高い。また、史料4の伺書には、「無地木綿綿入」とあるので、史料5で小児へ支給された「無地布子」とは、史料6で言うような単の木綿衣ではなく、綿入りで裏地の付いた袷の木綿衣であった可能性もある。そして、これらの木綿衣は、古着や反物ではなく、小児用に新調された品物であったことを、ここで確認しておきたい。

史料7 『安政三年丙辰五月 規則』<sup>(6)</sup>（白主御用所）のNo.24文書

北蝦夷地詰役の磯村勝兵衛の1860（万延元）年12月付けの伺書で、12月15日箱館奉行支配組頭の井上元七郎の小印済である。本文中に次のような記述がある。

一、役々召遣候飯焚セカチ之儀、給料之外是迄銘々別段手当等致来り候処、区々ニ而、不都合之義も御座候ニ付、以来者、給料之外、夏分先織壹枚、冬分ニ至り綿入布子壹枚、元身分之高下ニ不抱差遣し候様取極申度奉存候、

御用所等で飯炊きの仕事をさせているセカチの手当について、今後は給料のほかに、夏は裂織1枚、冬は綿入布子1枚を、身分の上下にかかわらず支給するように取り決めたい、との伺いである。

史料5で北蝦夷地の小児へ支給された布子は、綿入りの袷の木綿衣であった可能性が高いことを、ここから推測できる。

史料8 『御用留之内より抜取書 号皇跡集』<sup>(7)</sup>(モンベツ御用所)のNo.34文書

清兵衛(支配人)、清七(指南役)から詰合衆中(モンベツ詰役)宛ての1856(安政3)年7月4日付けの請書である。本文は次のとおりである。

覚

モンヘツ  
サントア井ノ  
シヨコツ  
エラムシヤマ  
同所  
カエシタウエ  
ユウベツ  
ウレヒリカ  
トコロ  
エコキラ

ふるて 壺枚

一、玄米八升入三俵 ツ、

煙草三把

右年々当番家と老年者ニ付、為手当可差遣候処、当辰七月より取極メ、古手之儀ハ、ヲムシヤ席ニ差遣、米、煙草之儀、煙草者米ニ引直し、米数貳斗四升江、煙草三把之代米六升を入、メ合而三斗ニ相成候を、十二ヶ月ニ相当り候間、月々壺人分貳升五合ツ、ニ相成、夫を毎月当人并近親類之内を呼出し、当所之役土人為立合、遠方ハ其所之役土人居合候ハ、為立合、無左候ハ、事之序ニ稔与相届候者呼出し、当所之役土人為立合可相渡候、其節も御手当同様御直渡し可有之旨被仰渡承知奉畏候、依之御請申上候、以上、

但、閏月も余分ニ相渡申候、

辰七月四日

支配人  
清兵衛(印)  
指南役  
清七

御詰合衆中様

モンベツ番家では、老年者に対し、毎年手当を支給してきたが、今年の7月より取り決めをし、古手はオムシヤの際に支給し、タバコは米に換算し、12か月=1年で米3斗を支給することとする。これを月割で、毎月1人2升5合、近親者を呼び出し支給する。支給の際は、当所(モンベツ)の「役土人」を立ち合わせ、遠方についてはその場所の「役土人」に立ち合わせ、いない場合は、事のついでに信頼できる人を呼び出し、当所(モン

ベツ)の「役土人」を立ち合わせて支給する。その時も、手当と同様に直接渡すようにするとの趣旨を承知した、との詰役からの指示に対する番家側の請書である。

ここに登場するサントア井ノなど5名は、『当番屋申立高 安政四年』<sup>(8)</sup>(モンベツ御用所)のNo.45文書によると、いずれも80歳以上の老人(「極老土人」)である。また、同文書には「鰥寡孤独、長病之者も右同断」とも記されていることから、モンベツ場所では、米8升入り3俵と、タバコ3把と、古手1枚の3点セットを手当として、オムシヤの際に支給するのが松前藩領時代以来の仕来たりであったことが確認できる。また、それを第二次幕領化を契機に、タバコを米に換算し直し、米3斗と古手1枚の2点の支給に改めたこともわかる。ちなみに、米3斗=30升は、1俵8升入りで3俵6升である。

## 史料9 『幕末外国関係文書之十七』の第267文書

北蝦夷地詰役から「スメレンクル土人」<sup>(9)</sup>への申渡であり、1857(安政4)年9月7日にウシヨロの土産取ラメシカエクへ品物とともに渡された文書である。本文は次のとおりである。

申渡

スメレンクル  
土人  
キイチ  
同人妻  
同人娘  
ヲチーハ

造米貳俵

煙草三把

其方共儀、今年ウシヨロニおゐて、越年致す旨ニ付、今般格別之 御趣意ニ而、化外之土人ニ至迄、厚く御撫恤被成下候ニ付、書面之品々被下之間、難有存すへし、

右申渡趣、当人共江能々申論し、品もの相渡すへし、

ウシヨロ  
役土人江

## 史料10 『幕末外国関係文書之二十』の第36文書

北蝦夷地詰足軽石嶋清助の1858(安政5)年4月付けの上申書である。4月23日北蝦夷地詰の支配調役ほかの小印のほか、支配組頭奥村季五郎の一覽・小印済である。本文は次のとおりである。

ホロコタン住居之土人ウシヨロ村江移住之儀  
ニ付御届申上候書付

元山旦人

ホロコタン住居  
 家主男  
 イコヤ  
 午五十三才位  
 ホロコタン出生  
 イコヤ妻  
 ムニキカ  
 同四十一才位  
 同人悴  
 シニガノ  
 同七才位  
 同人娘  
 バタバタ  
 同十六才位  
 び四人

右之者共儀、ホロコタン住居罷在候所、近年不漁打続、至極難渋いたし居候ニ付、ウシヨロ村江引移、永住致候得者、御撫育等も被下候旨、委細申論候処、早速御請仕、辺境之私とも迄、厚く御世話被下置、難有仕合奉存候間、御教諭ニ随ひ、同所江引移り、当年より稼方仕候ニ付、召使被下度趣、願出候ニ付、私同船ニ而召連、去月十四日、ウシヨロ村着仕候、然ル所、同所土人ニセラ、エ儀、右之者共与親類ニ付、私方ニ而世話仕度旨、願出候ニ付、右承届、同人江相托置申候、右者、御撫育外之土人とも、御締内江移住仕、差向取続方ニも差支候儀ニ付、米八升麴式升煙草三把、私手限ニ而差遣し置申候、依之此段御届申上候、以上、

午四月

石嶋清助

史料9には、「スメレンクル土人」キイチの娘としてヲチーハ、史料10には、「元山旦人」<sup>(10)</sup>イコヤの妻としてムニキカの名が見える。箱館奉行の蝦夷地政策においては、アイヌが「撫育」の対象であり、「スメレンクル」「山旦人」などの「化外之土人」は、その対象ではなかったが、1857（安政4）年6～7月におけるロシア人のクシュンナイ滞留を契機に、「化外之土人」への「撫育」も行われることとなった（東 2006：70-71）。ヲチーハ、ムニキカとも、ウシヨロへ移住し、日本側の「撫育」を受けることになった人たちであった。

なお、キトウシ村のエコウヤの妻ムンキツカという名を記す史料もある（『幕末外国関係文書之十七』の第2文書）。

以上、史料1から史料10の内容を整理しておこう。高齢者、子ども、鰥寡孤独の者、病気の者に対し、何らか

の手当を給付する制度が、蝦夷地に居住するアイヌを対象に存在していたことは明らかである。この制度は、幕府による第一次蝦夷地直轄時に創設され、第一次幕領期、松前藩復領期、第二次幕領期と引き継がれてきた。幕府（その出先機関である松前奉行所）や松前藩は、この制度の遂行を場所請負人に義務付けていたが、実際の給付行為は請負人に委ねられ、その裁量に任せてきた。そのため、各場所によって給付の内容は不統一であった。第二次幕領期におけるアイヌの「撫育」は、箱館奉行所が各場所へ派遣した詰役による直接管理監督となり、幕府がアイヌの対象者に直接給付する形をとっていた<sup>(11)</sup>。この手当は、1年単位の給付であったが、オムシャの際、月割、毎日など、各人・各場所の状況や渡す品物の内容などによって、渡し方は区々であったと考えられる。

「老年」「老人」「老土人」は70歳以上を指し、80歳以上は「極老」「極老土人」などとされる。北蝦夷地の場合、史料2、史料3にあるように、70歳以上を長寿とし、手当給付の対象としている<sup>(12)</sup>。モンベツ場所の場合、史料8にあるように、80歳以上の高齢者（「極老土人」）が給付の対象となっている。北蝦夷地では造米5俵、モンベツ場所では造米3俵と古手1枚が対象者に給付されている。鰥寡孤独者、長病者にも、高齢者と同等の手当が給付された。

子どもに対する手当は、『ヨイチ場所引渡一件』などに、「鰥寡孤独之もの同様之取扱」と記され、高齢者や鰥寡孤独者と同様の枠で手当が給付された可能性もあるが、実態は不明である。15歳以下であっても孤児の場合は、鰥寡孤独者として扱われ、手当が給付された可能性は十分にある。

史料4～6にあるような7歳未満の小児への布子1枚の支給は、それらとは別枠の手当であったと考えられる。すなわち、社会的弱者への生活支援という範疇ではなく、小児の死亡率を減少させ、アイヌの人口を増やすという少子化対策である。その意味では、同時期に企図されたアイヌの婚姻奨励政策と同様の性格をもつものと言える<sup>(13)</sup>。

「化外之土人」への「撫育」は、ロシア人のクシュンナイ滞留を契機に実施された手当の給付である。史料9にあるように、「スメレンクル土人」のキイチへは、家族として造米2俵とタバコ3把が支給されている。

以上を踏まえたうえで、「92才」～「93才」の帳簿分析へ戻ろう。表題には「極老孤長病土人」とあるので、これを「極老」「孤」「長病」の3つに分け、それがここには順番に記載されていると解釈するのが、素直な読み方であろう。

北蝦夷地の場合、70歳以上の高齢者に手当給付が適用されている。このことから、79歳のワンワチシは80

歳に近く、「極老」との理由で手当が給付されているとみて良いだろう。

次のケ子ツカは72歳である。たしかに70歳以上の「老年」ではあるが、「極老」なのであろうか。肩書きは「家主ホクヌ同居女」であり、ホクヌの家で世話になっている厄介と考えられる。したがって、鰥寡孤独者ゆえに給付の対象となっている可能性も否定できない。

ヲチハ、ホヌアン、ユフケタの3名は、いずれも13歳以下の年少者であり、年少ゆえの手当給付の可能性もくはない。しかし、いずれの肩書きにも「厄介」とあるので、身寄りのない孤児であった可能性が高い。したがって、子どもへの手当というよりは、鰥寡孤独者として手当が給付されたとみた方が良いだろう。

ヲンハヲトエは、「是ハ昨未年与痛風ニ而相願居候ニ付」との記述から、ヲンハヲトエ自身からの「長病」扱いの願い出により、手当給付の対象となったと解釈できる。

「極老」「孤」「長病」が順番に記されているとみれば、ラムリテンケマ、エトランマ、ムンキカの3名は、ヲンハヲトエに続いて記されるので、「長病」と言える。しかし、ヲンハヲトエのように特段の註記がないので、「長病」と断言はできない。この3名の年齢は27から43歳で、3名とも女性である。

ラムリテンケマは、「3オ」の人別帳によると、「此座之ラムリテンケマ事シツヘチウの妾女也」とあり、6歳前後のヘチノツコという名の妾がいる。

エトランマは家主ヘケンシラリの妻である。「6ウ」の人別帳によると、ヘケンシラリには、弁太郎、弁治郎、安三郎、とめ、の4人の息子、娘がいる。

ムンキカは史料10では「スメレンクル土人」イコヤの妻となっており、ホロコタンからウシヨロへ移住した「化外之土人」であったが、イコヤの名はウシヨロ場所の人別帳には見えず、「3ウ」には、妻のムンキカとその娘のハタハタ（トヲセルイマ・20歳）は、ともに家主ニセラ、井の同居人となっている。

ラムリテンケマ、エトランマ、ムンキカの3名は「22オ」～「86ウ」の「給料勘定」には名前が見えないので、会所の「雇」の対象外となっている。一方、ムンキカの娘のハタハタ（トヲセルイマ）は「給料勘定」の対象として「雇」に従事している。

したがって、この3名の女性は、「雇」を行うことが困難な状況にある者、すなわち「長病」と判断され、手当給付の対象とされたと考えられる。

以上から、「92オ」～「93ウ」の9名への造米3俵と古手1枚の支給は、高齢者、鰥寡孤独者、長病者への生活支援給付であったと解釈することができる。

II二編で検討した「88オ」～「91ウ」の「従是撫育渡

方覚」は、非「働土人」に対する「撫育」であり、5～12歳の年少者と、60歳以上の老年者、及び病人へ1日につき2合の「撫育米」を支給するものであった。裏を返せば、13～59歳の男女で病人ではない健康な人は、何らかの「雇」を行う「給料勘定」の対象者であった。

「92オ」～「93ウ」の「極老孤長病土人」9名のうち、70歳以上のワンワチシとケ子ツカの2名は、「88オ」～「91ウ」の「従是撫育渡方覚」でも「撫育米」を支給されている。しかし、ほかの7名は、出てこない。このことから、「極老孤長病土人」への「撫育」とは、非「働土人」への「撫育」と異なる別枠の制度であったことが指摘できる。

## (6) 万延元年「土人給料勘定」 94オ～107ウ

「94オ」冒頭には、「申年土人給料勘定左之通」とあり、ここから「107ウ」までは、1860（万延元）年の「給料勘定」が記載される。基本的には、「22オ」～「86ウ」の1859（安政6）年の「給料勘定」の翌年分をまとめたものと言えるが、それに比べると省略が多いという特徴がある。

「94オ」～「94ウ」記載の最初のヲンハヲトエは、次のように記されている。

ライチシカ村  
惣小使  
ヲンハヲトエ

高七拾俵  
一、四拾六俵ト五升三合 閏三四五六七八十  
十一八月月分  
代貳拾七貫九百九拾八文  
内貸  
閏三月十五日  
一、貳百十六文 濁酒五升  
同廿八日  
一、九拾八文 諸味壺升五合  
四月朔日与八月十四日迄三度ニ相渡、  
一、壹貫五拾文 糶七升  
同七日  
一、八拾五文 白米壺升  
同廿五日  
一、貳百廿八文 煙管壺本  
同廿六日  
一、壹貫八百文 茂尻合羽壺枚  
同廿廿六日与十一月廿五日迄ニ  
一、貳貫拾五文 地廻り蓑三拾壺把  
七月四日  
一、百六拾三文 下帯壺本

七月四日  
 一、三貫六百文 古手壺枚  
 同十五日八月四日  
 一、三貫四百九拾文 玄米壺俵ト六升  
 〆拾貳貫七百〇五文  
 引残而  
 拾五貫貳百九拾三文  
 此渡品  
 六貫文 玄米貳俵  
 壺貳百文 糶八升  
 百八拾文 阿波粉二玉  
 百三拾文 永代張式本  
 六拾五文 白伝甫壺ツ  
 壺貫八百文 茂尻合羽壺枚  
 九貫文 蝦夷小袖壺枚  
 此分酉九月二日渡  
 小以十八貫三百七拾五文  
 指引テ三貫八拾貳文不足  
 此分酉給代勘定ニ而差継候約定なり、

ここには、居住村名、名前、基準高、稼高、雇用期間、前貸の品名・数量・額と前貸日、総前貸高、差引高、渡品（品名・数量・額）、渡品の総高が記されており、基本的な記載内容は、前年と変わらない。この年のヲンハヲトエの稼高は27貫998文、貸高は12貫705文で、差引高15貫293文の黒字決算となっている。そして、その収入で、玄米2俵などの渡品を得る、という「給料勘定」の基本構造は、前年と同じである。しかし、実収入よりも多くの品物を求めたためか、「指引テ三貫八拾貳文不足」と3貫82文足りなくなり、これを「此分酉給代勘定ニ而差継候約定なり」と、翌年の勘定に繰り越すことになったようである。実際、翌年の「給料勘定」を記した「117ウ」には、「三貫文 蝦夷小袖代不足分引事、委細者申年勘定帳尻ニ而相分り」とあり、蝦夷小袖の代銭3貫文の不足分が引かれている。

冒頭のヲンハヲトエの場合、このように、前年同様の詳細な「給料勘定」の記載となっているが、次のニシノツケ以下は、村名、名前、基準高、稼高、雇用期間の記載しかなく、貸高、差引高、渡品は省略されている。これが、以後54名分記される。

そして、「102オ」のカンキシランケ以下は、次のように別形式となる。

ライチシカ村  
 カンキシランケ

一、手当  
 此渡品 玄米三升

阿波粉三玉  
 間切貳枚

稼高に関する記載がなくなり、ただ「手当」とのみ記され、「渡品」として、その品物の種類と数量が記されるのみである。この記載が「107ウ」まで続き、合計30名分記載される。ちなみに「玄米」は1俵8升入り、「阿波粉」は阿波の刻みタパコ、「間切」はマキリのことである。

「雇」が54名、「手当」が30名で、あわせて84名の「給料勘定」が、ここには記載されている。前年の記載との違いは、最初に「雇」、その後に「手当」と、はっきりと両者を区別して記している点である。前年は、それが区別されず「雇」と「手当」が混在していた。

〔表11-1〕(24～27頁)、〔表11-2〕(28～29頁)は、この年の「給料勘定」の記載内容を個人別に整理したものである。記載順に1～84の番号を振り、これを「1860No.」の列に入力した。また、前年1859(安政6)年と対照させるために、〔表6〕(I初編の30～33頁)で付した番号を「1859No.」の列に入力した。なお、紙幅の関係から「雇」と「手当」で表を分け、「雇」は〔表11-1〕、「手当」は〔表11-2〕とした。

84名の性別は、男性55名、女性27名、不明2名である。不明2名は、No.14カアナイ、No.33不明(名前の記載なし)である。

前年の69名(男性45名、女性23名、不明1名)に対し、この年は84名に増えている。増減の内訳をみると、この年から名前が登載されたのは、No.13ヲマントイケマ、No.33不明、No.56ヲチハ、No.59チヤコノ、No.60ニセヲツケウランケ、No.61イコテシランケ、No.63ラミサカイク、No.64セクイランマ、No.65ヌウチウケマ、No.67カンヌンヒタ、No.68イトエフリ、No.70トヲサンケ、No.71ヤアチシユイ、No.72ホヌアン、No.73ヌカケシランケ、No.75レアンハアイノ、No.76キイシランケ、No.77ヌマントランケ、No.79サ子タツタリ、No.82ヌイトクシマの20名(男性12名、女性5名、不明3名)であり、前年から名前が消えたのは、前年No.18シヨヒシランケ、No.37チイチホマ、No.40チカンヌンカラ、No.46イトモツテマ、No.53カンキタヨシマの5名(男性2名、女性3名)である。つまり、前年の69名から5名減り、この年20名増え、差し引き15名増えて84名となったのである。

この84名の年齢について、1862(文久2)年の人別帳(本帳簿の「2オ」～「17オ」)と照合したところ、9～62歳となった。この「給料勘定」は、それより2年前なので、単純に2を引くと7～60歳となる。II二編で検討した「撫育」は、5～12歳、及び60歳以上がその対象と

され、「雇」の対象からは外されていた(東 2019a:5)。12歳以下に「手当」が支給されていることについて、今のところその詳細を明らかにすることはできないので、その事実のみをここでは確認しておきたい。

次に雇用月に着目してみよう。前年は5~12月(8か月)の分の記載であったが、この年は1~12月の1年分(1860年は閏年なので13か月分)の記載がある。〔表11-1〕の「月数」の列は2列設けている。これは帳簿に墨書された合計雇用月(左列「ママ」と各月の記載を計算した月数(右列「改」)にズレがあるためである。表中の「改」列の網掛けは、ズレのある部分を示している。例えば、No.2ニシノツテは「正二半閏三半四五六半八半九十半十一半十二半八ヶ月分」とあるが、「正二半閏三半四五六半八半九十半十一半十二半」を合算すると7か月半にしかならない。ズレがあるのは11名であり、切り上げ、切り下げそれぞれが見られる。とくに帳簿記録者の何らかの意図を読み取ることもできないので、ここではそれを単純な計算(書き)間違いと判断しておきたい。

この年、最も「雇」に従事しているのは、No.47ルウサンマ(女性・14歳位)で11か月、次が9か月半でNo.27ハニシトランケ(男性・30歳位)、No.41セイシヒリマ(男性・18歳位)、No.42トリマ(女性・16歳位)である。以下、9か月、8か月半、8か月…と続く。最も少ないのは、No.16チセキシユイで1か月半である。

54名の雇用期間の平均は、約6.5833月、すなわち約6か月半である。雇用期間は、少ない人から多い人まで、ほぼ満遍なく分布している。また、年齢別、男女別、階層別(乙名・土産取などの役の有無、平土人かウタレかなど)に見ても、特徴らしいものは見出せない。春はニシン漁、秋はサケ漁の季節なので、一般的には、その時期の漁場労働に合わせて雇用が多くなるように考えがちであるが、一年を通じて満遍なく何らかの仕事があり、各人がそれに合わせて仕事を行っている様子が、ここからは読み取れる。

基準高は、北蝦夷地直捌場所の「土人給料」で示されたものとほぼ合致しており、それがウシヨロ場所でも援用されたと考えられる<sup>(14)</sup>。これは「年中雇」、すなわち1年間満期に働いた場合の「給料」を示したもので、現代の給与体系からすれば、年俸といった考えに近いものである。No.1ヲンハヲトエは70俵、No.2ニシノツテは35俵、No.3ヘシロコツテは20俵が基準高となっている。しかし、実際の稼ぎは46俵5升3合、23俵2升7合、10俵となっており、それぞれ減額されている。これは、雇用期間と関係があり、それぞれ8か月、8か月、6か月と雇用期間の満期に満たないための減額と考えられる。

No.1ヲンハヲトエの場合、基準高70俵に8/12月を乗

算すると、46俵+2/3俵(=16/3升=5升10/3合)となる。10/3合は、四捨五入で3合となるため、稼高は46俵5升3合と計算されたのであろう。同様にNo.2ニシノツテは35俵×8/12月=70/3俵=23俵+1/3俵(=8/3升=2升20/3合)となり、20/3合は四捨五入で7合となるため、稼高は23俵2升7合と計算される。No.3ヘシロコツテは20俵×6/12月=10俵、No.4コイフケマは25俵×8.5/12月=17俵+8.5/12俵(=5升48/7合)で17俵5升7合、No.5ニシロは30俵×9/12月=22俵+1/2俵(=4升)で22俵4升となる。このように、1年を12か月とみなし、雇用月数を12で割った数を基準高に乗算したものが稼高となるしくみが導き出せる。労働日数は、日単位ではなく、半月単位で計算されるシステムであったことも、この部分の分析から確認できる。

なお、No.7ヲホリの稼高は、28俵2升7合のほかに「別段手当」として5俵が加えられ、合計33俵2升7合となっている。同様にNo.27ハニシトランケは、稼高30俵に「別段手当」5俵が加わり35俵、No.50ヲフツセレは、稼高16俵2升到「別段手当」5俵が加わり21俵2升となっている。「別段手当」が加算されているのはこの3名のみである。役付きの人には、「土人役料」として、その役に応じて一定の俵数を支給するしくみがある(菊池2014:105)。ヲホリとハニシトランケの2名は、1862年の人別帳では、「土産取」という役付きであるが、両者が「土産取」に就任するのは1861(文久元)年9月のことであり(「7ウ」・「12オ」より)、この時点では役付きではない。したがって、3名とも役付きではない。この年の「給料勘定」には、役付きの人には役名の記載があり、No.1の惣小使ヲンハヲトエ、No.18の土産取センクラ、No.29の乙名ノホリランケ、No.36の小使サンキランマ、No.37の土産取キリホクシランケの5名がそれに該当する。彼らにはとくに「別段手当」の記載はなく、元々の基準高が高く設定されているのみである。「別段手当」の詳細は今のところよくわからないが、とりあえずその事実のみをここでは確認しておきたい。

「102オ」以下は、「手当」支給対象者の記述となる。「手当」として支給された各品目が記載される回数は、多い順に、紅中形16回、間切16回、白伝甫15回、玄米12回、地廻り蓆9回、阿波粉7回、煙管5回、壺ツ碗5回、永代張罌4回、皮縫針4回、手拭4回、木綿針4回、白木綿2回、縞木綿2回、下帯2回、三ツ碗2回、清酒1回、糺1回、煙草入1回、掲布1回、紺伝甫1回、中足袋1回となっている。ここには「手当」として支給された品物の値段の記載はないが、仮に〔表7〕(I初編の34頁)の貸付品の額を適用してみると、No.56ヲチハは、紅中形5尺(225文)+白伝甫5つ(108文)+木綿針5本(25文)=358文、No.58イ、ルカリは地廻り蓆1把(65文)

+玄米3升(225文)+紅中形5尺(225文)+白伝甫3つ(65文)=580文となる。漆器などの高額商品や大量の品が支給された形跡は見られない。いずれも「雇」の黒字清算の場合に入手できる品物と比べると、少額の手当である。

「手当」支給者のうち、No.69イトワトワのみに「内貸」の記載が見られる。「104ウ」には、次のようにある。

同村  
イトワトワ

一、手当  
内貸  
二月廿日  
六拾五文 永代張鍾壺本  
閏三月廿一日  
三拾三文 間切壺枚  
五月四日  
六拾五文 地廻り蓑壺把  
六月二日  
六拾五文 同壺把  
同九日  
六拾五文 同壺把  
同廿七日  
貳貫四百文 茂尻壺枚  
七月十日  
六拾五文 地廻り蓑壺把  
九月十八日  
六拾五文 同壺把  
十月九日  
百三拾文 同貳把  
同十日  
壺貫貳百文 玄米一斗六升  
同  
三百文 糶貳升  
同  
六拾五文 地廻り蓑壺把  
〆四貫五百拾八文  
外ニ  
玄米八升  
阿波粉貳玉

イトワトワは、I初編で述べたように、ヲタフニ村の家主からナイコトロ村家主のシユマカンテシユの同居男になった人である(東2018:12)。そのことと、この部分に「内貸」が記されている因果関係は不明であるが、2貫400文の茂尻1枚や1貫200文の玄米1斗6升など高額商品を前借りしていることから判断すると、元々は「手

当」支給ではなく、「雇」従事者であったと考えられる。

### (7) 万延元年「撫育」 108オ～110ウ

「108オ」冒頭には「申年撫育相渡方覚」とある。そして、「ライチシカ村ノヲンハヲトエ家内ノソ、ロケノ一、玄米七斗八升 正月と十二月迄ノ閏月共十三ヶ月分ノ〆」とあり、「110ウ」まで、ほぼ同じ形式の記載が続く。

この部分は、II二編で取り上げた「(4) 安政6年「撫育」」の翌年分の記載であり、5～12歳の子どもと60歳以上の高齢者への「撫育」を書き上げたものと言える。〔表12〕(30頁)は「108オ」～「110ウ」の記載内容を整理したものである。

ここには20家24名分の記載がある。前年は、1人につき1日米2合、1か月(30日)で6升、5～12月の8か月間で4斗8升の支給となっていた。この年は、閏年で13か月間なので、6升×13か月=7斗8升の支給となり、帳簿の記載と一致している。

### (8) 文久元年「土人介抱」 111オ～116ウ

「111オ」冒頭には、「文久元酉年四月土人介抱米代品物渡方左之通」とある。そして「セイシヒリマノ下帯壺本ノ地廻り蓑貳把ノ間切壺枚ノ〆」と名前と品物の名称・数量が列挙されるパターンが「116ウ」のヘシロコツテまで続く。そして最後(116ウ)に、次のように記述される。

ヲタソ鱒漁 カンキシランケ  
手伝いたし土人 キウインテ  
濃両面壺反  
地廻り蓑貳把  
〆

右者同人義六月四日と八月二日迄之内二日休ミ引残手間五十日分并キウインテ十六日分〆六十六日分介抱米可相渡所、右日数之内ニ而当所江飛脚罷来り候節、会所ノ介抱相渡ス、且亦ヲタソニ而茂六日分相渡候ニ付、右両様共引残り之分如此会所ニ而八月廿二日相渡ス、

ヲタソでマス漁の手伝いをしたカンキシランケ、キウインテへの濃両面1反、地廻り蓑2把の支給を示すものであり、「右者」以下の記述から、それは8月22日にウショロ会所が「介抱」として渡したものであったことがわかる。「116ウ」のヘシロコツテまでの部分は、「111オ」冒頭の記述にあるように、4月に「介抱」として渡した品物の書き上げであり、最後のカンキシランケ、キウインテへの「介抱」は別枠だったということになる。

カンキシランケは、1862年人別帳(8オ)によると、惣小使ヲンハヲトエの倅で、キウインテ(キウインテ)はその妻とある。また、「此座之キウインテ是迄サンキラマウタレ女ニ候処、西年呼取ル」との記述もあり、この年に両者は婚姻関係となったこともわかる。なお、家主である惣小使ヲンハヲトエは、人別帳(8オ)ではヲタフニ村居住となっているが、「元ライチシカ村ニ住居いたし候得共、去秋当所江引移候事」との記述があるので、1861(文久元)年の秋前まではライチシカ村居住である。また、「2オ」の家主トヲサンケ家の書き上げの最後に、「是迄住居いたし候ヲンハヲトエ義、家内不残酉秋ヲタフニ村江移住いたし候ニ付、渡守として右之者遣し置候事」とあるので、ヲンハヲトエは1861(文久元)年の秋前まで、ライチシカ村で「渡守」を務めていたと考えられる。ライチシカ村は、ウショロ場所内とはいえ、ウエンルイサン村などウショロ湾内の他の村々とは離れた位置にあり、ヲタソ(ヲタシ)は越後出身の松川弁之助たちが西海岸に新たに開設した漁場のある場所で(東 2009: 184)、ライチシカ村のすぐ南に位置する。したがって、カンキシランケとキウインテの2名は、ヲタソへ漁場の手伝いに行き、その期間の「介抱」を受けたと推測される。

〔表13〕(30～32頁)は、「111オ」～「116ウ」の「介抱」の記載内容を整理したものである。記載順にNo.1から57の番号を付した。冒頭の「土人介抱米代品物」との表現から、「土人介抱米」は別の品物(下帯、地廻り蓑、間切等)と交換されて支給されたと考えられる。4月に支給されたのがNo.1～55の55名、8月22日に支給されたのがNo.56・57のカンキシランケ・キウインテの2名で、合わせて57名分の記載がここにはある。

〔表13〕中の「1862年人別帳」の列は、「2オ」～「17オ」の記載内容を分析の参考のため付け加えたものである。肩書きの後ろの( )の部分は家主の名前、「※」の部分は1861(文久元)年当時の状況を人別帳等から拾い集めて筆者が書き加えた情報である。

このNo.1～55の記載順に着目すると、No.1～11が男性(No.3、No.9は不明)、No.12～23が女性、No.24が男性、No.25～40が女性、No.41～42が男性、No.43が女性、No.44～55が男性(No.47カアナ井は不明)となっており、男性、女性の記載がある程度固まって交互に記されていることがわかる。年齢は14～44歳(1862年人別帳では15～45歳)の範囲である。また、家主との関係(肩書き)に着目すると、家主、及びその妻ではない人が圧倒的に多い。1862(文久2)年の人別帳に「家主男」「○○妻」などと記載されていても、1861(文久元)年時点では別の家主宅の同居人である場合がほとんどである。すなわち、家主の次三男や娘、弟、同居し

ている長男(倅)とその妻、ウタレ男女といった同居人が多く、家主やその妻の記載がほとんど見られない。〔表13〕の「丁番」「No.」「名前」列の網掛け4名は、そのことが確認できなかった人、もしくは例外を示している。また、13歳以下、かつ45歳以上の人の記載が見られないのも特徴として指摘できる。

ここに記載される57名を、1862(文久2)年人別帳の人名と照合すると〔表14〕(32～36頁)のようになる。〔表14〕の「介抱」の列の番号は、〔表13〕の「No.」である。すなわち、「介抱」の列に番号が付してある人は「介抱」を受けた人であり、空白は「介抱」を受けていない人である。やはり1861(文久元)年時点で家主、及びその妻である人は、「介抱」の対象になっておらず、「3オ」のNo.42ニセレミセカのみが唯一対象となっている。しかしニセレミセカには、「同人妻ヒラ、ンケマ三十六才ニ而申正月十七日病死」とあり、ニセレミセカは家主とは言え、独り身(寡夫)であったと考えられる。ここでいう「介抱」が、家の同居人を対象とし、家主とその妻を除外したものであったと括れば、夫婦=家を構成していないニセレミセカが「介抱」の対象とされていても不思議ではない。

しかしながら、〔表14〕を詳細に眺めると、必ずしもすべての同居人に「介抱」が行われているわけではないことも読み取れる。

II二編で先行研究を整理したとおり、「介抱」とは、狭義には「下され物(被下物)」を指す語であった(東 2019a: 3)。「下され物」は、「幕府役人あるいは場所請負人が祝儀・年中行事などさまざまな機会を通じてアイヌの人々へ与えた物品」(菊池 2014: 99)である。1860(万延元)年の場所引継文書からクナシリ場所におけるアイヌへの「下され物」の機会と品を整理した菊池勇夫氏によると、こうした「下され物」は「居合土人」へ支給される機会の多いことがわかる(菊池 2014: 99-101)。つまり、その場に居合わせた人たちが支給の対象であり、その場に現れなかった人には支給されないのである。

したがって、「111オ」～「116ウ」のヘシロコツテまでの55名の「介抱」は、居合わせた同居人への「介抱」を記したものである、という可能性をここでは指摘しておきたい。

なお、品替えされ、各人へ実際に支給された品物に着目すると、男女で特徴的な傾向のあることがわかる。男性の場合、「下帯」、「地廻り蓑」、「永代張」、「間切」などが多く、女性の場合は、「下帯」「間切」「永代張」はほとんど見られず、代わりに「色伝甫」が多くなる。北蝦夷地のオムシャの際の「下され物」として、階層に応じて酒やタバコ、白米が支給されるほか、15歳以上の

「男土人」には「間切壺挺」、「女土人」には「針五本」が別に支給されている例があるので<sup>(15)</sup>、「下帯」や「間切」は主に男性、「伝甫」は女性に交換される品物であったと考えられる。

(9) 文久元年「土人給料勘定」 117オ～130ウ

「117オ」冒頭には、「酉年土人給料勘定左之通」とあり、ここから「130ウ」までは、1861（文久元）年の「給料勘定」が記載される。前年の「給料勘定」と同様、最初のヲンハヲトエのみ詳細に記され、それ以降は名前と稼高、あるいは手当の額のみの省略形である。

「117オ」～「117ウ」のヲンハヲトエは、次のように記されている。

ライチシカ村  
惣小使  
ヲンハヲトエ

高七拾俵

一、五拾五俵

此代三拾三貫文

内貸

四月廿四日

六拾五文 地廻り蓆壺把

同廿八日

五貫四百文 壺斗鍋壺枚

同

貳百六拾文 地廻り蓆四把

同

百五拾文 玄米貳升

六月八日

五百六拾三文 刺足袋壺足

同十日

百三拾文 手拭壺本

同十日

百三拾文 地廻り蓆貳把

同廿二日

三百廿五文 同五把

同廿七日

六拾五文 火打鉄壺ツ

七月三日

貳百四拾三文 清酒壺升

同十日

六拾五文 永代張鍾壺本

七月十四日

百九拾五文 地廻り蓆三把

八月六日

百三拾文 同貳把

九月十三日

六拾五文 同壺把

同廿八日

三百廿五文 同五把

十月十日

三貫六百文 古手綿入壺枚

同廿三日

百三拾文 地廻り蓆貳把

同廿五日

百九拾五文 同三把

十一月朔日

百三拾文 同貳把

同八日

三百七拾五文 玄米五升

同

百五拾文 糶壺升

〆拾貳貫六百九拾壺文

引残而

廿貫三百〇九文

内

三貫文

蝦夷小袖代不足分引事、委細者申年勘定帳尻ニ而相分り、

拾貫八百文

器行壺ツ

三貫文

玄米四斗入壺俵

六百三拾文

阿波粉七玉

九百三拾貳文

清酒四升

七百五拾文

糶五升

八百五拾文

薄縁貳枚

三百廿五文

諸味五升

三拾三文

間切壺枚

基準高が70俵、稼高は55俵（33貫文）で貸高12貫691文で差引高20貫309文である。渡品の部分は、前年の蝦夷小袖代の不足分3貫文と、行器、玄米などこの年の分17貫320文の合計20貫320文となっており、11文不足ではあるが、差引高20貫309文をもって充てられたと考えられる。前年の記載との大きな違いは、雇用月の記載がなくなったことである。

この点は、次のカンキシランケ以下も同様である。〔表15〕（36～39頁）は、「117オ」～「130ウ」の記載内容を整理したものである。記載順にNo.1～100の番号を付し、それを「1861No.」の列に入力した。「1860No.」は〔表11〕、「1859No.」は〔表6〕で付した番号である。

前年は、「雇」→「手当」の順で居住村順に並んでいたが、この年は居住村順でしか並んでおらず、「手当」支給者が「雇」のなかに混じって記される。その意味では、一昨年（1859年）の書き方に近い。

雇用月の記載が一切ないので、各人の雇用期間は不明であるが、前年で導き出した算出方法を用いれば、雇用期間を出すことは可能なはずである。ところが、各人の稼高は、40俵、30俵、25俵などと、きわめて切りの良い数字となっている。例えば、前年の算出方法を用いて雇用月を計算すると、No.1ヲンハヲトエは $55 \times 12 / 70 = 9.428 \dots$ 月、No.2カンキシランケは $30 \times 12 / 35 = 10.285 \dots$ 月、No.4ニシノツテは $35 \times 12 / 40 = 10.5$ 月、No.5ヘシロコツテは $25 \times 12 / 30 = 10$ 月となり、きれいに半月単位で雇用月を算出できる人とできない人がある。過去2年の稼高が、基準高と雇用月から「升」「合」の単位まで細かく計算され算出されていたのと比べると、この年の稼高には「升」や「合」の記載が一切ない。そもそも、これまでのやり方では、全員の稼高が切りの良い数字で算出されることなどありえない。このことを鑑みると、この年の「給料勘定」は、過去2年と比べると大雑把に計算、もしくは別の基準や方法でもって、各人の稼高が決定されていると言える。

同じ基準高の人の稼高に着目すると、40俵以下の役付きではない人（「平土人」）の場合、基準高20俵の人は稼高15俵か12俵、基準高25俵は20俵か17俵、30俵は25俵か20俵、35俵は30俵か27俵か17俵、40俵は35俵か32俵となっている。「130ウ」には、「ヘトロンケマ／ケマチヘリ／イワトイケマ／ウ、ナホイ／ヲヘランケ／カンキタヨシマ／エ、ルカリ／コンナシテマ／此八人之者草刈ニ付三俵宛相減候事」との記載があり、草刈りという軽い仕事への従事ゆえ、この8名は稼高から3俵減額されたようである。その減額分を上乗せすると、基準高20俵の稼高12俵、基準高25俵の稼高17俵がなくなる。

以上を踏まえると、この年の基準高と稼高の関係は次のように整理できる。

基準高				稼高			
俵	人数			俵	人数		
	合計	男	女		合計	男	女
20	12	0	12	15	12	0	12
25	6	0	6	20	6	0	6
30	17	12	4	25	12	8	4
		※不明		20	5	4	※不明
35	11	11	0	30	5	5	0
				27	5	5	0
				17	1	1	0
40	9	9	0	35	7	7	0
				32	2	2	0
60	5	5	0	45	3	3	0
				40	1	1	0
				30	2	2	0
65	1	1	0	50	1	1	0

基準高60俵以上は、土産取、小使、乙名、惣小使の役付きである。役付きではない場合は、男性は40俵、35俵、30俵であり、女性は30俵、25俵、20俵となっている。先に、ウシヨロ場所の「土人給料」は、北蝦夷地直捌場所の基準が援用されていることを述べた。役付きでない人は、男女のちがいのほか、「平土人」か「家内土人」かでも区別がある。すなわち、「平男土人」「平女土人」、「家内男土人」「家内女土人」の4種類があり、さらに各種類のなかで上中下の3つのランクが設定されている<sup>(16)</sup>。しかし、この年の「給料勘定」の基準高は、男性は40俵、35俵、30俵、女性は30俵、25俵、20俵しかなく、これは「平男土人」と「平女土人」のランクであり、「家内男土人」と「家内女土人」のランクが見当たらない。例えば、No.43ヘンチヤリクは、アミキシランケ宅のウタレ男（すなわち「家内男土人」）であるが、一昨年・昨年は基準高20俵であったのに対し、この年は30俵となっている。他の人たちも同様に、基準高が前年よりも高く設定された傾向が読み取れる。

この時期、ウシヨロ場所は、1859（安政6）年の日本とロシアの国境画定交渉（ムラヴィヨフ交渉）によるサハリン島「双方雑居」の受諾により、ロシア人の移住や「徘徊」が顕著となったところである（秋月 1994：147）。またウシヨロ場所は、1860（万延元）年より大野藩の「領分同様」の地とされ、1861（文久元）年までは、ウシヨロ詰の足軽立ち会いのもと、アイヌへの「手当」や「介抱」「撫育」が行われた。しかし、それ以後は大野藩の裁量に委ねられ、役人の立ち会いがなくなった（東 2007：78）。ライチシカ村の惣小使ヲンハヲトエの弟ヲホリによるロシア人との物々交換の発覚後、ロシア人によるアイヌの勧誘を防ぐための取り締まりが強化されたのは、1860（万延元）年12月～1861（文久元）年1月ごろのことである<sup>(17)</sup>。ロシア人から物品の供与を受けたアイヌが、詰役へそれを届け出た場合、その「加倍」の手当を支給する厚遇策を日本側はとっている（東 2010：215）、厚遇策の一環として、1861（文久元）年から「給料」の引き上げが行われた可能性もある。この年の稼高の大雑把な切りの良い数字は、以上のような諸事情を背景としている可能性を、ここでは指摘しておく。

「117オ」～「130オ」に記載の人数を数えると、この年の「給料勘定」対象者は100名であり、そのうち「雇」が60名、「手当」が40名である。そして、「手当」40名のうち基準高の記載のある人が5名、ない人が35名である。つまり、5名は基準高と手当が併記されている。

過去2年の「給料勘定」とは異なり、この部分の末尾の「130ウ」には、合計人数の記載がある。「130ウ」には「人数百人／内三拾五人 手当遣之者／六拾五人

雇之者」とある。「雇」65名と「手当」35名との記載は、「117オ」～「130オ」の記載内容の「雇」60名、「手当」40名とは数字が合わない。基準高の記載のある「手当」5名(No.31ハウルケマ、No.41ウレケシランマ、No.45カンリトヨケマ、No.82イ、ルカリ、No.97ヌチヤランマ)を「雇」の人数に移せば、数字が合うことになる。合計人数にズレがある理由はわからないが、とりあえず「130ウ」の記述は無視して、「雇」60名、「手当」40名として話を進めたい。

1859(安政6)年から3年の人数の推移を見ると、次のとおりとなる。

年	種別	総数	男性	女性	不明
1859年 (安政6)		69	45	23	1
	雇	59	36	22	1
	手当	10	9	1	0
1860年 (万延元)		84	55	27	2
	雇	54	37	15	2
	手当	30	18	12	0
1861年 (文久元)		100	52	45	3
	雇	60	39	19	2
	手当	40	13	26	1

前年からの増減の推移を見ると、全体の数は、84名から100名へと増えている。この年新たに名簿に登載されたのは24名であり、男性4名、女性18名、不明2名である。このうちNo.62カンキタヨシマ、No.71チエチホマ、No.78チカンヌンカラの3名は1859(安政6)年名簿登載、1860(万延元)年名簿非登載の、再登載者なので、この年からの全くの新規登載は21名となる。逆に前年の名簿から名前が消えたのは、〔表16〕(39頁)の8名である。前年のNo.33は名前の記載がなかったため、実は新規登載24名のなかに含まれている可能性がある。また、この年のNo.91へ井ナラリとNo.92イコロ井シユは、1862年人別帳で名前が照合できなかったため、この年からの新規登載として扱ったが、〔表16〕の誰かが改名した可能性もある。そのことを差し引いたとしても、前年に比べ約20名以上増えたわけであり、しかも女性が著しく増えたことがわかる。

「給料勘定」対象者全体の数は、年を追うごとに増えているが、その「雇」「手当」の内訳を見ると、増えているのは10名→30名→40名の「手当」であり、「雇」は59名→54名→60名とほぼ横ばいである。「1859No.」「1860No.」「1861No.」の列の番号の網掛けは、「手当」支給者を示している。この年の「手当」40名を細かく分析すると、この年(3年目)からの新規名簿登載者が19名、前年から2年連続(2・3年目)「手当」が11名、3年連続(1・2・3年目)「手当」は3名、初年度のみ

「雇」で2～3年目「手当」が5名、初年度と2年目が「雇」で3年目のみ「手当」が1名、初年度「雇」・2年目名簿非登載、3年目「手当」が1名である。

一方、この年は「雇」で、過去2年のどちらかで「手当」を経験した人は11名である。

以上を整理すると、この年の「給料勘定」対象100名のうち、過去3年間で「手当」のみの経験者は33名、「雇」と「手当」の両方の経験者が18名なので、「雇」のみの経験者が49名となる。そして、49名のうちNo.81ヲマントイケマのみが2年目からの「雇」で、ほかの48名は3年連続で「雇」を務めている。

会所側としては、常時約50名程度をさまざまに雇用できる働き手と認識していたと考えられる。ウショロ場所の居住人数は、1862年人別帳によると179名なので、その約3割程度がウショロ場所の働き手ということになる。

最後に前年の「給料勘定」の分析の際にもふれた「役料」について見ておきたい。この年の「給料勘定」の記載では、No.65の土産取シツヘチウ(125ウ)、No.72の小使サンキランマ(126ウ)に、それぞれ稼高の下に「内拾俵役給料」という記載がある。この年の役付きの人は7名であるが、この記載があるのはこの2名のみで、ほかのNo.1の惣小使ヲンハヲトエ、No.32の土産取センクラ、No.40の土産取ハニシトランケ、No.44の乙名ノホリランケ、No.50の土産取キリホクシランケには、とくに「役給料」の記載はない。「内拾俵役給料」という記載は、本来の稼高への「役給料」の加算を想起させるが、なぜこの2名のみ記載があり、他の5名に記載がないのか、理由は不明である。

#### (10) 文久元年「撫育」 131オ～134オ

「131オ」冒頭には、「酉年撫育相渡覚」とある。そして「ライチシカ村／ヲンハヲトエ家内／ソ、ロケ／一、玄米七斗貳升 正月五十二月迄／メ」とあり、「133ウ」まで、ほぼ同形式の記載が続く。

この部分は、Ⅲ本稿の「(7) 万延元年「撫育」」の翌年分の記載であり、5～12歳の子どもと60歳以上の高齢者への「撫育」を書き上げたものと言える。〔表17〕(40頁)は「131オ」～「134オ」の記載内容を整理したものである。

ここには21家(ニセラ、井家は「家内」と「同居」の分の2つある)33人分の記載がある。1人につき1日米2合の支給で、12か月分の7斗2升が支給されている。

最後(134オ)に「惣メ貳拾三石七斗六升／此俵五拾九俵壹斗六升／但し四斗入俵也、／右給米共／合高四百拾三俵／外ニ六俵と一斗八升左之座ニ有之、従公儀撫育米／惣合高／四百拾九俵と一斗八升」との記載がある。

(11) 文久元年「極老孤長病土人」への「撫育」  
134ウ～135ウ

「134ウ」の冒頭に「酉年従大公儀左之通り被下置候分」とあるが、内容はⅢ本稿の「(5) 万延元年「極老孤長病土人」への「撫育」」の翌年分の記載である。「大公儀」は、「公儀」よりもさらに上層という意味である。前年は「御公儀様方」との記載であった。また、本稿の「(5)」ですでに検討したように、この高齢者、鰥寡孤独者、長病者に対する「撫育」は、箱館奉行や支配組頭の廻浦の際に支給されるものであった。この「大公儀」による「撫育」は、通常の「撫育」とは異なる特別な「撫育」と位置づけられていることがわかる。

記載内容を整理したのが〔表18〕(40頁)である。前年と異なり、「撫育」の理由が明記されているので、これを「備考」の列に入力した。

ここには9名が記載され、70歳以上の「老土人」が2名、「孤土人」が3名、「長病人」が4名となっている。前年との違いは、支給品の内容である。前年は対象者すべてが同じ造米3俵と古手1枚であったが、この年は、高齢者であるワンワチシとケ子ツカは玄米だったり、造米が5俵になったりしている。前年もこの年と同じく対象者は9名であったが、前年のランハヲトエの名が消え、ヌカヒランマがこの年加わっている。

「135ウ」の最後には、「メ四斗入俵貳俵と壺斗／造り米貳拾壹俵／此四斗入表四俵と八升／ニツメ四斗入表六俵と壺斗八升／メ古手九枚」とある。4斗入俵2俵1斗(=9斗)は、ワンワチシの5斗とケ子ツカの4斗(=8升入り俵で40斗=5俵)で、ほか7名分の造米が21俵と計算されている。

## (12) 文久2年「土人給料勘定」 136オ～150オ

「136オ」～「150ウ」は、1862(文久2)年の「給料勘定」である。ただし、「136オ」～「139オ」はライチシカ村トヲサンケなどへの「渡守手当」の書き上げが繰り返して記述され、「140オ」～「150オ」が「雇」や「手当」の書き上げとなっている。過去3年に続く「給料勘定」は、「140オ」～「150オ」である。

「136オ」「137オ」「138オ」「139オ」の記述は次のとおりである。なお、「136ウ」「137ウ」「138ウ」「139ウ」は空白である。

## (136オ)

成年

土人給料勘定左之通

トヲサンケ

一、七俵 渡守手当

## (137オ)

成年

土人給料勘定

左之通

ライチシカ村

トヲサンケ

一、七俵 渡守手当

代四貫貳百文

此渡品物前年同断ニ付略之

同村

キナマヲシユ井

一、七俵 渡守手宛

代四貫貳百文

渡品同断

同村

ルウチンマ

一、三俵 手当

代壹貫八百文

渡品同断

## (138オ)

成年

土人給料勘定左之通

ライチシカ村

トヲサンケ

一、七俵 渡守手当

代四貫貳百文

此渡品物前年同断ニ付略之候事、且代銀錢同断ニ付、

## (139オ)

成年

土人給料勘定左之通

ライチシカ村

トヲサンケ

一、七俵 渡守手当

代四貫貳百文

此渡品代銀共前年同様ニ有之候間略之、給米高斗書記し候事、

同村

キナマヲシユ井

一、七俵 渡守手当

同村

ルウチンマ

一、三俵

上記4丁分とも、トヲサンケなどへの「渡守手当」に

関する記述である。「136オ」「138オ」はトヲサンケのみ、「137オ」と「139オ」はトヲサンケ、キナマヲシユ井、ルウチンマ3名の記載となっている。なお「140オ」～「150オ」の部分の最初の「140オ」にもトヲサンケ、キナマヲシユ井、ルウチンマの書き上げがあり、次のように記される。

(140オ)

成年

土人給料勘定左之通

ライチシカ村

トヲサンケ

[朱書：壹俵増]

一、七俵 渡守手当

代四貫弍百文

此渡品代米代共前年同断ニ有之候間略之、給米高斗書記置候事、

同村

キナマヲシユ井

[朱書：壹俵増]

一、七俵 渡守手宛

同村

ルウチンマ

[朱書：壹俵増]

一、三俵 手当

※筆者註「[朱書：□□□]」は「□□□」の文字が朱書であることを示す。

このように、「136オ」から「140オ」にかけて、ほぼ同様の記述が繰り返し記述されている。トヲサンケに関しては、「一、七俵 渡守手当」の記述が5回繰り返されている。

先にも述べたとおり、ライチシカ村はウショロ場所とはいえず、ウエンルイサン村などウショロ湾内の他の村々とは離れた場所にある。トヲサンケについて、1862年人別帳(2オ)には、「トサンケ家内不残是迄サンキランマ方ニ同居致居候処、酉七月当所へ来ル」とあり、サンキランマ家から独立して家を構え、1862(文久2)年7月よりライチシカ村へ一家で移住したことが窺える。キナマヲシユ井は、トヲサンケ家の「同居男」として人別帳に登載されており、「2オ」には「此座之キナマヲシユ井是迄ニセラ、イ同居ニ罷居候処、酉七月当所へ来ル」とある。トヲサンケ、キナマヲシユ井とも、この年の7月よりライチシカ村へ移住したのである。

なお、ルウチンマの名は、「2オ」～「17オ」の人別帳では確認できないが、「11オ」にウシトマナイホ村の

シンノウツケ家の「同人女子」としてルウサンマ(16オ)が記載されている。しかし、「ライチシカ村ヲフレヲチ村迄土人々別改帳」<sup>(18)</sup>には、ライチシカ村トヲサンケ家に「キナマヲシユ井妻ルウチンマ 同(戊)四十五オ」とあり、また、「117オ」～「130ウ」の1861(文久元)年の「給料勘定」にもルウサンマとルウチンマはそれぞれの記載があるので、両者は別人である。「2オ」～「17オ」の人別帳にルウチンマが記載されていないだけである。

また「2オ」には、「是迄住居いたし候ヲンハヲトエ義、家内不残酉秋ヲタフニ村江移住いたし候ニ付、渡守として右之者遣し置候事」とある。元々、ライチシカ村に居住し、「渡守」を務めていたのが、ウショロ場所の惣小使の地位にあったヲンハヲトエであり、ヲンハヲトエ家のヲタフニ村移住にともない、代わりにトヲサンケ家がライチシカ村へ「渡守」を担うために移住したということになる。

「136オ」～「140オ」にかけて、トヲサンケが5回、キナマヲシユ井とルウチンマ夫婦が3回書き上げられている。すべての「手当」が支給されたとすれば、トヲサンケは35俵、キナマヲシユ井は21俵、ルウチンマは9俵の支給となる。ここに記された「渡守手当」あるいは「手当」は、すべて支給されたのであろうか。

トヲサンケは、1860(万延元)年「給料勘定」(105オ)では、玄米5升、壺ツ椀2つ、下帯1本、間切1枚の手当、1861(文久元)年「給料勘定」では手当6俵となっている。キナマヲシユ井とルウチンマは1861(文久元)年「給料勘定」(119ウ)では手当6俵、2俵である。過去の支給状況を鑑みれば、それぞれ7俵、7俵、3俵の支給が妥当と考えられるので、ここでは、「136オ」「137オ」「138オ」「139オ」の記載は下書きや覚書、もしくは重複と判断しておきたい。

[表19](41～43頁)は、「140オ」～「150オ」の記載内容を整理したものである。この年の「給料勘定」は次のように記載されている。例として、「140ウ」のニセレミセカの場合を見てみよう。

ウエンルイサン村

ニセレミセカ

[朱書：六俵増]

一、三拾三俵 中年分給代

まず村名、名前が記される。その次に「三拾三俵」という俵数が記され、その右横には朱書きで「六俵増」とある。前年のニセレミセカの「給料勘定」は基準高35俵、稼高27俵の「雇」なので(119オ)、朱書きの「六俵増」は前年の稼高よりも6俵増という意味で、「三拾三俵」

は稼高を示すものと考えられる。

その下の「中年分給代」は、「149ウ」の記載と対応していると考えられる。すなわち、「149ウ」には、

べ人数九拾四人  
 上九人  
 内雇男四拾貳人内 中之上五人  
 中十四人  
 下十四人  
 上六人  
 同雇女拾九人内 中九人  
 下四人  
 手当者三拾三人内 男十貳人  
 女廿壹人

とあり、「140オ」～「150オ」の記載内容が総括されている。人数は94名で、そのうち「雇」の男性42名のうち「上」が9名、「中之上」が5名、「中」が14名、「下」が14名、「雇」の女性19名のうち「上」が6名、「中」が9名、「下」が4名、「手当」33名は男性が12名、女性21名とある。「中年分給代」とは、「雇」の「中」のランクの「給代」という意味であろう。ニセレミセカ以外の人の記載に注目すると、「上年分給代」「中之上年分給代」「中年分給代」「中之下年分給代」「下年分給代」「下々年分代給代」「手当」の7パターンが見られる。これは「149ウ」の総括部分の種類と一致しないが、この情報を〔表19〕では「備考」の列に入力した。その他、「給代」の俵数は「稼高」、「手当」の俵数は「手当」の列に数値を入力し、朱書きは「朱書」の列に入力した。朱書は「○俵増」のほか「○俵減」「同」「新」と、4パターンが見られる。「増」の場合はその俵数の数字、「減」の場合は「-」を付した数字、「同」は「0」、「新」は「新」と入力した。

「1859No.」～「1862No.」の数字は、各年の「給料勘定」部分の記載順に付した番号である。網掛け部分は「手当」であることを示す。

「140オ」～「149ウ」には94名分の記載があり、「149ウ」総括部分の「べ人数九拾四人」の記載と一致している。前年は100名、この年は94名なので、「給料勘定」の人数は6名減っている。朱書きの「新」は、この年から新たに「給料勘定」対象となったという意味だと考えられ、該当者はNo.7ラムリテンケマ、No.9ニシトランマ、No.58リツクシマ、No.93ハセトコマの4名である。

一方で、前年の「給料勘定」から10名の名前が消えている。この10名は、前年（1861年）のNo.では、No. 24

ハウトンマカ、No.38セクイランマ、No.75ヤアトシユイ、No.20ヲシコランケ、No.53ラミクシランマ、No.59ケマコツコ、No.76チシコトヲケマ、No.78チカンヌンカラ、No.84イトワトワ、No.79ハントクシマである。このことに関連する記述が「149ウ」と「150オ」にある。

「149ウ」には、「内三十俵ハウトンマカ出奔ニ付帳除／五俵セクイランマ病死ニ付同断」とある。また「150オ」には、

右減方之内不手伝ニ付候もの名面

貳俵 ヤットシユ井  
 三俵 ヲシコランケ  
 貳俵 ラミクシランマ  
 貳俵 ケマコツコ  
 貳俵 チシコトヲケマ  
 貳俵 チカンヌンカラ  
 五俵 イトワトワ  
 貳俵 ハントクシマ  
 べ廿俵

とある。「149ウ」の2名、「150オ」の8名の名前は、前年の「給料勘定」から消えた10名の名前と一致している。

「149ウ」にあるハウトンマカの「出奔ニ付帳除」とは、ハウトンマカ（のちトコンベと改名）が、ロシア側の勧誘に呼応してウシヨロ場所を退去した事件（トコンヘ一件）による「出奔」（逃亡）を受けてのことと考えられる（東 2017）。ハウトンマカが逃亡したのは1862（文久2）年1月のことである。また、セクイランマは、「7オ」に「古帳之セクイランケ当年十九才ニ而二月七日夜病死いたし候」とあるので、この年の2月7日に病死したことがわかる。

「150オ」にある8名は、「不手伝」により「給料勘定」の対象から除外されている。「149ウ」には、総括として「べ人数」のほかに「給米高」の増減についての記述がある。すなわち「149ウ」には、「給米高合千九百六拾六俵／此四斗入俵三百九拾三俵と八升」とあり、この年の「給料勘定」により94名に支給された「給米」の総額が1,966俵（4斗入り俵で393俵8升）であったことが示され、続いて朱書きで「此訳三百〇壹俵増／廿六俵新出之者／べ三百廿七俵増辻」、墨書きで「此内百三十俵減方辻」とある。そしてハウトンマカ、セクイランマの記述の次に、朱で「引テ百九拾七俵增高」、墨で「此四斗入俵三十九俵と一斗六升」とある。まとめると、「給米」の総額は1,966俵であるが、前年に比べ327俵分（301俵＋新出26俵）が増え、130俵分が減ったので、差し引き197俵（4斗入り俵で39俵1斗6升）が増えたという意味である。減った分の130俵のうちの35俵（30

俵+5俵)がハウトンマカとセクイランマの帳除分であるから、130-35=95俵は別に減った分(理由)があるということになる。

それを示しているのが、次の「150オ」の8名の「不手伝」に係る部分ということになるはずである。「150オ」の8名の前年の「給料勘定」(117オ~130ウ)を見ると、その俵数は「150オ」に記載されている俵数とそれぞれ一致している。したがって、8名の合計の20俵とは、前年の8名の「手当」の総額を書き上げたものと考えられる。しかし、20俵と95俵は数字が一致しない。これはどういうことなのであろうか。

詳細は不明であるが、とりあえず次のように推測しておきたい。「150オ」で「不手伝」と表現された8名は、会所側からすれば、会所の意向に反して働いてくれなかった人という意味である。つまり、「手伝」を見込んでいた「給米」(おそらく8名分あわせて95俵)があり、それが彼らの「不手伝」により支給不要になったということではないかと考えられる。あくまでも筆者の推測であり、詳細は不明である。

そのことはともあれ、ここで注目しなければならないのは、「給料勘定」として「雇」や「手当」が支給された94名とは別に、会所の意向に沿わない人びと=「不手伝」が存在したという事実である。おそらく「不手伝」は、前年も、一昨年も存在していたと考えられる(人別帳の13~59歳の人数と「給料勘定」の対象人数が一致しないため)。しかし、帳簿のなかにはその記載がなく、この年になってはじめて「不手伝」が明記され、その存在が明らかとされた。

これまでの分析では、「給料勘定」のなかに「手当」があらわれ、さらに「極老孤長病土人」などに対する物品の支給も、史料上は「手当」と表記されていたため、Ⅲ本稿では、とくに区別せず「手当」という語を用いてきた。しかし、この年の「給料勘定」に「雇」と「手当」があり、さらに「不手伝」の存在もあるとなれば、「給料勘定」上の「手当」とは、「不手伝」とは別の存在ということになる。すなわち、何らかの仕事(「手伝」)に対する労働対価としての「手当」の意味であり、「極老孤長病土人」に対する「手当」(無償の施し)とは別の意味であるということになる。

また「不手伝」という会所側の認識は、すべての13~59歳の人びとは「働土人」であるという前提に立っており、言わば労働の義務を追った存在という位置づけである。そのなかで「長病」と認定された者は労働が免除され、「雇」(漁場での労働など)に従事できない人は、「手当」という形で何らかの簡単な仕事(「手伝」)に従事することでわずかな「撫育米」を支給されたのだと考えられる。「不手伝」という認識自体が、「雇」でも「手

当」でも「長病」でもない、会所の意向に従わない人たち、言うならば「給料勘定」のしくみに反抗的な存在ということであろう。

その他〔表19〕に整理してわかったことを簡単にまとめておこう。稼高と「給料」のランクの関係を見ると、役付きでない男性の稼高10俵と15俵は「下々年分給代」、20俵と30俵は「下年分給代」、33俵と35俵は「中年分給代」、37俵は「中之上年分給代」、38俵と40俵は「上年分給代」となっている。

役付きは、前年の「給料勘定」において2名のみに見られた「○俵役給料」という記載が、No.31の土産取ハニシトランケ、No.41の惣小使ヲンハヲトエ以外の役職者4名に見られる。「役給料」の記載がある4名にも、「中年分給代」のような記載が併記されている。このことから、役付きでない男性の給料の上中下などのランクに応じ、「役給料」を上乗せする形で支給されていると考えられる。「役給料」は、土産取と小使は10俵、乙名は15俵となっている。そのように考えると、「役給料」の記載のないNo.31の土産取ハニシトランケでも、「中年分給代」35俵+役給料10俵=45俵と計算されている可能性が高い。また、同じく「役給料」の記載のないNo.41の惣小使ヲンハヲトエは稼高60俵であるが、「上年分給代」40俵に20俵の「役給料」が加算されていると考えることが可能である。

女性については、稼高7俵と10俵が「下々年分給代」、15俵は「下年分給代」、20俵と25俵は「中年分給代」(No.13シウタトンケマのみ「中之下年分給代」で20俵とある)、30俵は「上年分給代」となっている。

以上のように、稼高は、男女それぞれの上中下などの「給料」のランクと対応する形になっている。1859(安政6)年や1860(万延元)年の「給料勘定」のように、基準高に雇用月数を乗算して細かく稼高を算出するやり方ではなく、前年のように、給料のランクに応じて大雑把に「給料」を支給する方法をとっていると言える。

「150オ」には、「右千九百六拾六俵/内七百五拾八俵度々品物ニ而/内貸之分/引残/千貳百〇八俵と錢貳百廿七文/十二月十二日三日四日大勘定之節相渡皆済」とある。「雇」の「給料」と「手当」の分の合計1,966俵のうち、758俵は「内貸」であり、残りの1,208俵は、12月12~14日に行われた「大勘定」の際に「皆済」されたことがわかる。「相渡皆済」とは、これまで見てきたように、「渡品」として、さまざまな品物を渡したという意味であろう。「皆済」なので翌年に繰り越すことはなかったようである。

最後に「給料勘定」対象者の内訳を整理しておく、149ウ」の記載から、94名のうち男性は54名(雇42、手当12)、女性は40名(雇19、手当21)である。〔表

19] のなかで、人別帳から確定できる男性は51名、女性は40名となっている。つまり、人別帳で名前が確認できないNo.18カアナ井、No.76ヘイナラリ、No.77イコロ井セの3名は、ここではじめて男性であると確定することができる。

### (13) 文久2年「撫育」151オ～153オ

「151オ」冒頭には、「戊年御撫育渡候者」とある。そして、「ライチシカ村／トヲサンケ家内／一、玄米七斗式升 せい」とあり、「153オ」まで、ほぼ同じ形式の記載が続く。

この部分は、Ⅲ本稿の「(10) 文久元年「撫育」」の翌年分の記載であり、5～12歳の子どもと60歳以上の高齢者への「撫育」を書き上げたものと言える。〔表20〕(44頁)は「151オ」から「153オ」の記載内容を整理したものである。

ここには20家(ニセラ、井家は「家内」と「同居」の分の2つある)37人分の記載がある。1人につき1日米2合の支給、12か月分で7斗2升の支給は前年と同じである。

最後(153オ)に「メ廿六石六斗四升／此作り米三石三拾三俵／此四斗入俵六拾六俵式斗四升」との記載がある。

過去4年分の推移をここで整理しておこう。〔表21〕(44～45頁)は、1859～62年の4年間に「撫育」の対象となった人の名前を抽出し整理したものである。4年の間に、移住や家の移動があった人もいて、わかりやすく並べることが不可能なので、やむをえず順不同に並べ、1～54の番号を付した。「撫育」の「1859」～「1862」の列の「1」は、その年の「撫育」名簿に名前が記載されている人をあらわしている。

この〔表21〕から読み取れることがいくつかある。この「撫育」は、「88オ」にあるように、5～12歳と60歳以上を対象としており、概ねその年齢基準に基づいて支給されていると考えられる。例えばNo.1ソ、ロケは、1861(文久元)年までは支給対象であったが、13歳に達した1862(文久2)年から支給されていない。No.2トイラツクは1859(安政6)年のみ支給されたが、それ以降支給されていない。No.6カンヒラシヤやNo.8ヘチノツコは、5歳に達したと考えられる1861(文久元)年から支給されている。また、No.24フヘサンケマやNo.47キイシランケも60歳から支給を受けているようである。多少の例外はあるようだが、「撫育」は、5～12歳と60歳以上に支給されるという基本原則が概ね適用されていることをここで確認できる。

### (14) 文久2年「極老孤長病土人」への「撫育」153ウ～154ウ

「153ウ」冒頭には、「戊年／老人孤子長病之者江従／大公儀御撫育被下候者」とあり、内容は「(11) 文久元年「極老孤長病土人」への「撫育」」の翌年分の記載である。

記載内容を整理したのが〔表22〕(45頁)である。前年と同様に、「孤子土人」、「長病人」と「撫育」の理由が明記されているので(「老人」は明記されていない)、これを「備考」の列に入力した。

ここには9名が記載され、70歳以上の「老人」が2名、「孤子土人」が2名、「長病人」が5名となっている。前年に「孤土人」として登載されていたホヌアン、「長病人」のエトランマ、ヌカヒランマの名前がなくなり、この年に「長病人」として、ランハヲトエ、リツクシマ、エヘカンテマの名が追加されている。

支給された品物については、80代のワンワチシが玄米5斗と古手1枚、70代のケ子ツカは玄米4斗で、ほか「孤子土人」と「長病人」はそれぞれ作り米(造米)3俵と古手1枚となっている。前者2名の高齢者のみ、支給される品物の種類も数量も異なっている。このことについて、1862(文久2)年に北蝦夷地の詰役として赴任した藪内於菟太郎(支配定役出役)が筆記した記録のなかに、80歳以上は玄米5斗と古手1枚、70歳以上は玄米4斗、長病鰥寡孤独の者は造米3俵と古手1枚、という記述があり、帳簿の記述と符合する<sup>(19)</sup>。

「154ウ」の最後には、「メ作り三拾式俵と式升／此四斗入俵六俵と一斗八升／メ古手八枚」とある。

## 4 まとめ

この後、「157オ」～「161ウ」はキツネ皮やテン皮などの「軽物」の「納」に関する記述が続く。これまで検討してきた「給料勘定」や「撫育」とは、やや性格が異なる記述となるので、ここで一旦話を区切り、「土人給料勘定」のしくみを総括することとしたい。

I 初編、II 二編、Ⅲ 本稿で順番に論じてきた(1)～(14)の内容を大別すると、(3)(6)(9)(12)は「給料勘定」、(4)(7)(10)(13)は「撫育」、(5)(11)(14)は「極老孤長病土人」への「撫育」となり、(1)(2)(8)はそれぞれ独立した内容で帳簿『北蝦夷地用』が構成されている。「給料勘定」と「撫育」は1859(安政6)年から1862(文久2)年までの4年分、「極老孤長病土人」への「撫育」は1860(万延元)年から1862(文久2)年までの3年分の記載がある。それぞれを、次のとおり①給料勘定、②撫育、③大公儀による撫育として整理しておこう。

## ①給料勘定

13～59歳を対象に（1860年のみ12歳以下も含まれている）、会所がアイヌを労働に従事させるシステムで、「雇」と「手当」の形態がある。「雇」は漁場での労働など比較的重い仕事、「手当」は比較的軽い仕事に適用されたと考えられる。「雇」を行った人には、その働きや社会階層（役の有無）に応じて「給料（給米）」が支払われる。「給料」は上中下などのランクがあり、男女で上中下の俵数は異なる。また、土産取、小使、乙名、惣小使などの役職に就いている人には、「役給料」が加算される。「給料」（基準高）は、1年間（12か月）満期に働いた場合の額を示している。実際に各人に支給される「給料」（稼高）は、雇用期間によって減額される。雇用期間は半月単位で計算され、「給料」（基準高）に〔雇用期間/12〕を乗算した値である。だいたい10俵以上は稼ぐことができる。それに対し、「手当」は支給額が少額であり、だいたい10俵以下となる。

「給料」も「手当」も12月ごろに行われる「大勘定」の際に支払われる。しかし、働いた分の「給料」がそのまま支払われるわけではない。「給料勘定」システムは、前貸清算制を基本としているため、「大勘定」までの間に会所は雇用者（働き手）に対し、さまざまな品物を前もって貸し付けている。その貸付高の合計は、「大勘定」の際に「給料」から差し引かれる。貸付高が稼高を上回っていると赤字清算となる。逆に下回っていると黒字清算となり、各人の収入となる。しかし、その収入は現金が渡されるわけではなく、「渡品」という形で、それ相応の品物で渡され、最終的には貸し借りなしで「皆済」の形をとり、翌年に繰り越されることはない。

ウシヨロ場所ではこのシステムが1859（安政6）年より導入され、その後1862（文久2）年まで継続して行われたことが、本帳簿の記載から確認できる。最初の2年間は、稼高、貸高などの計算が緻密に行われた形跡が見られる。しかし、1861（文久元）年以降は大雑把な記帳となっている。

## ②撫育

5～12歳、及び60歳以上を対象に、一人につき1日米2合を支給するしくみである。支給対象者が所属する家を単位に支給される。

## ③大公儀による撫育

高齢者、鰥寡孤独者、長病者を対象に「手当」を支給するしくみである。5～12歳、及び60歳以上の「撫育」とは異なり、「大公儀」による特別な「撫育」という位置づけで、奉行衆の廻浦の際などに支給された。高齢者の対象年齢は北蝦夷地のみ70歳以上で、ほかの場所は

80歳以上となっている。

上記3つのほかに、この帳簿には、1859（安政6）年9月5日の「給料撫育」や、1861（文久元）年4月の「介抱」の記載も見られる。しかし記載の主軸は、上記3つである。

5歳未満の子どもに対する手当は、帳簿からその存在を確認することはできないが、箱館奉行の政策として、7歳未満の小児へ布子を支給するなどの事例は、周辺史料から確認することができる。

基本的に5歳になると、「撫育」の対象となり、12歳ごろまで継続して「撫育米」が支給される。しかし13歳になると、「給料勘定」の対象とされ、会所が管轄する働き手として扱われる。そして、60歳になると、再び「撫育」の対象となる。これが、この「給料勘定」と「撫育」のしくみの全貌である。ただし、そのなかにおいて、「給料勘定」を拒否した人びとの存在も帳簿から確認することができる。彼らは、会所から「不手伝」と認識されていた。

以上により、「給料勘定」と「撫育」は、アイヌ社会に適用された労働と社会保障のしくみであったと総括できる。本稿では、帳簿『北蝦夷地用』の分析を通じて、「給料勘定」や「撫育」の基本的なしくみを導き出すことはできたと思うが、これが特殊な事例にとどまるものなのか、蝦夷地全体のしくみとして普遍化できるものなのかは、今後の研究課題となる。このしくみは、第二次蝦夷地直轄後の箱館奉行の蝦夷地政策のなかで精緻に具現化されたものと考えられるので、それ以前のしくみ（漁勘定）との違いや、幕閣におけるアイヌ政策の立案過程を明らかにすることが、具体的な課題であると言えよう。

また、このようなアイヌ社会に適用された労働・社会保障のしくみを、本州の幕藩制社会におけるしくみと比較し、これをどのように位置付けることが可能なのかも、同時に追求していかなければならないだろう。

## 付記

本稿は、科学研究費助成事業・基盤研究（C）（一般）「蝦夷地のアイヌ有力者が入手した外来交易品と勘定システムの成立に関する研究」（課題番号：16K03007、補助事業期間：平成28年度～平成32年度、研究代表者：東俊佑）の成果である。

## 註

- (1) 箱館奉行は、1855（安政2）年の幕府による蝦夷地幕領化（第二次蝦夷地直轄）にともない設置された行政機関（出先機関）である。蝦夷地の要所に御用所と呼ばれる出先機関が置かれ、そこに奉行配下の役人（詰役）が配置された。御用所へ

到来、または箱館の上役などへ差し出した数々の公文書が綴じ込まれた簿冊類や、派遣された役人が過去の公文書を備忘録として書写した筆記類などが現存しており、それら箱館奉行所に関する公文書を通称して箱館奉行所文書と呼んでいる。原文書は北海道立図書館や函館市中央図書館などに所蔵されている。翻刻されたものは、東京大学史料編纂所が随時刊行中の『大日本古文書 幕末外国関係文書』のなかに収録されている。なお、『幕末外国関係文書』は同編纂所ウェブサイト内の「近世史編纂データベース」により検索・閲覧が可能なので、本稿では、刊行本の出典はいちいち記さないこととする。

- (2) 北海道立文書館所蔵・箱館奉行所文書(簿書26)。なお文書番号は同館編集の『北海道所蔵公文書件名目録』のNo.による。以下同。
- (3) 北海道立文書館所蔵・箱館奉行所文書(簿書15)。
- (4) 北海道博物館所蔵林家文書(整理番号B1、収蔵番号153940)。
- (5) 北海道博物館所蔵林家文書(整理番号B2、収蔵番号153941)。
- (6) 北海道立文書館所蔵・箱館奉行所文書(簿書11)。
- (7) 北海道立文書館所蔵・箱館奉行所文書(簿書22)。
- (8) 北海道立文書館所蔵・箱館奉行所文書(簿書19)。
- (9) 主にサハリン島北西海岸部とアムール川(黒龍江)下流・河口付近に住む人びとをさす呼称で、現在のニヴフ民族につながる人びとである。
- (10) 江戸期の日本の文献には「サンタン」「サンタン人」「山丹人」などと表記される。主にアムール川下流域(「スメレンクル」居住域より上流)に住む人びとをさす呼称で、現在のウリチ民族につながる人びとである。
- (11) 箱館奉行のアイヌ政策が端的に記された「蝦夷共教導方ニ付、支配向心得、請負人支配人并役蝦夷共江可申論箇條奉伺候書付」には、「漁場請負人之儀、是迄仕来之通御据置相成候ニ付、精々入念候之様可致、尤夷人共人別并御手当方者、厚キ御旨趣有之、御直差配有之候ニ付、漁業手伝等為致候歟、山林伐木又者船手其外召仕候節者、其旨詰合御役人江相願可申、日限を以御貸渡可有之候、右賃米撫育品渡方員数等者、惣而仕来之通相心得、場所々々都合次第其期を定、都而 公辺出役之者江為差出、米酒煙草其外之品物共、正路ニ用意可致旨、申渡候様可仕候哉」とある(『幕末外国関係文書之十二』の第62文書)。
- (12) 『蝦夷地御用留』12冊(藪内於菟太郎筆記)(国会国会図書館所蔵、請求番号158-56)のなかの『北地仕出御用留』の「一」の第40文書「老年之者御撫恤之儀ニ付奉伺候書付」(1860(万延元)年5月付けの北蝦夷地詰の磯村勝兵衛・山内二郎太郎の伺書)には、奉行衆廻浦の際に高齢者に支給される「撫育」について、対象年齢を80歳に引き上げ、米5斗と古手1枚を支給するとの箱館奉行所の改正案に対し、北蝦夷地の場合は「本地」とは比較できないので、70歳以上は現行どおりの玄米4斗、80歳以上は改正案の員数とするとの経過が記されている。
- (13) 前掲(11)の文書(『幕末外国関係文書之十二』の第62文書)には、「蝦夷人共、銘々住居致し候場所限縁組致し候仕来ニ候処、年頃不相当之者も有之不宜候間、以来外場所もも勝手次第縁組致し、男女とも独身之者無之様、役蝦夷共厚世話致し、土地繁昌ニ及候様可致候事」との方針も示され、他場所間の縁組の奨励により、独身者を減らし、人口を増やすことが企図されている。
- (14) 北蝦夷地直捌場所の差配人・鳥井権之助、差配人元々の松

川弁之助が1857(安政4)年10月付けで作成し、翌年4月付けでシラヌシ御用所の詰役へ提出した「北蝦夷地御直場所土人給料取調書上」(『幕末外国関係文書之十八』の第71文書に所収)には、各階層ごとの給料の額が示されている。ここでは、惣乙名80俵、脇乙名75俵、惣小使70俵、小使65俵、土産取60俵、「年中雇平男土人」は上が40俵、中35俵、下30俵、「右同断女土人」は上30俵、中25俵、下20俵、「右同断家内男土人」は上20俵、中17俵半、下15俵、「右同断家内女土人」は上15俵、中12俵半、下10俵となっている。

- (15) 前掲(12)『蝦夷地御用留』のなかの『規則』の「文久二壬戌七月中於自主手扣」の第1文書に、「恩謝之節被下品」として記されている。
- (16) 前掲(14)
- (17) 『幕末外国関係文書之四十七』の第60文書に関連史料が収録されている。
- (18) 「西浦ウシヨロ領ライチシカ村方フレヲチ村迄土人々別改帳」織田町史編纂委員会編『織田町史 史料編 中巻』織田町、1996年。この人別帳は福井県織田町の北野宗兵衛家に所蔵される文書で、1862(文久2)年7月付けで「土井能登守家来 早川弥五左衛門」が作成したものである。北野宗兵衛については(東 2019b)、早川弥五左衛門については(東 2007)や(東 2017)を参照のこと。
- (19) 前掲(12)『蝦夷地御用留』のなかの『規則』の「文久二壬戌五月唐太於自主手扣」の第40文書「年中渡海船頭水主土人并惣体土人江被下物」。この文書の末尾に「文久元酉年六月改」とある。前掲(12)の文書の記述とも一致している。

## 参考文献

- 東俊佑 2006. 北蝦夷地在住・栗山太平の活動. 北海道開拓記念館研究紀要. 第34号. 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2007. 幕末期北蝦夷地における大野藩のウシヨロ場所経営. 北海道開拓記念館研究紀要. 第35号. 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2009. 北蝦夷地における直捌の展開と越後差配人の漁場開設. 北海道開拓記念館研究紀要. 第37号. 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2010. 幕末のサンタン交易について. 北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史—北方文化共同研究報告一. 北海道開拓記念館.
- 東俊佑 2017. 「トコンヘ一件」再考—北蝦夷地ウシヨロ場所におけるアイヌ支配と日露関係一. 白木沢旭児編. 北東アジアにおける帝国と地域社会. 北海道大学出版会.
- 東俊佑 2018. 「土人給料勘定」のしくみ(Ⅰ)—北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析一. 北海道博物館研究紀要. 第3号.
- 東俊佑 2019a. 「土人給料勘定」のしくみ(Ⅱ)—北蝦夷地ウシヨロ場所経営帳簿『北蝦夷地用』の分析一. 北海道博物館研究紀要. 第4号.
- 東俊佑 2019b. 北蝦夷地ウシヨロ場所における漆器の流入とアイヌの給料勘定. 浅倉有子編. アイヌの漆器に関する学際的研究. 北海道出版企画センター.
- 菊池勇夫 2014. 万延元年蝦夷地場所引継文書の紹介と検討—仙台藩分領、とくにクナシリ場所を中心に—. 中近世北方交易と蝦夷地内国化に関する研究(平成22~25年度科学研究費補助金 基盤研究(A)研究成果報告書、研究代表者・関根達人).
- 高倉新一郎 1972. 新版アイヌ政策史. 三一書房.
- 北海道開拓記念館編 2009. 林家資料目録(北海道開拓記念館一括資料目録第38集). 北海道開拓記念館.

表10 1860(万延元)年「極老孤長病土人」への「撫育」(92オ～93オ)

丁番	村	肩書き	名前	年齢	撫育	備考
92オ	ウエンルイサン村	家主ニセレミセカ母	ワンワチシ	79	造り米3俵 古手1枚	
92オ	ヲタフニ村	家主ホクヌ同居女	ケ子ツカ	72	造り米3俵 古手1枚	
92オ	ライチシカ村	惣小使ヲンハヲトエ厄介 ホロコタン女	ヲチハ	13	造り米3俵 古手1枚	
92ウ	ヲタフニ村	小使サンキラマ厄介男子	ホヌアン	9	造り米3俵 古手1枚	
92ウ	ホロケシ村	サ子タツタリ厄介男子	ユフケタ	12	造り米3俵 古手1枚	
92ウ	ライチシカ村	惣小使	ヲンハヲトエ	41	造り米3俵 古手1枚	是ハ昨未年ノ痛風ニ而相 願居候ニ付、
92ウ	ウエンルイサン村	家主ニセリミセカ妹	ラムリテンケマ	33	造り米3俵 古手1枚	
93オ	ウエンルイサン村	家主ヘケンシラリ妻	エトランマ	27	造り米3俵 古手1枚	
93オ	ウエンルイサン村	家主ニセラ、井同居 ホロコタン女	ムンキカ	43	造り米3俵 古手1枚	

表11-1 1860(万延元)年「給料勘定」【雇】(94オ～102オ)

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	役名	名前	性別	1862年人別帳			基準高 俵
							肩書き	名前	年齢	
94オ	ライチシカ村	1	1	惣小使	ヲンハヲトエ	男	惣小使	ヲンハヲトエ	43	70
95オ	ライチシカ村	4	2		ニシノツテ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシノツテ	23	35
95オ	ライチシカ村	2	3		ヘシロコツテ	男	右同断(ヲンハヲト エ男子)	ヘシロコツテ	22	20
95ウ	ライチシカ村	58	4		コイフケマ	女	ヘシロコツテ妻	コイフケマ	18	25
95ウ	ライチシカ村	5	5		ニシロ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシロ	20	30
95ウ	ライチシカ村	6	6		ケマシトンケマ	女	ウタレ女(ヲンハヲ トエ)	ケマシトンケマ	21	30
96オ	ライチシカ村	8	7		ヲホリ	男	土産取	ヲホリ事シツヘ チウ	37	40
96オ	ライチシカ村	9	8		トヲセランケ	男	ウタレ男(ヲホリ)	トヲセランケ	18	15
96オ	ウエンルイサン村	12	9		ホンランケ	男	同人弟(ニセレミセ カ)	ホンランケ	37	40
96ウ	ウエンルイサン村	7	10		ヒトロンケマ	女	ホンランケ妻	ヒルトンケマ事 ヘトロンケマ	34	25
96ウ	ウエンルイサン村	13	11		ニシトカリ	男	同居男(ノホリラン ケ)	ニシトカリ	42	30
96ウ	ウエンルイサン村	14	12		アンハアイノ	男	同人悴(コキタイ)	アンハアイノ	20	30
96ウ	ウエンルイサン村		13		ヲマントイケマ	女	アンハアイノ妻	ヲマントイケマ	25	20
97オ	ウエンルイサン村	16	14		カアナイ					30
97オ	ウエンルイサン村	17	15		エルンカ	男	同人弟(ニセラ、井)	エルンカ	35	35
97オ	ウエンルイサン村	19	16		チセキシユイ	男	家主男	チセキシユ井	38	30
97オ	ウエンルイサン村	20	17		シユタトンケマ	女	チセキシユ井妻	シユタトンケマ	35	20
97ウ	ウエンルイサン村	21	18	土産取	センクラ	男	土産取	センクラ	35	60
97ウ	ウエンルイサン村	22	19		レウシノツテ	男	モンコサンコ男子	レウシノツテ	34	40
97ウ	ウエンルイサン村	59	20		ヲコンノ	女	レウシノツテ妻	ヲコンノ事クワ シランマ	19	25
97ウ	ウエンルイサン村	24	21		サンニキタラ	男	モンコサンコ男子	サンニキタラ事 ハチカ	19	20
98オ	ウエンルイサン村	10	22		メラチ	男	同居男(モンコサン コ)	メラチ	31	40
98オ	ウエンルイサン村	25	23		ヘケンシラリ	男	家主男	ヘケンシラリ	30	30

稼高					雇用月												月数		手当 (俵)	
俵	升	合	貫	文	1月	2月	3月	閏3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	ママ		改
46	5	3	27	998				1	1	1	1	1	1		1	1		8	8	
23	2	7	14	3	1	0.5		0.5	1	1	0.5		0.5	1	0.5	0.5	0.5	8	7.5	
10			6				0.5	1	1	1	1	1	0.5					6	6	
17	5	7	10	628	0.5	1	0.5	1	1	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	0.5		8	8.5	
22	4		13	500		1	1	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	1	1	0.5	0.5	8	9	
15			15		0.5	1	1	0.5	1	1	0.5	0.5						6	6	
28	2	7	20	3	0.5	1	0.5	1	1	1		0.5	1	1	0.5		0.5	8	8.5	5
8	6		5	250			0.5	1	1	1	0.5	1	1	0.5		0.5		7	7	
16	5	3	9	998	0.5	0.5	1	1	0.5	1					0.5			5	5	
12	4		7	500			0.5	1	1	1	1	0.5						6	5	
16	2		9	750			0.5		1	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	0.5	0.5	6.5	6.5	
20			12			0.5	1	1	0.5	1	1	0.5	0.5	1	0.5	0.5		8	8	
11	5	3	6	998			0.5	1	1	1	1	0.5	1	1				7	7	
12	4		7	500	0.5	0.5	0.5	1	0.5	1	0.5					0.5		5	5	
10	1	7	6	128		0.5	0.5	1	1	0.5								3.5	3.5	
3	6		2	250					0.5					0.5	0.5			1.5	1.5	
4	1	3	2	498				1	1						0.5			2.5	2.5	
35			21					0.5	1	1			0.5	1	1	1	1	7	7	
23	2	7	4	3		0.5	0.5		1	0.5	0.5	1	0.5	1	0.5	0.5		7	6.5	
6	2		3	750		1	0.5	1		0.5								3	3	
11	5	3	6	998	0.5				1	1	1	1	0.5	0.5	0.5	1		7	7	
25			15			0.5		1	0.5	0.5	1	0.5	1	1	0.5	0.5	0.5	7.5	7.5	
5			3												0.5	1	0.5	2	2	

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	役名	名前	性別	1862年人別帳			基準高 俵
							肩書き	名前	年齢	
98オ	ウエンルイサン村	26	24		ヲウリ	男	同人弟 (ヘケンシラリ)	ヲウリ	29	30
98オ	ウエンルイサン村	27	25		ウレト克蘭ケ	男	ウタレ男 (ヘケンシラリ)	ウエンヘヲツカイ事ウレトヲランケ	42	30
98ウ	ウエンルイサン村	28	26		シユマカンテシユ	男	家主男	シユマカンテシユ	28	40
98ウ	ヲタフニ村	35	27		ハニシトランケ	男	土産取	ハニシトランケ	32	40
98ウ	ヲタフニ村	33	28		アイノヲツカイ	男	同人弟 (ハニシトランケ)	アイノヲツカイ	27	20
98ウ	ヲタフニ村	30	29	乙名	ノホリランケ	男	乙名	ノホリランケ	32	67.5
99オ	ヲタフニ村	31	30		カンリトヲケマ	女	ノホリランケ妻	カンリトヲケマ	28	30
99オ	ヲタフニ村	34	31		ケマチヘリ	女	ウタレ女 (ノホリランケ)	ケマチヘリ	44	20
99オ	ヲタフニ村	36	32		ヲタルカアイノ	男	同人倅 (ホクヌ)	ヲタルカアイヌ	20	20
99オ	ヲタフニ村		33							15
99ウ	ヲタフニ村	39	34		コンナシテマ	女	コシハル妻	コンナシテマ	29	20
99ウ	ヲタフニ村	41	35		ヌイクシマ	女	同断女 (シユマカンテシユ同居)	ヌイクシマ	16	25
99ウ	ヲタフニ村	42	36	小使	サンキランマ	男	小使	サンキランマ	42	65
99ウ	ウシトモナイホ村	43	37	土産取	キリホクシランケ	男	土産取	キリホクシランケ	57	60
100オ	ウシトモナイホ村	44	38		マンチカ	男	同人倅 (キリホクシランケ)	マンチカル、マヲツカイ事	27	40
100オ	ウシトモナイホ村	45	39		ケナチ	女	マンチカ妻	ケナチ事イフトイケマ	29	25
100オ	ウシトモナイホ村	47	40		ウ、ナホ井	女	ヌカケシランケ妻	ウ、ナホイ	42	20
100オ	ウシトモナイホ村	29	41		セイシヒリマ	男	同人倅 (ヌカケシランケ)	セイシヒリマ	20	30
100ウ	ウシトモナイホ村	48	42		トリマ	女	同人女子 (ヌカケシランケ)	トリマ	18	25
100ウ	ウシトモナイホ村	50	43		ヲヘランケ	女	ウタレ女 (アミキシランケ)	ヲヘランケ	28	30
100ウ	ウシトモナイホ村	51	44		ヘンチヤリク	男	ウタレ男 (アミキシランケ)	ヘンチヤリク	17	20
100ウ	ウシトモナイホ村	52	45		ソシノツテ	男	同人倅 (シンナウツケ)	ソシノツテ	27	40
101オ	ウシトモナイホ村	54	46		ラサヲフニ	男	同人男子 (シンナウツケ)	ラサヲフニ	18	20
101オ	ウシトモナイホ村	55	47		ルウサンマ	女	同人女子 (シンナウツケ)	ルウサンマ	16	20
101オ	ウツシユ村	56	48		アイアイノ	男	クトヘシカイ倅	アイアイノ	33	30
101オ	フレヲチ村	57	49		ウエンチヨヲツカ井	男	ウタレ男 (ヘケンシラリ)	ウエンヘヲツカイ事ウムトヲランケ	42	40
101ウ	フレヲチ村	60	50		ヲフツセレ	男	家主男	ヲフツセル	53	30
101ウ	フレヲチ村	61	51		ハウトンマカ	男	同人倅 (ヲフツセル)	ハウトンマカ	22	30
101ウ	ホロケシ村	63	52		ニセウンランケ	男	同人倅 (サ子タツタリ)	ニセウンランケ	37	30
101ウ	ホロケシ村	65	53		コシハル	男	サ子タツタリ男子	コシハル	29	40
102オ	ホロケシ村	67	54		ハセトコマ	男	ウタレ男 (サ子タツタリ)	ハセトコマ	27	30

東 俊佑 「土人給料勘定」のしくみ (Ⅲ)

稼高					雇用月												月数		手当 (俵)	
俵	升	合	貫	文	1月	2月	3月	閏3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	ママ		改
18	6		11	250	0.5	1	1	0.5	1	0.5			1	0.5	0.5	0.5	0.5	7.5	7.5	
12	4		7	500				1	0.5	1	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5		5	5	
30			18			1	1	1	0.5	1	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	0.5	9	9	
30			21		1	1			1	1	0.5	1	1	0.5	1	1	0.5	9	9.5	5
13	2	7	8	3					1	1	1	1	0.5	1	1	1	0.5	8	8	
45			27		1			1		1		0.5	1	1	1	1	0.5	8	8	
11	2		6	750	0.5	0.5	1	1	1	0.5								4.5	4.5	
9	1	3	5	498	0.5	1		0.5	1	0.5	0.5	1				0.5		5.5	5.5	
13	2	7	8	3	0.5	1	0.5		1				0.5	1	1	1	0.5	8	7	
11	2		6	750			0.5	1	0.5	0.5	1	1	0.5	1	1	1	1	9	9	
8	2	7	5	3			1	1	0.5	1	0.5	1						5	5	
14	4	7	8	753	0.5	1		1	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5		0.5		7	7	
40	5		24	375	1		1	1	1					1	1	1	0.5	7.5	7.5	
37	4		22	500			0.5	1	1		1	1	0.5		1	1	0.5	7.5	7.5	
26	5	3	15	998				1	1	0.5	1	0.5	1	1	0.5	0.5	1	8	8	
6	2		3	750	0.5		0.5	1	0.5	0.5								3	3	
8	2	7	5	3			0.5	1	1	1	0.5	1						5	5	
23	6		14	250	0.5	0.5	1	1	1	1	0.5	0.5	1	0.5	1	0.5	0.5	9.5	9.5	
20	6	7	12	503	0.5	1	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1	1	0.5	0.5	10	9.5	
12	4		7	500	0.5	1	0.5	1	1	0.5		0.5						5	5	
12	2	7	7	500	0.5	1	1	1	0.5				1	1	0.5	0.5	0.5	7.5	7.5	
23	2	7	14	3			0.5	0.5	1	1	0.5	1	1	1	0.5			7	7	
14	1	3	8	498	0.5		1	1	0.5	1	0.5	0.5	1	1	0.5	1	0.5	8.5	9	
18	2	7	11	3	0.5	1	1	1	0.5	1	0.5	1	1	1	1	1	0.5	11	11	
16	2		9	750	0.5	1	0.5	1	1				1	0.5	0.5	0.5		6	6.5	
16	5	3	15	998	0.5		1	1	1	1	0.5	1	0.5	0.5	1			8	8	
16	2		12	750		0.5	0.5	1	1			0.5	1	1	0.5	0.5		6.5	6.5	5
16	2		9	750					0.5	1	1	0.5	1	1	1	0.5		6.5	6.5	
12	4		7	500					0.5	0.5	0.5	1	0.5	1		0.5	0.5	5	5	
21	5	3	12	998			0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	1	0.5	0.5	0.5		6.5	6.5	
11	2		6	750	0.5	0.5	1	1	0.5	1								4.5	4.5	

表11-2 1860(万延元)年「給料勘定」【手当】(102オ～107ウ)

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	名前	性別	1862年人別帳			手当		備考
						肩書き	名前	年齢	此渡品	数量	
102オ	ライチシカ村	3	55	カンキシランケ	男	同人倅(ヲンハヲトエ)	カンキシランケ	27	玄米	3升	
									阿波粉	3玉	
									間切	2枚	
102オ	ライチシカ村		56	ヲチハ	女	ヲンハヲトエ厄介ホロコタン女	ヲチハ	15	紅中形	5尺	
									白伝甫	5ツ	
									木綿針	5本	
102ウ	ウエンルイサン村	11	57	ニセレミセカ	男	家主男	ニセレミセカ	40	煙管	1本	代228文
									地廻り蓑	1把	
									玄米	8升	
									白木綿	半反	
									白伝甫	3ツ	
									阿波粉	1玉	
102ウ	ウエンルイサン村	15	58	イ、ルカリ	女	コキタイ妹	イ、ルカリ	36	地廻り蓑	1把	
									玄米	3升	
									紅中形	5尺	
									白伝甫	3ツ	
102ウ	ウエンルイサン村		59	チヤコノ	男	イ、ルカリ倅	チヤコノ	16	下帯	1本	
									手拭	1筋	
									間切	1枚	
103オ	ウエンルイサン村		60	ニセヲツケウランケ	男	家主男	ニセヲツケウランケ	30	玄米	5升	
									三ツ椀	1組	
									間切	1枚	
103オ	ウエンルイサン村		61	イコテシランケ	男	センクラ倅	イコテシランケ	9	紅中形	3尺	
									間切	1枚	
103オ	ウエンルイサン村	23	62	ハウルケマ	女	メラチ妻	ハウルケマ	26	清酒	1升	
									縞木綿	3尺	
									白伝甫	3ツ	
103ウ	ヲタフニ村		63	ラミサカイク	男	家主男	ラミサカイク	60	煙管	1本	代228文
									玄米	4升	
									糶	2升	
									阿波粉	1玉	
									間切	1枚	
103ウ	ヲタフニ村		64	セクイランマ	女	[ラミサカイク女子] ※人別帳に記載なし→「当年十九才ニ而二月七日夜病死いたし候」とあり		19	縞木綿	1丈	
									白伝甫	3ツ	
									皮縫針	3本	
103ウ	ヲタフニ村		65	ヌウチウケマ	女	同人女子(ラミサカイク)	ヌウチウケマ	17	紅中形	5尺	
									白伝甫	3ツ	
									木綿針	5本	
104オ	ヲタフニ村	32	66	ウレケシランマ	女	ハニシトランケ妻	ウレケシランマ	30	紅中形	半反	
									紺伝甫	1わ	
									白伝甫	3ツ	
									皮縫針	3本	
104オ	ヲタフニ村		67	カンウンヒタ	男	同人倅(ノホリランケ)	カンウンヒタ	9	紅中形	3尺	
									間切	1枚	
104オ	ヲタフニ村		68	イトエフリ	女	サンキランマ妻	イトエフリ	23	紅中形	7尺	
									白伝甫	3ツ	
									皮縫針	3本	
104ウ	ヲタフニ村	38	69	イトワトワ	男	同居男(シユマカシテシユ)	イトワトワ	52	玄米	8升	
									阿波粉	2わ	
105オ	ヲタフニ村		70	トヲサンケ	男	家主男	トヲサンケ	32	玄米	5升	
									壺ツ椀	2ツ	
									下帯	1本	
									間切	1枚	
105オ	ヲタフニ村		71	ヤアチシユイ	女	トヲサンケ妻	ヤイチシユイ	20	紅中形	7尺	
									白伝甫	3ツ	
									木綿針	5本	
105オ	ヲタフニ村		72	ホヌアン	男	サンキランマ厄介男	ホヌアン	11	紅中形	3尺	
									間切	1枚	

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	名前	性別	1862年人別帳			手当		備考
						肩書き	名前	年齢	此渡品	数量	
105ウ	ウシトマナイ ホ村		73	ヌカケシラン ケ	男	家主男	ヌカケシランケ	42	玄米	5升	
									白伝甫	1丈	
									三ツ椀	2組	
									間切	1枚	
									白伝甫	5ツ	
105ウ	ウシトマナイ ホ村	49	74	アミキシラン ケ	男	家主	アミキシランケ	45	玄米	5升	
									壺ツ椀	2ツ	
									白木綿	1丈	
									永代張鍾	1本	
									阿波粉	1玉	
105ウ	ウシトマナイ ホ村		75	レアンハアイ ノ	男	同居男 (クトヘシ カイ)	レアンハアイノ	52	玄米	4升	
									壺ツ椀	2ツ	
									永代張鍾	1本	
106オ	ウシトマナイ ホ村		76	キイシランケ	男	家主男	キイシランケ	62	地廻り蓑	1把	
									玄米	4升	
									永代張鍾	1本	
									阿波粉	1玉	
106オ	ウシトマナイ ホ村		77	ヌマントラン ケ	男	同人男子 (キイシ ランケ)	ヌマトランケ	12	地廻り蓑	2把	代456文
									手拭	3本	
									煙管	2本	
									紅中形	5尺	
									間切	1枚	
106オ	ウシトマナイ ホ村	62	78	ヲツキ、	男	同人男子 (ヲフツ セル)	ヲツキ、 事コタントカ	14	煙草入	1ツ	代413文 代228文
									煙管	1本	
									地廻り蓑	3把	
									紅中形	3尺	
									手拭	1本	
									間切	1枚	
106ウ	ホロケシ村		79	サ子タツタリ	男	家主男	サ子タツタリ	60	紅中形	6尺5寸	
									地廻り蓑	2把	
									永代張鍾	1本	
									阿波粉	1玉	
									間切	1枚	
106ウ	ホロケシ村	64	80	ハトルンマ	女	ニセウンランケ 妻	ハトルンマ	27	地廻り蓑	2把	
									紅中形	5尺	
									白伝甫	5ツ	
									皮縫針	3本	
									壺ツ椀	2ツ	
									間切	1枚	
106ウ	ホロケシ村	66	81	ヌチャランマ	女	シンナウツテ女 子	ヌチャランマ	25	紅中形	3尺	
									白伝甫	5ツ	
									間切	1枚	
107オ	ホロケシ村		82	ヌイトクシマ	女	ウタレ女	ヌイトクシマ	37	紅中形	3尺	
									白伝甫	5ツ	
									木綿針	5本	
107オ	ホロケシ村	68	83	ヨフケタ	男	サ子タツタリ厄 介男	ヨフケタ	14	手拭	3本	代228文
									中足袋	1足	
									掲布	5尺	
									地廻り蓑	5把	
									煙管	1本	
									紅中形	3尺	
間切	1枚										
107ウ	ウエンルイサ ン村	69	84	ハタハタ	女	ムンキカ娘	ハタハタ事トヲ セルイマ	20	地廻り蓑	2把	
									玄米	1斗	
									紅中形	5尺	
									白伝甫	5ツ	
									壺ツ椀	2ツ	
間切	1枚										

表12 1860 (万延元) 年「撫育」(108オ～110ウ)

丁番	村	肩書き	名前	撫育米			
				期間	石	斗	升
108オ	ライチシカ村	ヲンハヲトエ家内	ソ、ロケ	1～12月		7	8
108オ	ライチシカ村	ヲホリ家内	ニシユヤンケマ ニシカリ おしゆん	1～12月	2	3	4
108オ	ウエンルイサン村	ニセレミセカ家内	ワンワチシ	1～12月		7	8
108ウ	ウエンルイサン村	コキタイ家内	ヲン子アイノ	1～12月		7	8
108ウ	ウエンルイサン村	チセキシユイ家内	チウケウエンコテ トヲトヲ	1～12月	1	5	6
108ウ	ウエンルイサン村	モンコサンコ家内	女子老人	1～12月		7	8
108ウ	ウエンルイサン村	センクラ家内	イコテシランケ	1～12月		7	8
109オ	ウエンルイサン村	ヘケンシラリ家内	弁太郎	1～12月		7	8
109オ	ヲタフニ村	ラミサカイク家内ハニシトランケ女子	コンタランケマ	1～12月		7	8
109オ	ヲタフニ村	ノホリランケ家内	カンヌンヒタ	1～12月		7	8
109オ	ヲタフニ村	ホクヌ家内	ケ子ツカ	1～12月		7	8
109ウ	ヲタフニ村	サンキランマ厄介家内	ホヌアン	1～12月		7	8
109ウ	ウシトモナイホ村	キリホクシランケ家内	ニシヘルンケマ	1～12月		7	8
109ウ	ウシトモナイホ村	シンナウケ家内	マウコタンマ	1～12月		7	8
109ウ	ウシトモナイホ村	アミキシランケ家内	おさし	1～12月		7	8
110オ	ウツシュ村	クトヘシカイ家内	クトヘシカイ コニランケマ	1～12月	1	5	6
110オ	フレヲチ村		キイシランケ	1～12月		7	8
110オ	フレヲチ村	ヲフツセレ家内	モンチウカンテ	1～12月		7	8
110オ	ホロゲシ村	サ子タツタリ家内	キンラトリマ	1～12月		7	8
110ウ	ウエンルイサン村	ニセラ、井同居ホロコタン女ムンキカ倅	シンカノ	1～12月		7	8

表13 1861 (文久元) 年4月「土人介抱」(111オ～116ウ)

丁番	No.	名前	性別	1862年人別帳			介抱米代品物	
				肩書き	名前	年齢	品名	数量
111オ	1	セイシヒリマ	男	同人倅 (ヌカケシランケ) ※ヌカケシランケはキリホクシランケ宅同居	セイシヒリマ	20	下帯	1本
							地廻り苘	2把
							間切	1枚
111オ	2	マンチカ	男	同人倅 (キリホクシランケ) ※キリホクシランケ妾でウタレ女のラミクシ ランケマが母	マンチカル、マ ヲツカイ事	27	地廻り苘	2把
							玄米	2升
111オ	3	ヘイナラリ					地廻り苘	2把
							間切	1枚
111オ	4	アイアイノ	男	クトヘシカイ倅	アイアイノ	33	地廻り苘	1把
							間切	1枚
111ウ	5	アイノヲツカ井	男	同人弟 (ラミサカイク)	アイノヲツカイ	27	染木綿	5尺
							地廻り苘	2把
111ウ	6	ヘンチャリク	男	ウタレ男 (ラミサカイク)	ヘンチャリク	20	間切	1枚
							永代張	1本
111ウ	7	ニシトカリ	男	同居男 (ノホリランケ)	ニシトカリ	42	地廻り苘	2把
							玄米	5合
111ウ	8	トヲセランケ	男	家主男 ※サンキランマ宅同居	トヲサンケ	32	染木綿	5尺
							地廻り苘	1把
111ウ	9	イコロ井シュ					玄米	5合
							染木綿	5尺
112オ	10	ラサヲフニ	男	同人男子 (シンナウツケ)	ラサヲフニ	18	地廻り苘	1把
							間切	1枚
112オ	11	ニシロ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシロ	20	下帯	1本
							地廻り苘	1把
							永代張	1本

丁番	No.	名前	性別	1862年人別帳			介抱米代品物	
				肩書き	名前	年齢	品名	数量
112オ	12	ルウサンマ	女	同人女子 (シンナウツケ)	ルウサンマ	16	地廻り蓆	2把
							色伝甫	25把
112オ	13	ヌウチウケマ	女	同人女子 (ラミサカイク)	ヌウチウケマ	17	染木綿	3尺
112オ	14	トヲセルイマ	女	ムンキカ娘 (ニセラ、井)	ハタハタ事トヲセルイマ	20	地廻り蓆	1把
							永代張	1本
							色伝甫	5把
112ウ	15	ケソラリマ	女	同人女子 (ノホリランケ)	ケソラリマ	16	染木綿	2尺8寸
112ウ	16	シヤクワンテ	女	ヲホリ妻 ※ヲホリ妻となるまでエカンヌ宅	セクワンテ (シヤクワンテ)	40 (29)	間切	1枚
							色伝甫	5把
112ウ	17	ヤアトシユイ	女	トヲサンケ妻 ※トヲサンケはサンキラランマ宅同居	ヤイチシユイ	20	玄米	7合5勺
112ウ	18	ヌイトクシマ	女	ウタレ女 (サ子タツタリ)	ヌイトクシマ	37	色伝甫	5把
112ウ	19	ヲコンノ	女	レウシノツテ妻 ※レウシノツテ妻となるまでキイシランケ娘	ヲコンノ事クワシランマ	19	地廻り蓆	1把
							間切	1枚
							色伝甫	12把
112ウ	20	イトエフリ	女	サンキラランマ妻 ※キイシランケ方と呼取	エトイフリ	23	玄米	5合
113オ	21	シユタトンケマ	女	チセキシユ井妻	シユタトンケマ	35	地廻り蓆	1把
113オ	22	ウレケシランマ	女	ハニシトランケ妻 ※ハニシトランケは父ラミサカイク宅同居	ウレケシランマ	30	地廻り蓆	1把
							色伝甫	6把
113オ	23	ヘトロンケマ	女	ホンランケ妻 ※ホンランケは兄ニセレミセカ宅に同居	ヒルトンケマ事ヘトロンケマ	34	地廻り蓆	1把
							色伝甫	6把
113オ	24	ホンランケ	男	同人弟 (ニセレミセカ)	ホンランケ	37	地廻り蓆	1把
							間切	1枚
113オ	25	カンキタヨシマ	女	右同断 (シンナウツテ女子)	カンキタヨシマ	23	色伝甫	21把
113ウ	26	コイフケマ	女	ヘシロコツテ妻 ※キイシランケ娘申年妻呼取	コイフケマ	18	地廻り蓆	1把
							色伝甫	26把
113ウ	27	イ、ルカリ	女	コキタイ妹	イ、ルカリ	36	色伝甫	10把
113ウ	28	ヲチハ	女	ヲンハヲトエ厄介ホロコタン女	ヲチハ	15	地廻り蓆	1把
							色伝甫	10把
113ウ	29	ケマチヘリ	女	ウタレ女 (ノホリランケ)	ケマチヘリ	44	白木綿	5尺
113ウ	30	ヌイクシマ	女	同断女 (シユマカンテシユ同居) ※イトワトワ同居女	ヌイクシマ	16	地廻り蓆	1把
							色伝甫	6把
114オ	31	コンナシテマ	女	コシハル妻 ※イトワトワ同居女	コンナシテマ	29	地廻り蓆	1把
							色伝甫	6把
114オ	32	ヲマントイケマ	女	アンハアイノ妻 ※ニセラ、イ妹	ヲマントイケマ	25	色伝甫	9把
114オ	33	カンリトヲケマ	女	ノホリランケ妻 ※ノホリランケは父ラミサカイク宅同居	カンリトヲケマ	28	色伝甫	19把
114オ	34	ヲヘランケ	女	ソシノツテ妻 ※アミキシランケウタレ女	ヲヘランケ	31	色伝甫	11把
114オ	35	トリマ	女	同人女子 (ヌカケシランケ) ※ヌカケシランケはキリホクシランケ宅同居	トリマ	18	地廻り蓆	1把
114ウ	36	ケマシトンケマ	女	ウタレ女 (ヲンハヲトエ)	ケマシトンケマ	21	地廻り蓆	1把
							色伝甫	11把
114ウ	37	イワトイケマ	女	マンチカ妻 ※マンチカは父キリホクシランケ宅同居	ケナチ事イワトイケマ	29	地廻り蓆	1把
							色伝甫	5把
114ウ	38	ハトルンマ	女	ニセウンランケ妻 ※ニセウンランケは父サ子タツタリ宅同居	ハトルンマ	27	色伝甫	9把
114ウ	39	ウ、ナホイ	女	ヌカケシランケ妻 ※ヌカケシランケはキリホクシランケ宅同居	ウ、ナホイ	42	地廻り蓆	1把
							色伝甫	11把
114ウ	40	ライチヤホ	女	同断 (キリホクシランケ宅ウタレ女)	ライチヤホ	29	地廻り蓆	1把
							色伝甫	6把
115オ	41	シユマカンテシユ	男	家主男 ※イトワトワ宅ウタレ男	シユマカンテシユ	28	地廻り蓆	2把
							間切	1枚
115オ	42	ニセレミセカ	男	家主男	ニセレミセカ	40	地廻り蓆	1把
							色伝甫	6把
115オ	43	イタチンテマ	女	ヲフツセル妻 ※ウタレ女	ラントイマ事イタチンテマ	45	色伝甫	9把
115オ	44	ソシノツテ	男	同人倅 (シンナウツテ)	ソシノツテ	27	地廻り蓆	3把
							永代張鍾	1本
							間切	1枚
115オ	45	ヲタルカアイノ	男	同人倅 (ホクヌ)	ヲタルカアイノ	20	地廻り蓆	1把
							永代張	1本

丁番	No.	名前	性別	1862年人別帳			介抱米代品物	
				肩書き	名前	年齢	品名	数量
115ウ	46	ニセウンランケ	男	同人悴 (サ子タツタリ)	ニセウンランケ	37	永代張 色伝甫	1本 7把
115ウ	47	カアナ井					地廻り蓆 永代張 間切	1把 1本 1枚
115ウ	48	ハウトンマカ	男	同人悴 (ヲフツセル)	ハウトンマカ	22	下帯 永代張 地廻り蓆	1本 1本 1把
115ウ	49	ヲウリ	男	同人弟 (ヘケンシラリ)	ヲウリ	29	地廻り蓆 永代張	1把 1本
115ウ	50	サンニキタラ	男	モンコサンコ男子	サンニキタラ事 ハチカ	19	地廻り蓆 永代張	2把 1本
116オ	51	ニシノツテ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシノツテ	23	地廻り蓆 永代張	1把 1本
116オ	52	レウシノツテ	男	モンコサンコ男子	レウシノツテ	34	地廻り蓆 永代張	2把 1本
116オ	53	メラチ	男	同居男 (モンコサンコ)	メラチ	31	地廻り蓆 間切 色伝甫	1把 1枚 5ツ
116オ	54	シリヘンラリ	男	同人悴 (コキタイ)	アンハアイノ ※「36オ」に「アンハ アイノシリヘンラリ 事」とある	20	地廻り蓆 永代張鍾	1把 1本
116ウ	55	ヘシロコツテ	男	右同断 (ヲンハヲトエ男子)	ヘシロコツテ	22	地廻り蓆 永代張 色伝甫	2把 1本 5把
116ウ	56	カンキシランケ	男	同人悴 (ヲンハヲトエ)	カンキシランケ	27	濃両面	1反
	57	キウインテ	女	カンキシランケ妻 ※サンキランマ宅ウタレ女	キウインテ	32	地廻り蓆	2把

表14 1862 (文久2) 年人別帳と1861 (文久元) 年「介抱」対象者の照合

丁番	介抱	肩書き	名前	年齢	特記事項
①ライチシカ村					
2オ		家主男	トラサンケ	32	トサンケ家内不残是迄サンキランマ方ニ同居致居候処、西七月当所へ来ル
	17	トヲサンケ妻	ヤイチシュイ	20	トヲサンケ妻戌二月出産、女子とよ壹才
		同人女子	セイ	6	
		同人悴	幸吉	4	此座之幸吉酉年改出ス
		同居男	キナマヲシュイ	50	此座之キナマヲシュイ是迄ニセラ、イ同居ニ罷居候処、西七月当所へ来ル
					外ニ右出生女子壹人
					是迄住居いたし候ヲンハヲトエ義、家内不残西秋ヲタフニ村江移住いたし候ニ付、渡守 として右之者遣し置候事、
2ウ		家主	エカンヌ	65	エカンヌ事未ノ六月十四日病死
			ヲウリ	40	此者ヘケンシラリ方へ同居
			メラチ	31	此者モンコサンコ方へ酉年同居
	16		シヤクワンテ	29	此者ヲホリ妻ニ遣ス
					右ニ付酉年ノ家絶ニ被成 右本帳ニ而セクワンテ第一之□□□□□ハ全ク間違也
②ウエンルイサン村					
3オ	42	家主男	ニセレミセカ	40	同人妻ヒラ、ンケマ三十六才ニ而申正月十七日病死
		ニセレミセカ母	ワンワチシ	81	
	24	同人弟	ホンランケ	37	
	23	ホンランケ妻	ヒルトンケマ事ヘトロン ケマ	34	申年ヲンハヲトエウタレ女妻呼取西改ニ也
		ニセレミセカ妹	ラムリテンケマ	32	
		ラムリテンケマ悴	ヘチノツコ	6	此座之ラムリテンケマ事シツヘチウの妾女也
3ウ		家主男	ニセラ、井	42	古帳之ニセラ、イ母エフタフタ七十六才ニ而申正月四日病死
		ニセラ、井妻	ニシトレンマ	29	
		同人悴	仁太郎	6	
		同人男子	丑松	2	
		同人弟	エルンカ	35	

丁番	介抱	肩書き	名前	年齢	特記事項
		ニセラ、井同居ホロコタン女	ムンキカ	44	
	14	ムンキカ娘	ハタハタ事トヲセルイマ	20	古帳之同居キナマヲシユイ酉七月ライチシカ村江為渡守引越
		同人悴	シンカノ	11	古帳之キナマウシ悴シヨヒシランケ廿一才申閏三月十六日病死
4オ		家主男	チセキシユ井	38	
	21	チセキシユ井妻	シユタトンケマ	35	
		同人悴	チウケウエコラ	8	
		ウタレ女	ヲシコランケ	28	
		ヲシユランケ悴	トヲトヲ	7	
		同人女子	しま	4	未年出生
		同人女子	もと	2	酉年出生九月廿七日
4ウ		家主男	ニセヲツケウランケ	30	古帳之家主ヲソマアイノ五十才ニ而申二月十六日病死、改候ニ付悴ニセヲツケウランケ家主ニ相改ル
			イチヤツヒセ	52	
		家主	ニシトカリ	42	右之者酉年ヲタフニ村ノホリランケ方へ引越同居いたし候ニ付、家絶ニ相成候事
		ニシトカリ妻	ヘイハトシケマ	46	
	15	同人女子	ケソラリマ	16	
5オ		家主男	ヲフツセル	53	申年フレヲチ村を当所へ引越候ニ付酉年改ル
	43	ヲフツセル妻	ラントイマ 事イタチンテマ	45	是迄ウタレ女子、酉之年妻ニ改
	48	同人悴	ハウトンマカ	22	
		同人男子	ヲツキ、 事コタントカ	14	
		右同断	モンチウカンテ	8	
		同人弟	ヲンフナ	39	此座之ヲンフナ并妻悴び三人共未五月をホロコタン村江引越罷在候
		ヲンフナ妻	タマタマ	25	
		同人悴	直吉	6	
5ウ		家主	モンコサンコ	57	此座ニ罷在候センクラ家内小供共申年別家いたし候
	52	モンコサンコ男子	レウシノツテ	34	
	19	レウシノツテ妻	ヲコンノ事クワシランマ	19	キイシランケ娘ヲコンノ申年妻呼取酉年人別改ル
	50	モンコサンコ男子	サンニキタラ事ハチカ	19	
		同断	マウチヤラアイノ	14	此座男子マシチヤラ相ノ酉年改出ス
		同人女子	□ん	8	
	53	同居男	メラチ	31	元ライチシカ村を来ル 此座之メラチ酉年を当家ニ同居ス右家者モンコサンコ娘ハウルケマ酉年妻改
		メラチ妻	ハウルケマ	26	
		同人悴	萬吉	2	酉年出生三月二日
6オ		土産取	センクラ	35	未之年土産取申付ル 同人事申年迄父モンコサンコ方ニ同居致居候処、酉年別宅改候事酉年改ル
		センクラ妻	ヘシラルンケマ	34	
		センクラ悴	イコテシランケ	9	
		同人女子	せん	5	
		同断	くま	3	申年出生
6ウ		家主男	ヘケンシラリ	30	
		ヘケンシラリ母	ヲタカイテマ	52	
		同人妻	エトランマ	29	
		同人悴	弁太郎	10	
		同人男子	弁治郎	5	
		同断	安三郎	4	
		同人女子	とめ	2	酉年出生
	49	同人弟	ヲウリ	29	
		ウタレ男	ウエンヘヲツカイ事ウレトヲランケ	42	
③ヲタフニ村					
7オ		家主男	ラミサカイク	60	古帳之ホリランケ家内小供共酉年別家改候ニ付、新宅江引越ス
		ラミサカイク妻	フヘサンケマ	62	
	13	同人女子	ヌチウケマ	17	古帳之セクイランケ当年十九才ニ而二月七日夜病死いたし候
7ウ		同人女子	コタランケマ	8	
		土産取	ハニシトランケ	32	此座之ハニシトランケ酉九月土産取申付ル
	22	ハニシトランケ妻	ウレケシランマ	30	
		同人女子	シクシサンケマ	6	古帳之ウタレ女ケマチヘリ事酉年をホリランケ方江引越ス
	5	同人弟	アイノヲツカイ	27	
		同居女	モンル、カウシ	33	此者ノホリランケ妹也 朱ニ而書処 此座之モンル、カウシ夫アミキシランケ四十七才ニ而酉七月二日病死致候ニ付、子供とも三人引込酉人別帳へ改ル
		モンル、カウシ女子	ぎし	10	

丁番	介抱	肩書き	名前	年齢	特記事項
		同人悴	喜治郎	5	
	6	ウタレ男	ヘンチヤリク	20	此座ヘンチヤリク是迄アミキシランケ方ニ同居致居候処病死ニ付当家へ引込
8オ		惣小使	ヲンハヲトエ	43	元ライチシカ村ニ住居いたし候得共、去秋当所江引移候事
		ヲンハヲトエ妻	ヲマンルウカリマ	45	是迄同居之ウタレ女妻与改カンキシランケ実母也、酉人別帳改ル
	56	同人悴	カンキシランケ	27	
	57	カンキシランケ妻	キウインテ	32	此座之キウインテ是迄サンキランマウタレ女ニ候処、酉年呼取ル
		同人悴	勘治郎	3	申七月出生
	51	ヲンハヲトエ男子	ニシノツテ	23	
	55	右同断	ヘシロコツテ	22	此座之ヘシロコツテ母クシユンナイカシトル姉ニ而午年病死
	26	ヘシロコツテ妻	コイフケマ	18	キイシランケ娘申年妻呼取
	11	ヲンハヲトエ男子	ニシロ	20	酉人別帳改ル
8ウ		同人女子	ソ、ロケ	13	此者ヘシロコツテ妹也
		同断	ゑん	2	此座之ゑん事酉四月出生、此者之母ラミサカイク女子セクイランマ也
	36	ウタレ女	ケマシトケマ	21	此者者ヲンハヲトエ妾女也
		ケマシトケマ弟	トイラツク	15	
	28	ヲンハヲトエ厄介ホロコタン女	ヲチハ	15	此者酉年方
					酉年古帳之ヒルトンケマホンランケ妻ニ遺ス
9オ		乙名	ノホリランケ	32	末年乙名役申付ル、同人義酉年父ラミサカイク方別宅ス
	33	ノホリランケ妻	カンリトヲケマ	28	
		同人悴	カンウンヒタ	9	
		同人男子	秀吉	3	
	29	ウタレ女	ケマチヘリ	44	此座之ケマチヘリ事是迄ラミサカイク方ニ罷在候へ共酉年方当家ニ罷居ル
	7	同居男	ニシトカリ	42	此座之ニシトカリ義ウエンルイサン村家持候へ共、酉年方家内子共とも当家へ罷来ル
		ニシトカリ妻	ヘイハトケマ	46	
	15	同人女子	ケソラリマ	16	
9ウ		家主	イトワトワ	49	
	31	同居女	コンナシテマ	20	コンナシテマ事当戌年コシハル方江縁組いたし候
		右同断	チカンヌンカラ	17	チカンヌンカラ悴共酉年シユマカンテシユ方へ縁組いたし候
	30	右同断	ヌイクシマ	13	
		チカンヌンカラ悴	菅人	1	
					古帳之同居女トコテサンマ未ノ九月廿四日病死いたし候、此者コンナシテマ外式人之者之母也 右ニ付イトワトワ并ヌイクシマ兩人共当戌之年方シユマカンテシユ方江同居いたし□□□家絶ニ相成候事
④ウシトマナイホ村					
10オ		土産取	キリホクシランケ	57	
		キリホクシランケ妻	ウンルシケマ	59	
	2	同人悴	マンチカル、マヲツカイ事	27	
	37	マンチカ妻	ケナチ事イワトイケマ	29	
		同人女子	ニシヘルンケマ	8	
		同人悴	孝助	5	
		キリホクシランケ兄	ヌカヒランマ	59	
		ヌカヒランマ妻	リツクシマ	57	
		同人娘	チワシケト	15	
10ウ		ウタレ女	ラムクシランケマ	46	此者キリホクシランケ妾ニ而マンチカ之母也
	40	同断	ライチヤホ	29	此者ヲヘランケの妹也
					古帳之キリホクシランケ娘エトモツテマ申ノ五月廿九日三十才ニ而難産ニ而死、此者シツヘチウ之妾女也 古帳之同居ヌカシランケ家内子共三人とも酉年別宅いたし候事
		家主男	ヌカケシランケ	42	此座之ヌカシランケ是迄キリホクシランケ方ニ同居致居候処、酉年別宅改候ニ付、家内子共とも如此
	39	ヌカケシランケ妻	ウ、ナホイ	42	
	1	同人悴	セイシヒリマ	20	此者父違 此座之セイシヒリマ是迄ウ子ンケソマ方ニ罷居候へ共酉年方当家江来ル
	35	同人女子	トリマ	18	此者母違
11オ		家主男	シンナウツケ	59	
		シンナウツケ妻	ケマコツコ	53	
	44	同人悴	ソシノツテ	27	
	34	ソシノツテ妻	ヲヘランケ	31	此座之ヲヘランケ是迄アミキシランケウタレ女ニ候処、酉年如此改ル
		シンナウツケ女子	ヌチヤランマ	25	此座之ヌチヤランマ是迄コシハル妻ニ罷在候処不縁ニ而当戌罷帰リ申候
	25	右同断	カンキタヨシマ	23	此者サンキランマ妾女也
	10	同人男子	ラサヲフニ	18	
	12	同人女子	ルウサンマ	16	
		同断	マウコタンマ	9	此座之マウコタンマ酉年改出ス
		同断	コトツチ	6	コトツチ同断
11ウ		同人男子	センハコ	4	センバコ前同断

丁番	介抱	肩書き	名前	年齢	特記事項
		ウタレ女	ヌヘフニマ	57	此座之ヌヘフニマ事ノホリランケ妻カンリトヲケマ之母也 外ニ菅人シンナウケ妻トシナイ女子テシフンケマ菅人有之、右子供三人西改出、此者之子供なり
		家主	アミキシランケ	45	
		アミキシランケ妻	モンル、カウシ	30	
		同人女子	菅人	7	
		同人倅	菅人	2	
	34	ウタレ女	ヲヘランケ	28	
	6	ウタレ男	ヘンチヤリク	17	
					此座之アミキシランケ事酉七月二日病死いたし候ニ付妻子共とも三人外ニウタレ男菅人 ハ四人共ラミサカイク方江引越シ同居致候、且又ウタレ女ヲヘランケ事ソシツテ方江縁 組いたし候ニ付酉年ハ家絶ニ相成候事、
12オ		土産取	ヲホリ事シツヘチウ	37	酉年九月土産取申付ル
	16	ヲホリ妻	セクワンテ	40	
		同人娘	ニシユヤンケマ	11	
		同人倅	ニシカリ	8	
		同人女子	しゆん	7	
		同人男子	カンヒラシヤ	6	
	8	ウタレ男	トヲセランケ	18	
					元ライチシカ村ニ住居いたし候へ共午年当所へ移リ
12ウ		家主男	ホクス	42	
		ホクス妻	ヲコンホ	31	
	45	同人倅	ヲタルカアイヌ	20	
		同人男子	チエチホマ	14	
		同断	シリマ	6	
		同人女子	まつ	4	
		同断	その	2	酉十二月四出生
		同居女	ケ子ツカ	74	
					古帳之男子ヲサフリ六才ニ而未ノ六月廿四日病死ス
13オ		小使	サンキランマ	42	
	20	サンキランマ妻	エトイフリ	23	此座之エトエフリ酉年キイシランケ方ハ呼取申候
		同人娘	きた	3	申十一月廿五日出生
		同居女	ニタハルンケマ	44	此座之ニタハルンケマ、カンキシランケ妻キウインテ之母也
		サンキランマ厄介男	ホヌアン	11	此座之ホヌアン、キウインテの弟也
					古帳之ウタレ男トヲサンケ家内子供とも三人酉七月ライチシカ村江為渡守引越 同断ウタレ女キウインテ酉年ヲンハヲトエ倅カンキシランケ妻ニ遣ス、右キウインケ事ニタ ハルンケマ之子供也
		家主男	キイシランケ	62	
		キイシランケ妻	ニセサンケマ	45	
		同人倅	ウエンチヲツカイ	28	
		同人女子	マウシヒリマ	13	此座之マウシヒリマ酉年改出ス
		同人男子	ヌマトランケ	12	
					元ウツシユ村ニ住居致候得共、去秋当所江引移り候事、 古帳之エトエフリ、ヲコンノ、コイフケマ、ハ三人とも前書ニ有之、夫々江縁組いたし酉 年遣し、
⑤ナイコト口村					
14オ	41	家主男	シユマカンテシユ	28	此座之シユマカンテシユ事是迄ウタレ男ニ有之候処、当戌家主ニ改ル
		シユマカンテシユ母	シコトイケマ	56	此者ウシンケソマ妻
		同人妻	チカンヌンカラ	20	此座之チカンヌンカラ、イトワトウウタレ女ニ候処、酉年呼取ル
		同人倅	悦太郎	4	未年出生
		同人男子	治郎	2	酉三月六日出生
		同居男	イトワトワ	52	此座之イトワトワ、是迄ヲタフニ村ニ而家主候得共、ウタレ女夫ニ縁組致候ニ付、ヌイ クシマ共如此
	30	同断女	ヌイクシマ	16	
					古帳之家主ウシンケソマ当五十七才ニ而、二月十七日夜病死いたし候 同断ウタレ男セイシヒリマ酉年ヌカキシランケ方へ引越ス
14ウ		家主男	コキタイ	52	
		コキタイ妻	ハントクシマ	40	
	54	同人倅	アンハアイノ	20	
	32	アンハアイノ妻	ヲマントイケマ	25	此座之ヲマントイケマ酉年ニセラ、イ妹呼取申候
	27	コキタイ妹	イ、ルカリ	36	
		イ、ルカリ倅	チヤコノ	16	
		同人男子	ヲン子アイノ	11	
		同断	トヘケシランケ	5	此座之トヘケシランケ当戌改出ス
⑥ウツシユ村					
15オ		家主男	クトヘシカイ	63	
	4	クトヘシカイ倅	アイアイノ	33	
		同居男	レアンハアイノ	52	

丁番	介抱	肩書き	名前	年齢	特記事項
		レアンハアイノ妻	クイヤンケ	51	
		同人女子	コニランケマ	10	
		同人倅	亀吉	5	
					家数壹軒外壹軒罷有候キイシランケ義去秋ヲシトモナイ村江引移り候ニ付相減ス
⑦フレヲチ村					
16オ		家主男	サ子タツタリ	60	
		サ子タツタリ妻	エヘカンテマ	57	
	46	同人倅	ニセウランケ	37	
	38	ニセウランケ妻	ハトルンマ	27	
		同人倅	鶴松	6	
		同人女子	りん	2	西七月出生
		サ子タツタリ男子	コシハル	29	
	31	コシハル妻	コンナシテマ	29	此座之コンナシテマ、当成年イトワトウタレ女呼取申候、古帳之コシハル妻ヌチヤランマ不縁ニ而当成祝元シンナウケ方へ引移ル
16ウ		同人女子	こと	1	当成二月出生
	18	ウタレ女	ヌイトクシマ	37	此者家主サ子タツタリ妻也
		ヌイトクシマ女子	キンラトリマ	11	此者シツヘチウの妻也
		ウタレ男	ハセトクマ	27	
		サ子タツタリ厄介男	ヨフケタ	14	此座之ユフケタ酉年改出ス

表15 1861 (文久元) 年「給料勘定」(117オ～130ウ)

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	1861 No.	役名	名前	性別	1862年人別帳			基準高				手当			備考	
								肩書き	名前	年齢	俵	俵	升	合	貫	文	俵		貫
117オ	ライチシカ村	1	1	1	惣小使	ヲンハヲトエ	男	惣小使	ヲンハヲトエ	43	70	55			33				
118オ	ライチシカ村	3	55	2		カンキシランケ	男	同人倅 (ヲンハヲトエ)	カンキシランケ	27	35	30			18				
118オ	ライチシカ村			3		キウインテ	女	カンキシランケ妻	キウインテ	32						5	3		
118オ	ライチシカ村	4	2	4		ニシノツテ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシノツテ	23	40	35			21				
118オ	ライチシカ村	2	3	5		ヘシロコツテ	男	右同断 (ヲンハヲトエ男子)	ヘシロコツテ	22	30	25			15				
118ウ	ライチシカ村	58	4	6		コイフケマ	女	ヘシロコツテ妻	コイフケマ	18	30	25			15				
118ウ	ライチシカ村	5	5	7		ニシロ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシロ	20	40	35			21				
118ウ	ライチシカ村	6	6	8		ケマシトンケマ	女	ウタレ女 (ヲンハヲトエ)	ケマシトンケマ	21	30	25			15				
118ウ	ライチシカ村		56	9		ヲチハ	女	ヲンハヲトエ厄介ホロコタン女	ヲチハ	15	20	15			9				
119オ	ウエンルイサン村	11	57	10		ニセレミセカ	男	家主男	ニセレミセカ	40	35	27			16	200			
119オ	ウエンルイサン村	12	9	11		ホンランケ	男	同人弟 (ニセレミセカ)	ホンランケ	37	40	32			19	200			
119オ	ウエンルイサン村	7	10	12		ヘトロンケマ	女	ホンランケ妻	ヒルトンケマ事ヘトロンケマ	34	25	17			10	200			
119オ	ウエンルイサン村			13		ニセラ、井	男	家主男	ニセラ、井	42						5	3		
119ウ	ウエンルイサン村	17	15	14		エルンカ	男	同人弟 (ニセラ、井)	エルンカ	35	35	17			10	200			
119ウ	ウエンルイサン村			15		キナマヲシユ井	男	同居男 (トヲサンケ)	キナマヲシユイ	50						6	3	600	
119ウ	ウエンルイサン村			16		ルウチンマ	女			16						2	1	200	
119ウ	ウエンルイサン村	69	84	17		トセル井マ	女	ムンキカ娘	ハタハタ事トヲセルイマ	20	20	15			9				
120オ	ウエンルイサン村	19	16	18		チセキシユ井	男	家主男	チセキシユ井	38	30	25			15				
120オ	ウエンルイサン村	20	17	19		シユタトンケマ	女	チセキシユ井妻	シユタトンケマ	35	25	20			12				
120オ	ウエンルイサン村			20		ヲシコランケ	女	ウタレ女	ヲシコランケ	28						3	1	800	

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	1861 No.	役名	名前	性別	1862年人別帳			標準高			稼高			手当			備考
								肩書き	名前	年齢	俵	俵	升	合	貫	文	俵	貫	文	
120オ	ウエンル イサン村		60	21		ニセヲツケウ ランケ	男	家主男	ニセヲツケウ ランケ	30							10	6		
120ウ	ウエンル イサン村	60	50	22		イキリマウシ	男	家主男	ヲフツセル	53	40	35			21					
120ウ	ウエンル イサン村			23		イタチンテマ	女	ヲフツセル妻	ラントイマ 事イタチンテ マ	45							3	1	800	
120ウ	ウエンル イサン村	61	51	24		ハウトンマカ	男	同人倅 (ヲフツ セル)	ハウトンマカ	22	35	30			18					
120ウ	ウエンル イサン村	62	78	25		コタントカ	男	同人男子 (ヲフツ セル)	ヲツキタ 事コタントカ	14							10	6		
121オ	ウエンル イサン村	16	14	26		カアナイ					30	20			12					
121オ	ウエンル イサン村	22	19	27		レウシノツテ	男	モンコサンコ 男子	レウシノツテ	34	40	32			19	200				
121オ	ウエンル イサン村	59	20	28		ヲコンノ	女	レウシノツテ 妻	ヲコンノ事ク ワシランマ	19	30	25			15					
121オ	ウエンル イサン村	24	21	29		サンニキタラ	男	モンコサンコ 男子	サンニキタラ 事ハチカ	19	30	25			15					
121ウ	ウエンル イサン村	10	22	30		メラチ	男	同居男 (モンコ サンコ)	メラチ	31	40	35			21					
121ウ	ウエンル イサン村	23	62	31		ハウルケマ	女	メラチ妻	ハウルケマ	26	20						5	3		
121ウ	ウエンル イサン村	21	18	32	土産取	センクラ	男	土産取	センクラ	35	60	30			18					
121ウ	ウエンル イサン村			33		ヘシラルンケ マ	女	センクラ妻	ヘシラルンケ マ	34							2	1	200	
122オ	ウエンル イサン村	25	23	34		ヘケンシラリ	男	家主男	ヘケンシラリ	30	35	27			16	200				
122オ	ウエンル イサン村	26	24	35		ヲウリ	男	同人弟 (ヘケン シラリ)	ヲウリ	29	30	25			15					
122オ	ウエンル イサン村	27	25	36		ウレトクラン ケ	男	ウタレ男 (ヘケン シラリ)	ウエンヘヲツ カイ事ウレト クランケ	42	30	20			12					
122オ	ヲアフニ 村		63	37		ラミサカイク	男	家主男	ラミサカイク	60							2	1	200	
122ウ	ヲアフニ 村		64	38		セクイランマ	女	[ラミサカイク 女子]	古帳之セクイ ランケ当年十 九才二而二月 七日夜病死い たし候	19							5	3		
122ウ	ヲアフニ 村		65	39		ノヲチウケマ	女	同人女子 (ラミ サカイク)	ヌチウケマ	17	25	20			12					
122ウ	ヲアフニ 村	35	27	40	土産取	ハニシトラン ケ	男	土産取	ハニシトラン ケ	32	60	45			27					
122ウ	ヲアフニ 村	32	66	41		ウレケシラン マ	女	ハニシトラン ケ妻	ウレケシラン マ	30	20						7	4	200	
123オ	ヲアフニ 村	33	28	42		アイノヲツカ イ	男	同人弟 (ハニシ トランケ)	アイノヲツカ イ	27	30	25			15					
123オ	ヲアフニ 村	51	44	43		ヘンチャリク	男	ウタレ男 (アミ キシランケ)	ヘンチャリク	17	30	25			15					
123オ	ヲアフニ 村	30	29	44	乙名	ノホリランケ	男	乙名	ノホリランケ	32	65	50			30					
123オ	ヲアフニ 村	31	30	45		カンリトヲケ マ	女	ノホリランケ 妻	カンリトヲケ マ	28	20						7	4	200	
123ウ	ヲアフニ 村	34	31	46		ケマチヘリ	女	ウタレ女 (ノホ リランケ)	ケマチヘリ	44	20	12			7	200				
123ウ	ヲアフニ 村	13	11	47		ニシトカリ	男	同居男 (ノホリ ランケ)	ニシトカリ	42	35	27			16	200				
123ウ	ヲアフニ 村			48		ヘイハトンケ マ	女	ニシトカリ妻	ヘイハトンケ マ	46							2	1	200	
123ウ	ヲアフニ 村			49		ケソラリマ	女	同人女子 (ニシ トカリ)	ケソラリマ	16	20	15			9					
124オ	ウシトモ ナイホ村	43	37	50	土産取	キリホクシラ ンケ	男	土産取	キリホクシラ ンケ	57	60	30			18					
124オ	ウシトモ ナイホ村	44	38	51		マンチカ	男	同人倅 (キリホ クシランケ)	マンチカル、 マヲツカイ事	27	40	35			21					
124オ	ウシトモ ナイホ村	45	39	52		イワトイケマ	女	マンチカ妻	ケナチ事イワ トイケマ	29	20	12			7	200				

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	1861 No.	役名	名前	性別	1862年人別帳			標準高			稼高			手当			備考	
								肩書き	名前	年齢	俵	俵	升	合	貫	文	俵	貫	文		
124オ	ウシトモ ナイホ村			53		ラミクシラン マ	女	ウタレ女 (キリ ホクシランケ妾・ マンチカの母)	ラミクシラン ケマ	46								2	1	200	
124ウ	ウシトモ ナイホ村			54		ライチヤホ	女	同断 (キリホク シランケ宅ウタレ 女・ヲヘランケの 妹)	ライチヤホ	29								5	3		
124ウ	ウシトモ ナイホ村		73	55		ヌカケシラン ケ	男	家主男	ヌカケシラン ケ	42								10	6		
124ウ	ウシトモ ナイホ村	47	40	56		ウ、ナホ井	女	ヌカケシラン ケ妻	ウ、ナホイ	42	20	12			12						
124ウ	ウシトモ ナイホ村	29	41	57		セイシヒリマ	男	同人悴 (ヌカケ シランケ)	セイシヒリマ	20	40	35			21						
125オ	ウシトモ ナイホ村	48	42	58		トリマ	女	同人女子 (ヌカ ケシランケ)	トリマ	18	30	25			15						
125オ	ウシトモ ナイホ村			59		ケマコツコ	女	シンノウツテ 妻	ケマコツコ	53								2	1	200	
125オ	ウシトモ ナイホ村	52	45	60		ソシノツテ	男	同人悴 (シンナ ウツケ)	ソシノツテ	27	35	27			16	200					
125オ	ウシトモ ナイホ村	50	43	61		ヲヘランケ	女	ウタレ女 (アミ キシランケ)	ヲヘランケ	28	25	17			10	200					
125ウ	ウシトモ ナイホ村	53		62		カンキタヨシ マ	女	右同断 (シンナ ウツテ女子)	カンキタヨシ マ	23	25	17			10	200					
125ウ	ウシトモ ナイホ村	54	46	63		ラサヲフニ	男	同人男子 (シン ナウツケ)	ラサヲフニ	18	30	25			15						
125ウ	ウシトモ ナイホ村	55	47	64		ルウサンマ	女	同人女子 (シン ナウツケ)	ルウサンマ	16	30	25			15						
125ウ	ウシトモ ナイホ村	8	7	65	土産取	シツヘチウ	男	土産取	ヲホリ事シツ ヘチウ	37	60	45			27						10俵役 給料
126オ	ウシトモ ナイホ村			66		セクワンテ	女	ヲホリ妻	セクワンテ	40								5	3		
126オ	ウシトモ ナイホ村	9	8	67		トヲセランケ	男	ウタレ男 (ヲホ リ)	トヲセランケ	18	30	20			12						
126オ	ウシトモ ナイホ村			68		ホクヌ	男	家主男	ホクヌ	42								10	6		
126オ	ウシトモ ナイホ村			69		ヲコンホ	女	ホクヌ妻	ヲコンホ	31								3	1	800	
126ウ	ウシトモ ナイホ村	36	32	70		ヲタルカアイ ノ	男	同人悴 (ホクヌ)	ヲタルカアイ ヌ	20	35	30			18						
126ウ	ウシトモ ナイホ村	37		71		チエチホマ	男	同人男子	チエチホマ	14	30	20			12						
126ウ	ウシトモ ナイホ村	42	36	72	小使	サンキランマ	男	小使	サンキランマ	42	60	40			24						10俵役 給料
126ウ	ウシトモ ナイホ村		68	73		イトイフリ	女	サンキランマ 妻	イトイフリ	23								3	1	800	
127オ	ウシトモ ナイホ村		70	74		トヲサンケ	男	家主男	トヲサンケ	32								6	6		
127オ	ウシトモ ナイホ村		71	75		ヤアトシユイ	女	トヲサンケ妻	ヤイチシユイ	20								2	1	200	
127オ	ナイコト ロ村			76		チシコトヲケ マ	女	シユマカンテ シユ母	シコトイケマ	56								2	1	200	
127オ	ナイコト ロ村	28	26	77		シユマカンテ シユ	男	家主男	シユマカンテ シユ	28	40	35			21						
127ウ	ナイコト ロ村	40		78		チカンヌンカ ラ	女	同人妻 (シユマ カンテシユ)	チカンヌンカ ラ	20								2	1	200	
127ウ	ナイコト ロ村			79		ハントクシマ	女	コキタイ妻	ハントクシマ	40								2	1	200	
127ウ	ナイコト ロ村	14	12	80		シリヘンラリ	男	同人悴 (コキタ イ)	アンハアイノ ※「36オ」に「ア ンハアイノシリ ヘンラリ事」とある	20	35	30			18						
127ウ	ナイコト ロ村		13	81		ヲマントイケ マ	女	アンハアイノ 妻	ヲマントイケ マ	25	30	25			15						
128オ	ナイコト ロ村	15	58	82		イ、ルカリ	女	コキタイ妹	イ、ルカリ	36	20							7	4	200	
128オ	ナイコト ロ村		59	83		チヤコノ	男	イ、ルカリ悴	チヤコノ	16	30	20			12						

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	1861 No.	役名	名前	性別	1862年人別帳			標準高			稼高			手当			備考
								肩書き	名前	年齢	俵	俵	升	合	貫	文	俵	貫	文	
128オ	ナイコト ロ村	38	69	84		イトワトワ	男	同居男 (シユマ カンテシユ)	イトワトワ	52							5	3		
128オ	ナイコト ロ村	39	34	85		コンチシテマ	女	コシハル妻	コンナシテマ	29	20	12		7	200					
128ウ	ナイコト ロ村	41	35	86		ヌイクシマ	女	同断女 (シユマ カンテシユ同居)	ヌイクシマ	16	25	20		12						
128ウ	ウツシユ 村	56	48	87		アイアイノ	男	クトヘシカイ 悴	アイアイノ	33	30	25		15						
128ウ	ウツシユ 村		75	88		レアンハアイ ノ	男	同居男 (クトヘ シカイ)	レアンハアイ ノ	52							5	3		
128ウ	ウツシユ 村			89		クイヤンケ	女	レアンハアイ ノ妻 (クトヘシ カイ宅同居)	クイヤンケ	51							3	1	800	
129オ	ウツシユ 村		76	90		キイシランケ	男	家主男	キイシランケ	62							2	1	200	
129オ	ウツシユ 村			91		へ井ナラリ					35	30			18					
129オ	ウツシユ 村			92		イコロ井シユ											10	6		
129オ	フレヲチ 村		79	93		サ子タツタリ	男	家主男	サ子タツタリ	60							2	1	200	
129ウ	フレヲチ 村	63	52	94		ニセウンラン ケ	男	同人悴 (サ子タ ツタリ)	ニセウンラン ケ	37	35	27		16	200					
129ウ	フレヲチ 村	64	80	95		ハトルンマ	女	ニセウンラン ケ妻	ハトルンマ	27							5	3		
129ウ	フレヲチ 村	65	53	96		コシハル	男	サ子タツタリ 男子	コシハル	29	30	25								
129ウ	フレヲチ 村	66	81	97		ヌチヤランマ	女	シンナウツテ 女子	ヌチヤランマ	25	20						5	3		
130オ	フレヲチ 村		82	98		ヌイトクシマ	女	ウタレ女 (サ 子タツタリ妻)	ヌイトクシマ	37							3	1	800	
130オ	フレヲチ 村	68	83	99		ヨフケタ	男	サ子タツタリ 厄介男	ヨフケタ	14							5	3		
130オ	フレヲチ 村			100	シンナ ウケ妻	テシフンケマ	女	シンナウケ 妻・トンナイ 女子	テシフンケマ	不明							3	1	800	

表16 1861 (文久元) 年「給料勘定」名簿非登載者

1859 No.	1860 No.	1861 No.	名前	性別	1862年人別帳			備考
					肩書き	名前	年齢	
/	33	/						
57	49	/	ウエンチヨフツ カ井	男	同人悴 (キイシランケ)	ウエンチヲツカイ	28	
67	54	/	ハセトコマ	男	ウタレ男 (サ子タツタリ)	ハセトクマ	27	
/	61	/	イコテシランケ	男	センクラ悴	イコテシランケ	9	
/	67	/	カンヌンヒタ	男	同人悴 (ノホリランケ)	カンウンヒタ	9	
/	72	/	ホヌアン	男	サンキランマ厄 介男	ホヌアン	11	
49	74	/	アミキシランケ	男	家主	アミキシランケ	45	西7月2日病死
/	77	/	ヌマントランケ	男	同人男子 (キイシランケ)	ヌマトランケ	12	
18	/	/	シヨヒシランケ	男				キナマウシ悴21才。申閏3月16日病 死
46	/	/	イトモツテマ	女				キリホクシランケ娘エトモツテマは 申5月29日、30歳で難産にて死去

表17 1861 (文久元) 年「撫育」(131オ～134オ)

丁番	村	肩書き	名前	撫育米			
				期間	石	斗	升
131オ	ライチシカ村	ヲンハヲトエ家内	ソ、ロケ	1～12月		7	2
131オ	ウエンルイサン村	ニセレミセカ家内	ワンワチシ ヘチノツコ	1～12月	1	4	4
131オ	ウエンルイサン村	ニセラ、井家内	仁太郎	1～12月		7	2
131ウ	ウエンルイサン村	ニセラ、井同居ムンキカ家内	シンカノ			7	2
131ウ	ウエンルイサン村	チセキシユ井家内	チウケウエコテ トヲトヲ	1～12月	1	4	4
131ウ	ウエンルイサン村	イキリマウシ家内	モンチウカンテ	1～12月		7	2
131ウ	ウエンルイサン村	モンコサンコ家内	もん	1～12月		7	2
132オ	ウエンルイサン村	センクラ家内	イコテシランケ	1～12月		7	2
132オ	ウエンルイサン村	ヘケンシラリ家内	弁太郎	1～12月		7	2
132オ	ヲタフニ村	ラミサカイク家内	フヘサンケマ コンタランケマ シクシサンケマ きし	1～12月	2	8	8
132ウ	ヲタフニ村	ノホリランケ家内	カンヌンヒタ	1～12月		7	2
132ウ	ウシトマナイホ村	キリホクシランケ家内	ニシヘルンケマ	1～12月		7	2
132ウ	ウシトマナイホ村	シンノウツテ家内	マウコタンマ コトツチ	1～12月	1	4	4
132ウ	ウシトマナイホ村	ホクヌ家内	シリハ ケ子ツカ	1～12月	1	4	4
133オ	ウシトマナイホ村	シツヘチウ家内	ニシユヤンケマ ニシカリ しゆん カンヒラシヤ	1～12月	2	8	8
133オ	ウシトマナイホ村	サンキランマ家内	ホヌアン	1～12月		7	2
133オ	ウシトマナイホ村	トヲサンケ家内	せい	1～12月		7	2
133ウ	ナイコト村	コキタイ家内	ヲン子相ノ	1～12月		7	2
133ウ	ウツシユ村	(クトヘシカイ) 同人家内	クトヘシカイ コニランケマ	1～12月	1	4	4
133ウ	ウツシユ村		キイシランケ	1～12月		7	2
133ウ	ウツシユ村	サ子タツタリ家内	鶴松 キンラトリマ	1～12月	1	4	4

表18 1861 (文久元) 年「極老孤長病土人」への「撫育」(134ウ～135ウ)

丁番	村	肩書き	名前	年齢	撫育	備考
134ウ	ウエンルイサン村	家主男ニセレメセカ母	ワンワチシ	80	玄米5斗 古手1枚	七拾歳以上老土人
134ウ	ウシトマナ井ホ村	家主男ホクヌ同居	ケ子ツカ	73	造米5俵 古手1枚	七拾歳以上老土人
134ウ	ライチシカ村	惣小使ヲンハヲトエ厄介女子	ヲチハ	14	造り米3俵 古手1枚	孤土人
135オ	ウシトマナ井ホ村	小使サンキランマ厄介男子	ホヌアン	10	造り米3俵 古手1枚	孤土人
135オ	フレヲチ村	家主男サ子タツタリ厄介男子	ユフケタ	13	造り米3俵 古手1枚	孤土人
135オ	ウエンルイサン村	家主男ニセレメセカ妹	ラムリテンケマ	34	造り米3俵 古手1枚	長病人
135オ	ウエンルイサン村	家主男ヘケンシラリ妻	エトランマ	28	造り米3俵 古手1枚	長病人
135ウ	ウエンルイサン村	家主男ニセラ、井同居 ホロコタン女	ムンキカ	44	造り米3俵 古手1枚	長病人
135ウ	ウシトマナ井ホ村	土産取キリホクシランケ弟	ヌカヒランマ	56	造り米3俵 古手1枚	長病人

表19 1862 (文久2) 年「給料勘定」(140オ～150オ)

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	1861 No.	1862 No.	名前	性別	1862年人別帳			雇 俵	手当 俵	朱書	備考
								肩書き	名前	年齢				
140オ	ライチシカ村		70	74	1	トヲサンケ	男	家主男	トヲサンケ	32		7	1	渡守手当 此代4貫200文
140オ	ライチシカ村			15	2	キナマウシユ井	男	同居男 (トヲサンケ)	キナマヲシユイ	50		7	1	渡守手当
140オ	ライチシカ村			16	3	ルウチンマ	女	同人女子 (シンノウツケ)	ルウサンマ	16		3	1	手当
140ウ	ウエンルイサン村	11	57	10	4	ニセレミセカ	男	家主男	ニセレミセカ	40	33		6	中年分給代
140ウ	ウエンルイサン村	12	9	11	5	ホンランケ	男	同人弟 (ニセレミセカ)	ホンランケ	37	37		5	中之上年分給代
140ウ	ウエンルイサン村	7	10	12	6	ヘトロンケマ	女	ホンランケ妻	ヒルトンケマ事 ヘトロンケマ	34	25		8	中年分給代
140ウ	ウエンルイサン村				7	ラムリテンケマ	女	ニセレミセカ妹	ラムリテンケマ	32		3	新	手当
140ウ	ウエンルイサン村			13	8	ニセラ、井	男	家主男	ニセラ、井	42		2	-3	手当
141オ	ウエンルイサン村				9	ニシトランマ	女	ニセラ、井妻	ニシトレンマ	29		2	新	手当
141オ	ウエンルイサン村	17	15	14	10	イルンカ	男	同人弟 (ニセラ、井)	エルンカ	35	20		3	下年分給代
141オ	ウエンルイサン村	69	84	17	11	トヲセルイマ	女	ムンキカ娘	ハタハタ事トヲセルイマ	20	25		5	中年分給代
141オ	ウエンルイサン村	19	16	18	12	チセキシユ井	男	家主男	チセキシユ井	38	20		-5	下年分給代
141オ	ウエンルイサン村	20	17	19	13	シウタトンケマ	女	チセキシユ井妻	シウタトンケマ	35	20		0	中之下年分給代
141ウ	ウエンルイサン村		60	21	14	ニセヲツケウランケ	男	家主男	ニセヲツケウランケ	30		7	-3	手当
141ウ	ウエンルイサン村	60	50	22	15	ヲフツセレ	男	家主男	ヲフツセル	53		12	-23	手当
141ウ	ウエンルイサン村			23	16	イタチンテマ	女	ヲフツセル妻	ラントイマ 事イタチンテマ	45		3	0	手当
141ウ	ウエンルイサン村	62	78	25	17	コタントカ	男	同人男子 (ヲフツセル)	ヲツキタ 事コタントカ	14	15		5	下々年分給代
141ウ	ウエンルイサン村	16	14	26	18	カアナ井	男					3	-17	手当
142オ	ウエンルイサン村	22	19	27	19	レウシノツテ	男	モンコサンコ男子	レウシノツテ	34	35		3	中年分給代
142オ	ウエンルイサン村	59	20	28	20	ヲコンノ	女	レウシノツテ妻	ヲコンノ事クワシランマ	19	25		0	中年分給代
142オ	ウエンルイサン村	24	21	29	21	サンニキタラ	男	モンコサンコ男子	サンニキタラ事ハチカ	19	35		10	中年分給代
142オ	ウエンルイサン村	10	22	30	22	メラチ	男	同居男 (モンコサンコ)	メラチ	31	40		5	上年分給代
142オ	ウエンルイサン村	23	62	31	23	ハヲロケマ	女	メラチ妻	ハウルケマ	26		5	0	手当
142ウ	ウエンルイサン村	21	18	32	24	センクラ	男	土産取	センクラ	35	45		15	中年分給代 10俵役給料
142ウ	ウエンルイサン村			33	25	ヘシラルンケマ	女	センクラ妻	ヘシラルンケマ	34		3	1	手当
142ウ	ウエンルイサン村	25	23	34	26	ヘケンシラリ	男	家主男	ヘケンシラリ	30	35		8	中年分給代
142ウ	ウエンルイサン村	26	24	35	27	ヲウリ	男	同人弟 (ヘケンシラリ)	ヲウリ	29	33		8	中年分給代
142ウ	ウエンルイサン村	27	25	36	28	ウレトヲランケ	男	ウタレ男 (ヘケンシラリ)	ウエンヘヲツカイ事ウレトヲランケ	42	20		0	下年分給代
143オ	ヲタフニ村		63	37	29	ラミサカイク	男	家主男	ラミサカイク	60		2	0	手当
143オ	ヲタフニ村		65	39	30	ノヲチウケマ	女	同人女子 (ラミサカイク)	ヌチウケマ	17	30		10	上年分給代
143オ	ヲタフニ村	35	27	40	31	ハニシトランケ	男	土産取	ハニシトランケ	32	45		0	中年分給代
143オ	ヲタフニ村	32	66	41	32	ウレケシランマ	女	ハニシトランケ妻	ウレケシランマ	30		5	-2	手当

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	1861 No.	1862 No.	名前	性別	1862年人別帳			雇 俵	手 当 俵	朱書	備考
								肩書き	名前	年齢				
143オ	ヲタフニ村	33	28	42	33	アイノヲツカイ	男	同人弟(ハニシトランケ)	アイノヲツカイ	27	33		8	中年分給代
143ウ	ヲタフニ村	51	44	43	34	ヘンチャリク	男	ウタレ男(アミキシランケ)	ヘンチャリク	17	30		5	下年分給代
143ウ	ヲタフニ村	30	29	44	35	ノホリランケ	男	乙名	ノホリランケ	32	55		5	上年分給代 15俵役給料
143ウ	ヲタフニ村	31	30	45	36	カンリトヲケマ	女	ノホリランケ妻	カンリトヲケマ	28		7	0	手当
143ウ	ヲタフニ村	34	31	46	37	ケマチヘリ	女	ウタレ女(ノホリランケ)	ケマチヘリ	44	15		3	下年分給代
143ウ	ヲタフニ村	13	11	47	38	ニシトカリ	男	同居男(ノホリランケ)	ニシトカリ	42	35		8	中年分給代
144オ	ヲタフニ村			48	39	ヘイハトシケマ	女	ニシトカリ妻	ヘイハトシケマ	46		3	1	手当
144オ	ヲタフニ村			49	40	ケソラリマ	女	同人女子(ニシトカリ)	ケソラリマ	16	20		5	中年分給代
144オ	ヲタフニ村	1	1	1	41	ヲンハヲトエ	男	惣小使	ヲンハヲトエ	43	60		5	上年分給代
144オ	ヲタフニ村	3	55	2	42	カンキシランケ	男	同人倅(ヲンハヲトエ)	カンキシランケ	27	40		10	上年分給代
144オ	ヲタフニ村			3	43	キウインテ	女	カンキシランケ妻	キウインテ	32		5	0	手当
144ウ	ヲタフニ村	4	2	4	44	ニシノツテ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシノツテ	23	38		3	上年分給代
144ウ	ヲタフニ村	2	3	5	45	ヘシロコツテ	男	右同断(ヲンハヲトエ男子)	ヘシロコツテ	22	33		8	中年分給代
144ウ	ヲタフニ村	58	4	6	46	コイフケマ	女	ヘシロコツテ妻	コイフケマ	18	30		5	上年分給代
144ウ	ヲタフニ村	5	5	7	47	ニシロ	男	ヲンハヲトエ男子	ニシロ	20	37		2	中之上年分給代
144ウ	ヲタフニ村	6	6	8	48	ケマシトシケマ	女	ウタレ女(ヲンハヲトエ)	ケマシトシケマ	21	30		5	上年分給代
145オ	ヲタフニ村		56	9	49	ヲチハ	女	ヲンハヲトエ厄介ホロコタン女	ヲチハ	15	20		5	中年分給代
145オ	ウシトマナ井 ホ村	43	37	50	50	キリホクシランケ	男	土産取	キリホクシランケ	57	30		0	下年分給代
145オ	ウシトマナ井 ホ村	44	38	51	51	マンチカ	男	同人倅(キリホクシランケ)	マンチカル、マ ヲツカイ事	27	40		5	上年分給代
145オ	ウシトマナ井 ホ村	45	39	52	52	イワトイケマ	女	マンチカ妻	ケナチ事イワト イケマ	29	10		-2	下々年分給代
145オ	ウシトマナ井 ホ村			54	53	ライチヤフ	女	同断(キリホクシランケ宅ウタレ女・ヲヘランケの妹)	ライチヤホ	29		5	0	手当
145ウ	ウシトマナ井 ホ村		73	55	54	ヌカケシランケ	男	家主男	ヌカケシランケ	42		7	-3	手当
145ウ	ウシトマナ井 ホ村	47	40	56	55	ウ、ナホ井	女	ヌカケシランケ妻	ウ、ナホイ	42	15		3	下年分給代
145ウ	ウシトマナ井 ホ村	29	41	57	56	セイシヒリマ	男	同人倅(ヌカケシランケ)	セイシヒリマ	20	38		3	上年分給代
145ウ	ウシトマナ井 ホ村	48	42	58	57	トリマ	女	同人女子(ヌカケシランケ)	トリマ	18	30		5	上年分給代
145ウ	ウシトマナ井 ホ村				58	リツクシマ	女	ヌカヒランマ妻	リツクシマ	57		1	新	手当
146オ	ウシトマナ井 ホ村			100	59	テシフンケマ	女	シンナウケ妻・トンナイ女子	テシフンケマ	不明		3	0	手当
146オ	ウシトマナ井 ホ村	52	45	60	60	ソシノツテ	男	同人倅(シンナウケ)	ソシノツテ	27	35		8	中年分給代
146オ	ウシトマナ井 ホ村	50	43	61	61	ヲヘランケ	女	ウタレ女(アミキシランケ)	ヲヘランケ	28	25		8	中年分給代
146オ	ウシトマナ井 ホ村	53		62	62	カンキタヨシマ	女	右同断(シンナウツテ女子)	カンキタヨシマ	23	25		8	中年分給代
146オ	ウシトマナ井 ホ村	54	46	63	63	ラサヲフニ	男	同人男子(シンナウツテ)	ラサヲフニ	18	33		8	中年分給代
146ウ	ウシトマナ井 ホ村	55	47	64	64	ルウサンマ	女	同人女子(シンナウツテ)	ルウサンマ	16	30		5	上年分給代
146ウ	ウシトマナ井 ホ村	66	81	97	65	ヌチヤランマ	女	シンナウツテ女子	ヌチヤランマ	25		3	-2	手当

丁番	村名	1859 No.	1860 No.	1861 No.	1862 No.	名前	性別	1862年人別帳			雇 俵	手 当 俵	朱書	備考
								肩書き	名前	年齢				
146ウ	ウシトマナ井 ホ村	8	7	65	66	シツヘチウ	男	土産取	ヲホリ事シツヘ チウ	37	45		0	中年分給代 10俵役給料
146ウ	ウシトマナ井 ホ村			66	67	セクワンテ	女	ヲホリ妻	セクワンテ	40		5	0	手当
146ウ	ウシトマナ井 ホ村	9	8	67	68	トヲセランケ	男	ウタレ男 (ヲホ リ)	トヲセランケ	18	20		0	下年分給代
147オ	ウシトマナ井 ホ村			68	69	ホクヌ	男	家主男	ホクヌ	42		7	-3	手当
147オ	ウシトマナ井 ホ村			69	70	ヲコンホ	女	ホクヌ妻	ヲコンホ	31		3	0	手当
147オ	ウシトマナ井 ホ村	36	32	70	71	ヲタルカアイノ	男	同人倅 (ホクヌ)	ヲタルカアイヌ	20	37		7	中之上年分給 代
147オ	ウシトマナ井 ホ村	37		71	72	チエチホマ	男	同人男子	チエチホマ	14	30		10	下年分給代
147ウ	ウシトマナ井 ホ村	42	36	72	73	サンキランマ	男	小使	サンキランマ	42	40		0	下年分給代 10俵役給料
147ウ	ウシトマナ井 ホ村		68	73	74	エトエフリ	女	サンキランマ妻	エトイフリ	23		2	-1	手当
147ウ	ウシトマナ井 ホ村		76	90	75	キイシランケ	男	家主男	キイシランケ	62		2	0	手当
147ウ	ウシトマナ井 ホ村			91	76	ヘイナラリ	男				37		7	中之上年分給 代
147ウ	ウシトマナ井 ホ村			92	77	イコロ井セ	男				10		0	下々年分給代
147ウ	ウシトマナ井 ホ村	28	26	77	78	シユマカンテシ ユ	男	家主男	シユマカンテシ ユ	28	38		3	上年分給代
148オ	ウシトマナ井 ホ村	41	35	86	79	ヌイクシマ	女	同断女 (シユマ カンテシユ同居)	ヌイクシマ	16	25		5	中年分給代
148オ	ウシトマナ井 ホ村	14	12	80	80	シリヘンラリ	男	同人倅 (コキタイ)	アンハアイノ ※「36オ」に「ア ンハアイノシリヘ ンラリ事」とある	20	38		8	上年分給代
148オ	ウシトマナ井 ホ村		13	81	81	ヲマントイケマ	女	アンハアイノ妻	ヲマントイケマ	25	30		5	上年分給代
148オ	ウシトマナ井 ホ村	15	58	82	82	エイルカリ	女	コキタイ妹	イ、ルカリ	36	7		-3	下々年分給代
148オ	ウシトマナ井 ホ村		59	83	83	チヤコノ	男	イ、ルカリ倅	チヤコノ	16	20		0	下年分給代
148ウ	ウシトマナ井 ホ村	56	48	87	84	アイアイノ	男	クトヘシカイ倅	アイアイノ	33	30		5	下年分給代
148ウ	ウシトマナ井 ホ村		75	88	85	リアンヘアイノ	男	同居男 (クトヘ シカイ)	リアンヘアイノ	52		2	-3	手当
148ウ	ウシトマナ井 ホ村			89	86	クイヤンケ	女	リアンヘアイノ 妻 (クトヘシカ イ宅同居)	クイヤンケ	51		3	0	手当
148ウ	ウシトマナ井 ホ村		79	93	87	サ子タツタリ	男	家主男	サ子タツタリ	60		2	0	手当
149オ	ウシトマナ井 ホ村		82	98	88	ヌイトクシマ	女	ウタレ女 (サ子 タツタリ妻)	ヌイトクシマ	37		3	0	手当
149オ	ウシトマナ井 ホ村	63	52	94	89	ニセウンランケ	男	同人倅 (サ子タ ツタリ)	ニセウンランケ	37	35		8	中年分給代
149オ	ウシトマナ井 ホ村	64	80	95	90	ハトルンマ	女	ニセウンランケ 妻	ハトルンマ	27		3	-2	手当
149オ	ウシトマナ井 ホ村	65	53	96	91	コシハル	男	サ子タツタリ男 子	コシハル	29	37		12	中之上年分給 代
149オ	ウシトマナ井 ホ村	39	34	85	92	コンナシテマ	女	コシハル妻	コンナシテマ	29		7	-5	手当
149オ	ウシトマナ井 ホ村	67	54		93	ハセトコマ	男	ウタレ男 (サ子 タツタリ)	ハセトコマ	27	20		新	下年分給代
149ウ	ウシトマナ井 ホ村	68	83	99	94	ユフケタ	男	サ子タツタリ厄 介男	ユフケタ	14	10		5	下々年分給代

表20 1862 (文久2) 年「撫育」(151オ～153オ)

丁番	村	肩書き	名前	撫育米		
				石	斗	升
151オ	ライチシカ村	トヲサンケ家内	せい		7	2
151オ	ウエンルイサン村	ニセレミセカ家内	ワンワチシ ヘチノツコ	1	4	4
151オ	ウエンルイサン村	ニセラ、井家内	仁太郎		7	2
151オ	ウエンルイサン村	ニセラ、井同居ムンキカ倅	シンカノ		7	2
151ウ	ウエンルイサン村	チセキシユ井家内	チウケウエコテ トヲトヲ	1	4	4
151ウ	ウエンルイサン村	ヲフツセラ家内	モンチウカンテ		7	2
151ウ	ウエンルイサン村	モンコサンコ家内	もん		7	2
151ウ	ウエンルイサン村	センクラ家内	イコテシランケ せん	1	4	4
151ウ	ウエンルイサン村	ヘケンシラリ家内	弁太郎 弁次郎	1	4	4
152オ	ヲタフニ村	ラミサカイク家内	フヘサンケマ コンタランマ シクシサンケマ きし 喜次郎	3	6	
152オ	ヲタフニ村	ノホリランケ家内	カンヌンヒタ		7	2
152オ	ウシトマナ井ホ村	キリホクシランケ家内	ニシヘルンケマ 孝助	1	4	4
152オ	ウシトマナ井ホ村	シンナウケ家内	マウコタンマ コトツチ	1	4	4
152ウ	ウシトマナ井ホ村	ホクヌ家内	シリマ		7	2
152ウ	ウシトマナ井ホ村	シツヘチウ家内	ニシユヤンケマ ニシカリ しゆん カンヒラシヤ	2	8	8
152ウ	ウシトマナ井ホ村	サンキランマ家内	ホヌアン		7	2
152ウ	ウシトマナ井ホ村		キイシランケ		7	2
153オ	ナ井コトロ村	コキタ井家内	ヲン子相ノ トヘケシランケ	1	4	4
153オ	ナ井コトロ村	クトヘシカ井家内	右同人(クトヘシカ井) コニランケマ 亀吉	2	1	6
153オ	ナ井コトロ村	サ子タツタリ家内	鶴松 キンラ	1	4	4

表21 「撫育」の4年間(1859-62)の推移

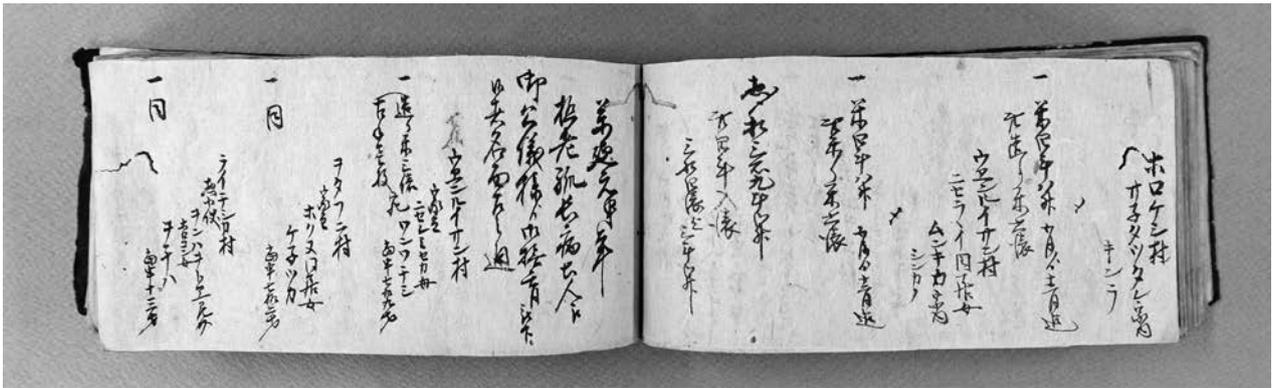
番号	名前	1862年人別			撫育			
		肩書き	名前	年齢	1859	1860	1861	1862
1	ソ、ロケ	同人女子(ヲンハヲトエ)	ソ、ロケ	13	1	1	1	
2	トイラツク	ケマシントンケマ弟	トイラツク	15	1			
3	ニシユヤンケマ	同人娘(ヲホリ)	ニシユヤンケマ	11	1	1	1	1
4	ニシカリ	同人倅(ヲホリ)	ニシカリ	8		1	1	1
5	おしゆん	同人女子(ヲホリ)	しゆん	7	1	1	1	1
6	カンヒラシヤ	同人男子(ヲホリ)	カンヒラシヤ	6			1	1
7	ワンワチシ	ニセレミセカ母	ワンワチシ	81	1	1	1	1
8	ヘチノツコ	ラムリテンケマ倅 ※ラムリテンケマはニセレミセカ妹	ヘチノツコ	6			1	1
9	ヲン子アイヌ	同人男子(コキタイ)	ヲン子アイヌ	11	1	1	1	1
10	トヘケシランケ	同人男子(コキタイ)	トヘケシランケ	5				1
11	エフタフタ	※ニセラ、イ母エフタフタ76才にて1860年1月4日病死			1			
12	仁太郎	同人倅(ニセラ、イ)	仁太郎	6			1	1
13	シンカノ	同人倅(ニセラ、井同居ホロコタン女ムンキカ)	シンカノ	11	1	1	1	1
14	チウケウエコテ	同人倅(チセキシユ井)	チウケウエコラ	8	1	1	1	1
15	トヲトヲ	ヲシユランケ倅 ※ヲシユランケはチセキシユイ宅ウタレ女	トヲトヲ	7		1	1	1
16	ヲソマアイヌ	※家主ヲソマアイヌ52才にて1860年2月16日病死			1			
17	もん	同人女子(モンコサンコ)	もん	8	1	1	1	1
18	イコテシランケ	センクラ倅	イコテシランケ	9	1	1	1	1
19	せん	同人女子(センクラ)	せん	5				1
20	弁太郎	同人倅(ヘケンシラリ)	弁太郎	10	1	1	1	1

番号	名前	1862年人別			撫育			
		肩書き	名前	年齢	1859	1860	1861	1862
21	弁次郎	同人男子 (ヘケンシラリ)	弁治郎	5				1
22	ウ子ンケソマ	※家主ウ子ンケソマ57才にて2月17日夜病死			1			
23	ウレケシランマ女子壱人			6	1			
24	フヘサンケマ	ラミサカイク妻	フヘサンケマ	62			1	1
25	コンタランケマ	同人女子 (ラミサカイク)	コンタランケマ	8		1	1	1
26	シクシサンケマ	同人女子 (ラミサカイク)	シクシサンケマ	6			1	1
27	きし	モンル、カウシ女子 ※モンカル、ウシはノホリランケ妹	きし	10			1	1
28	カンヌンヒタ	同人悴 (ノホリランケ)	カンヌンヒタ	9	1	1	1	1
29	ニシヘルンケマ	同人女子 (キリホクシランケ)	ニシヘルンケマ	8			1	1
30	孝助	同人悴 (キリホクシランケ)	孝助	5				1
31	コトツチ	同人女子 (シンナウツケ)	コトツチ	6			1	1
32	シリハ (シリマ)	同人男子 (ホクヌ)	シリマ	6			1	1
33	ケ子ツカ	同居女 (ホクヌ)	ケ子ツカ	74	1	1	1	
34	トヲサンケ	家主男	トヲサンケ	32	1			
35	ホヌアン	サンキランマ厄介男	ホヌアン	11		1	1	1
36	せい	同人女子 (トヲサンケ)	セイ	6			1	1
37	ヌカヒランマ	キリホクシランケ兄	ヌカヒランマ	59	1			
38	チワシケタ	同人娘 (キリホクシランケ)	チワシケト	15	1			
39	フシチカ女子壱人				1			
40	ニシヘルンケマ	同人女子 (キリホクシランケ)	ニシヘルンケマ	8		1		
41	おさし	同人女子 (アミキシランケ)	壱人	7	1	1		
42	シンナウツケ	家主男	シンナウツケ	59	1			
43	マウコタンマ	同人女子 (シンナウツケ)	マウコタンマ	9		1	1	1
44	クトヘシカイ	家主	クトヘシカイ	63	1	1	1	1
45	コニランケマ	同人女子 (レアンハアイノ)	コニランケマ	10	1	1	1	1
46	亀吉	同人悴 (クトヘシカイ)	亀吉	5				1
47	キイシランケ	家主男	キイシランケ	62		1	1	1
48	ヌマトランケ	同人男子 (キイシランケ)	ヌマトランケ	12	1			
49	ヲツキ、	同人男子 (ヲフツセル)	ヲツキ、事コタン トカ	14	1			
50	ラントイマ悴壱人				1			
51	モンチウカンテ	同人男子 (ヲフツセル)	モンチウカンテ	8		1	1	1
52	鶴松	同人悴 (サ子タツタリ)	鶴松	6			1	1
53	キンラ (キンラトリマ)	ヌイトクシマ女子	キンラトリマ	11	1	1	1	1
54	喜次郎	同人悴 (ラミサカイク)	喜治郎	5				1

表22 1862 (文久2) 年「極老孤長病土人」への「撫育」(153ウ～154ウ)

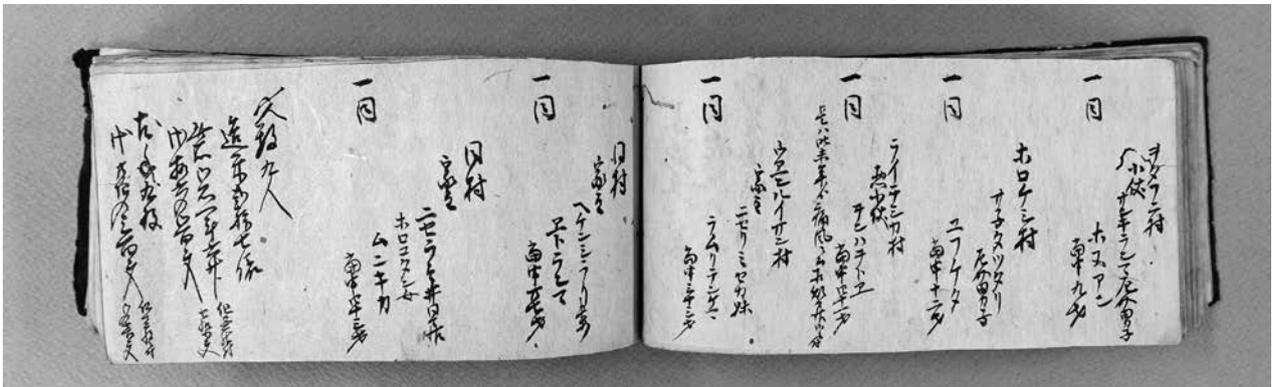
丁番	村	肩書き	名前	年齢	撫育	備考
153ウ	ウエンルイサン村	家主ニセレミセカ母	ワンハチシ	81	玄米5斗 古手1枚	(老人)
153ウ	ウシトマナ井ホ村	家主ホクヌ同居女	ケ子ツカ	74	玄米4斗	(老人)
153ウ	ヲタフニ村	惣小使ヲンハヲトエ厄介女	ヲチハ		作り米3俵 古手1枚	孤子土人
154オ	フレヲチ村	家主サ子タツタリ厄介男子	ユフケタ		作り米3俵 古手1枚	孤子土人
154オ	ウエンルイサン村	家主ニセレミセカ妹	ラムリテンケマ		作り米3俵 古手1枚	長病人
154オ	ヲタフニ村	惣小使	ヲンハヲトエ		作り米3俵 古手1枚	長病人
154オ	ウシトマナイホ村	土産取キリホクシランケ同居女	リツクシマ		作り米3俵 古手1枚	長病人
154ウ	ウエンルイサン村	家主ニセラ、井同居ホコタン女	ムンキカ		作り米3俵 古手1枚	長病人
154ウ	フレヲチ村	家主サ子タツタリ妻	エヘカンテマ		作り米3俵 古手1枚	長病人

史料写真



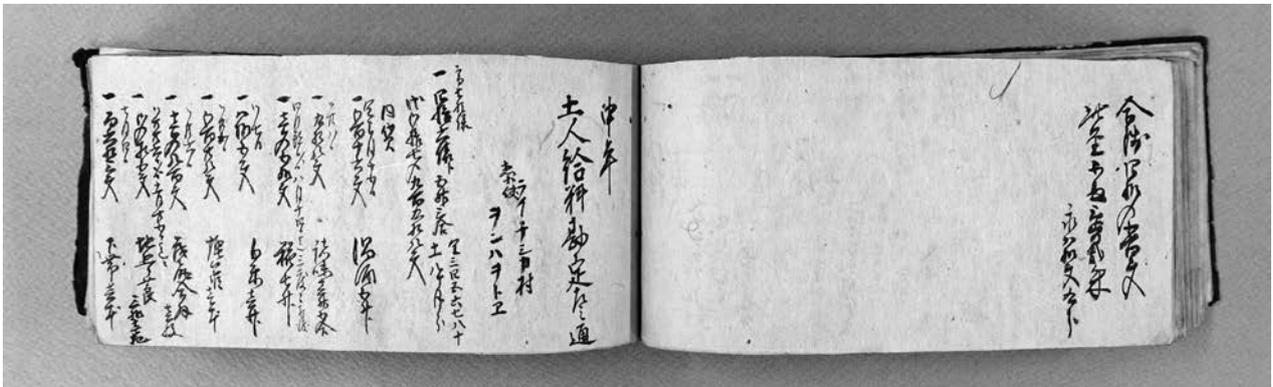
92オ

91ウ



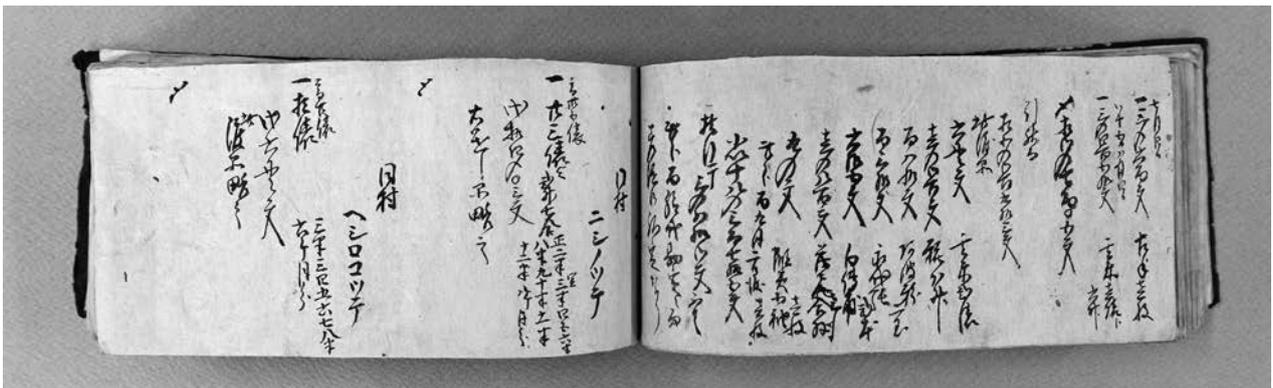
93オ

92ウ



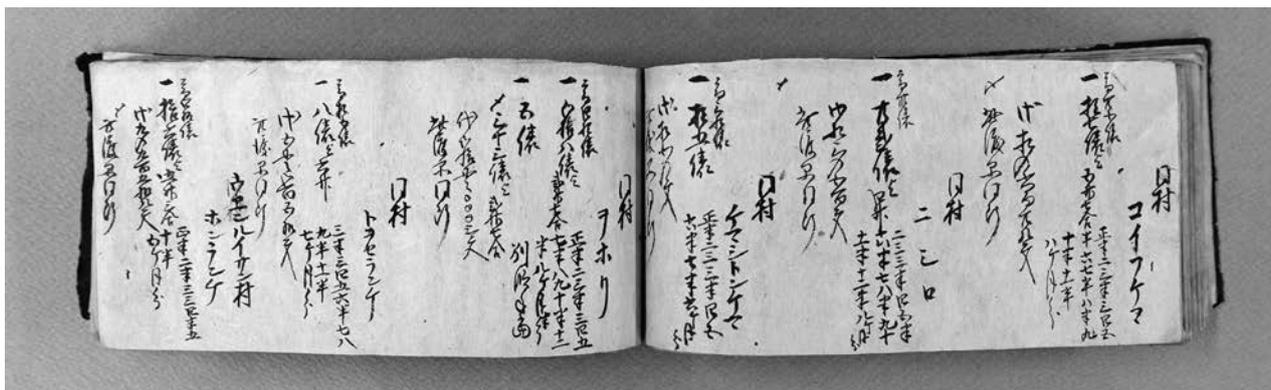
94オ

93ウ



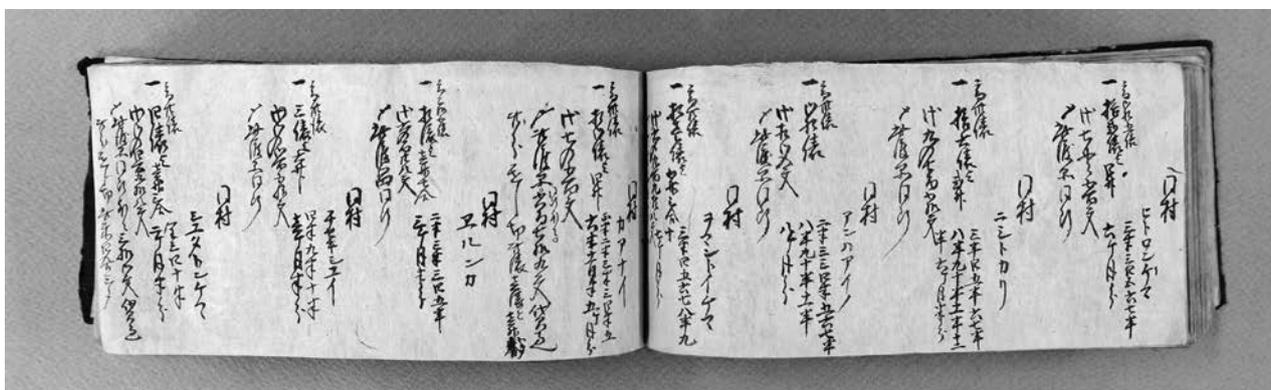
95オ

94ウ



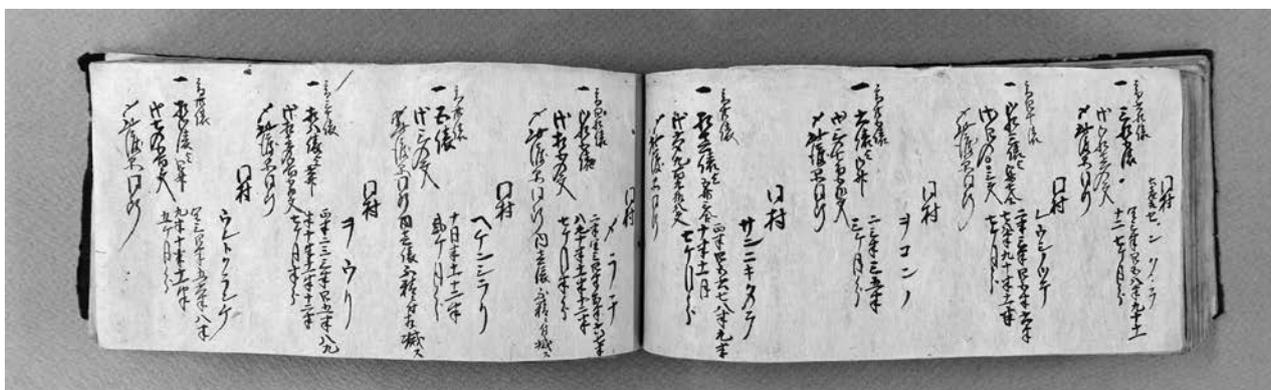
96オ

95ウ



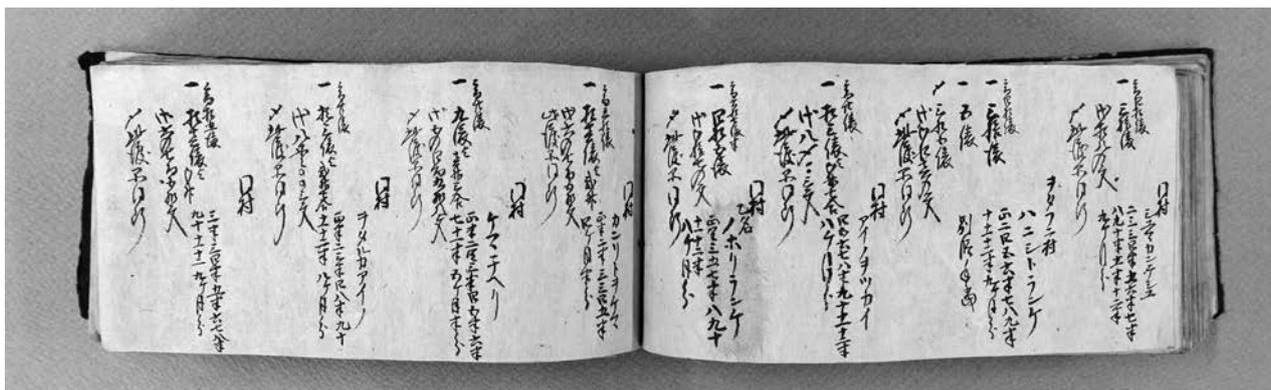
97オ

96ウ



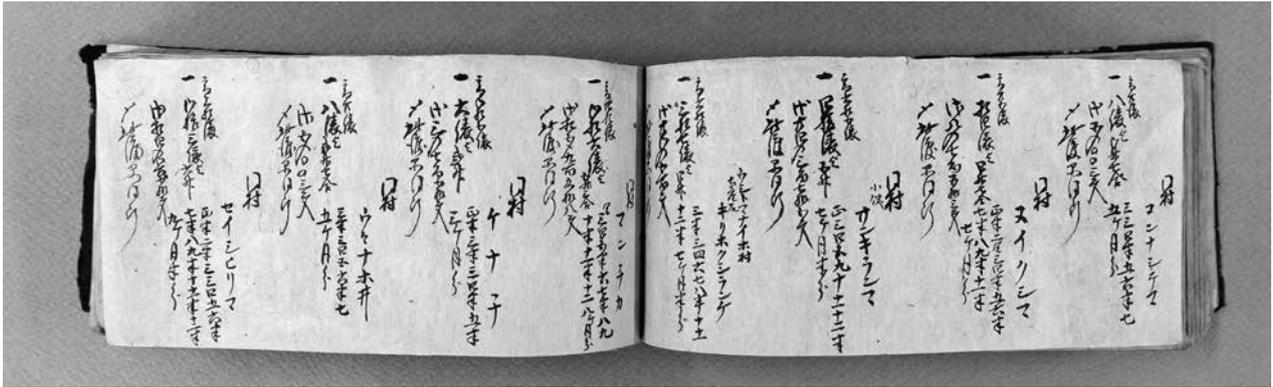
98オ

97ウ



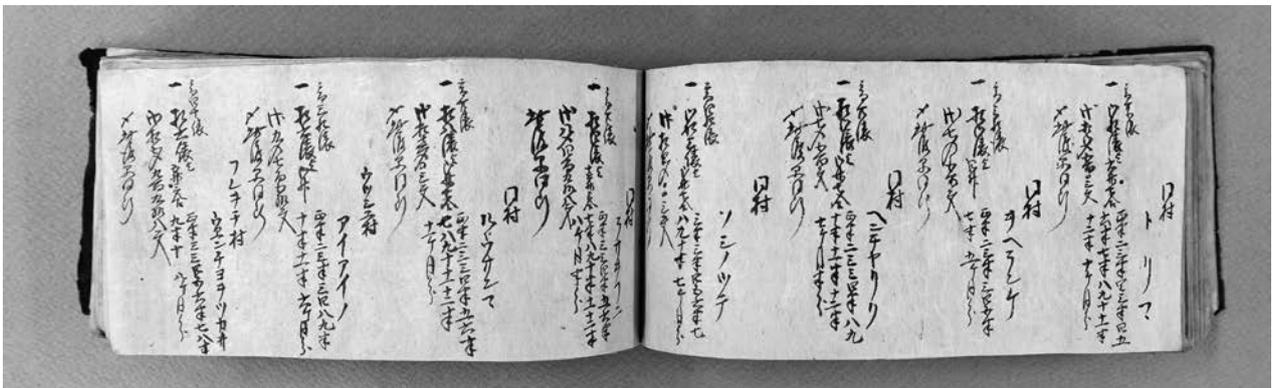
99オ

98ウ



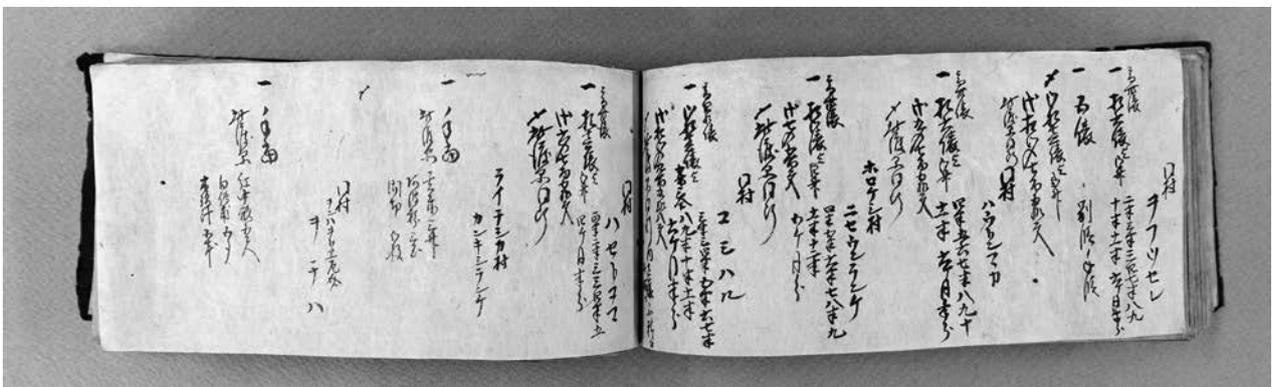
100オ

99ウ



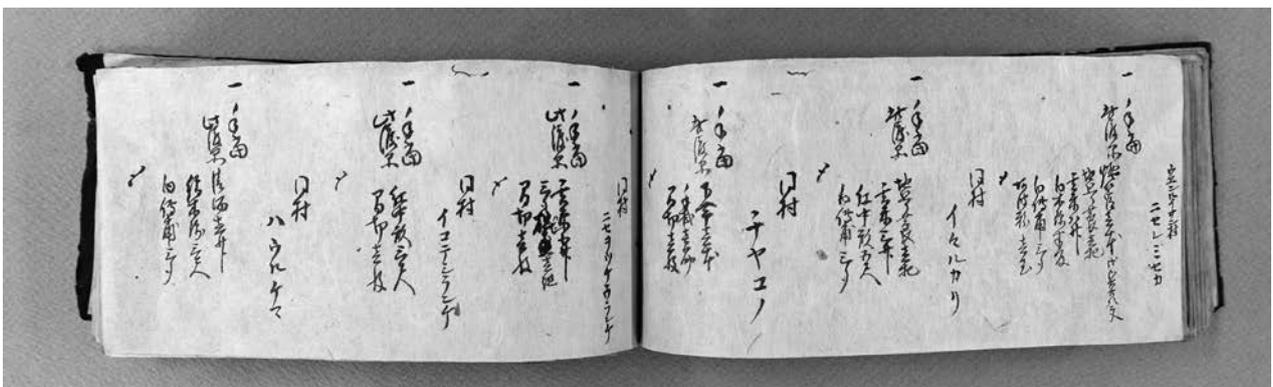
101オ

100ウ



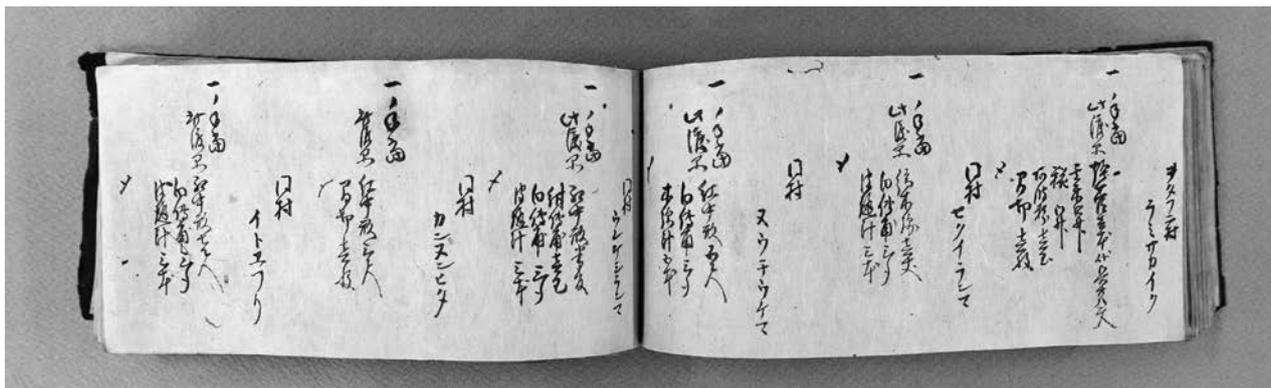
102オ

101ウ



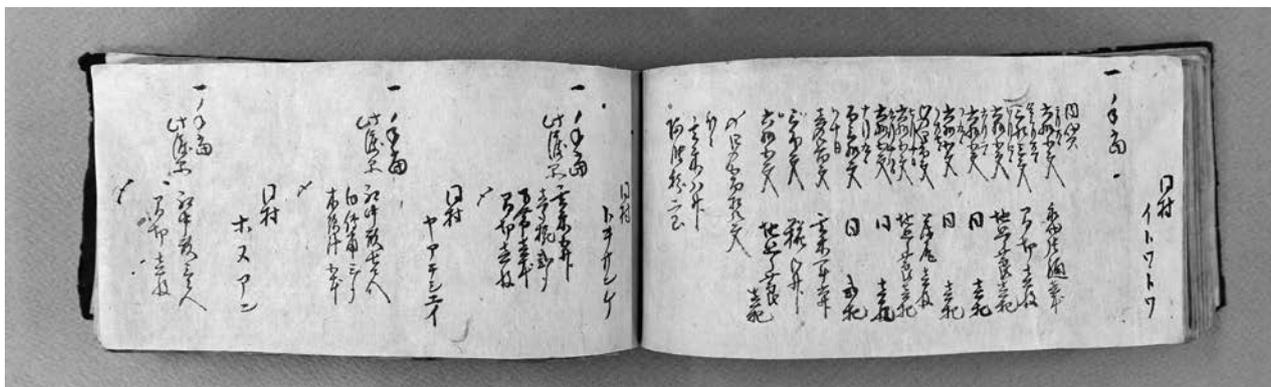
103オ

102ウ



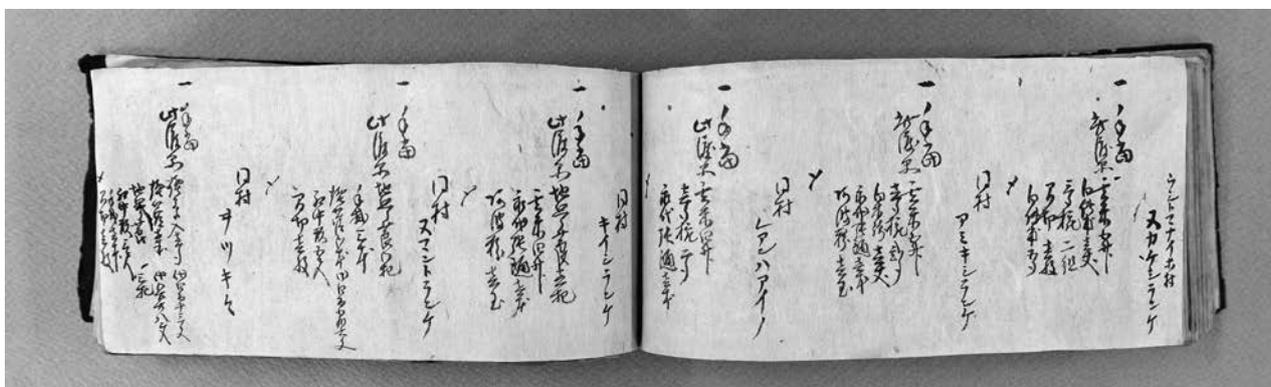
104オ

103ウ



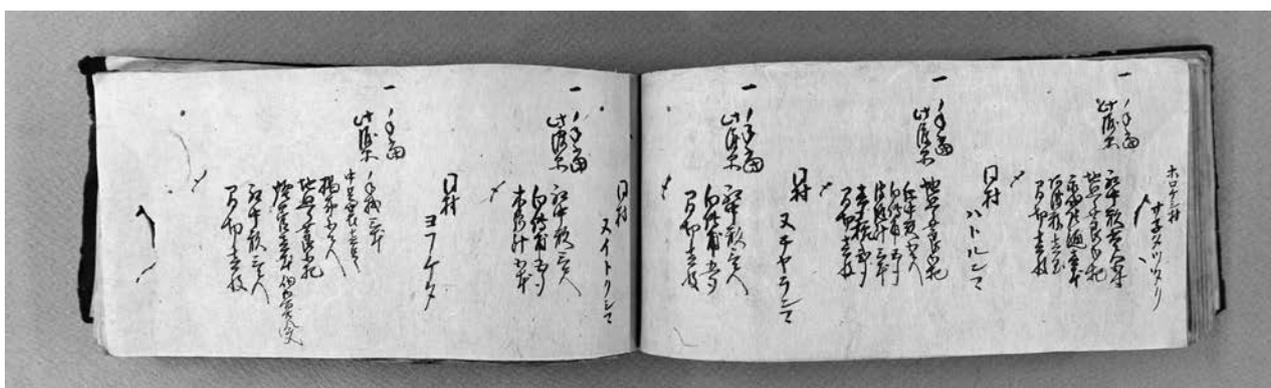
105オ

104ウ



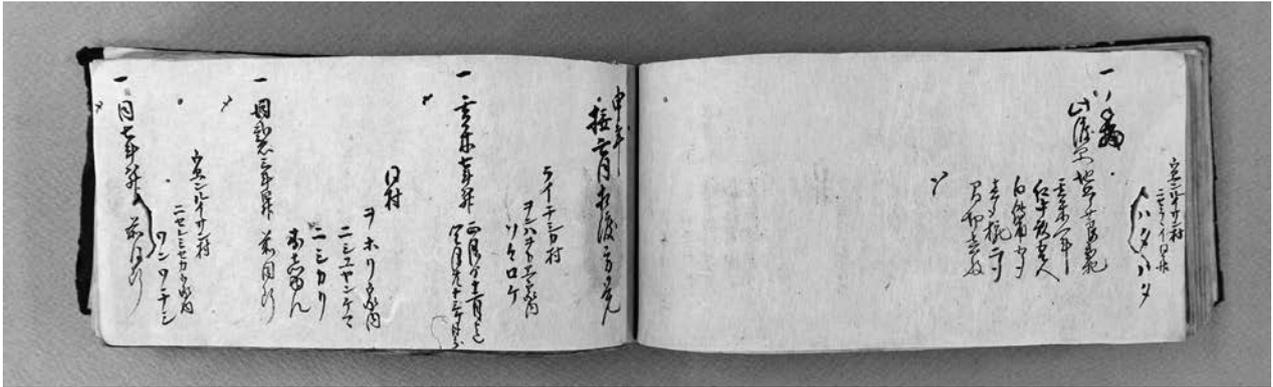
106オ

105ウ



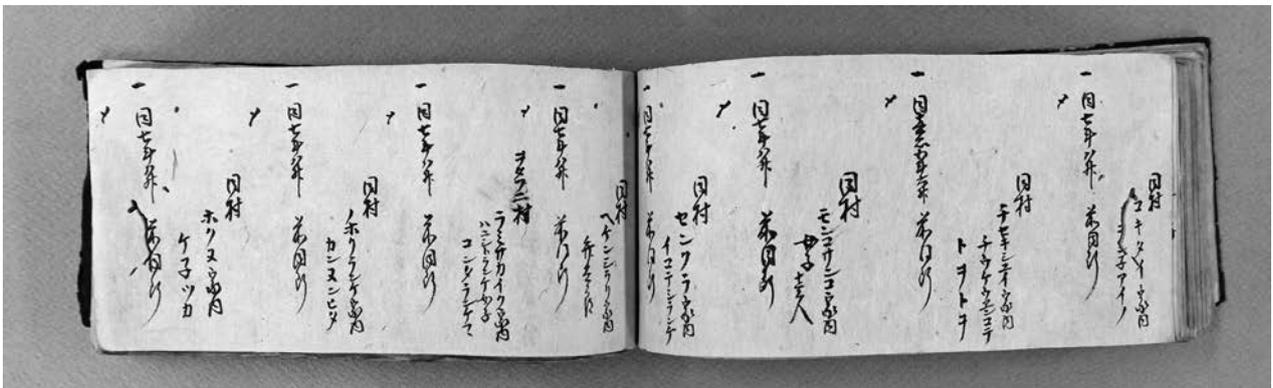
107オ

106ウ



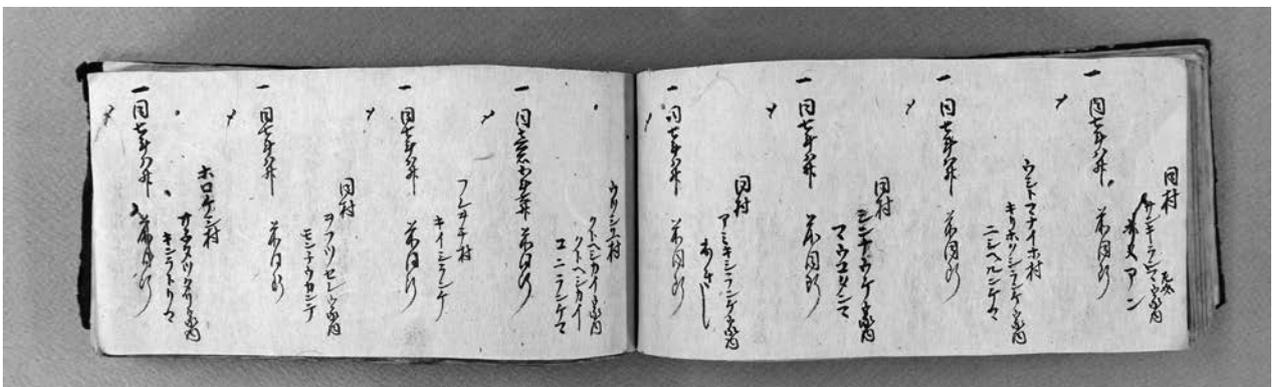
108オ

107ウ



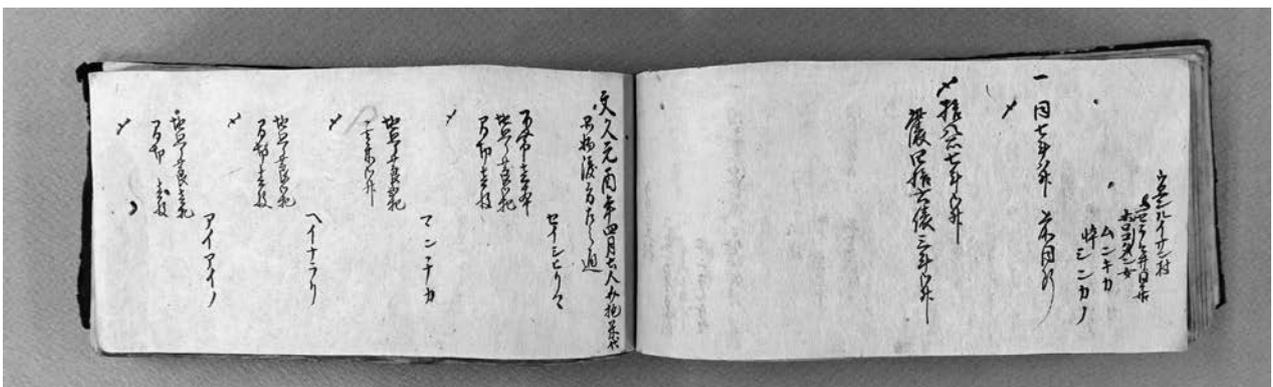
109オ

108ウ



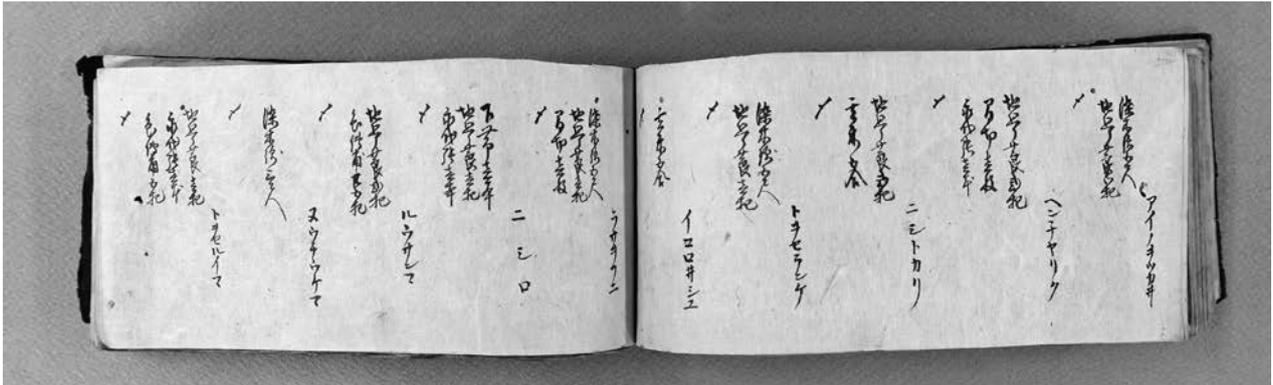
110オ

109ウ



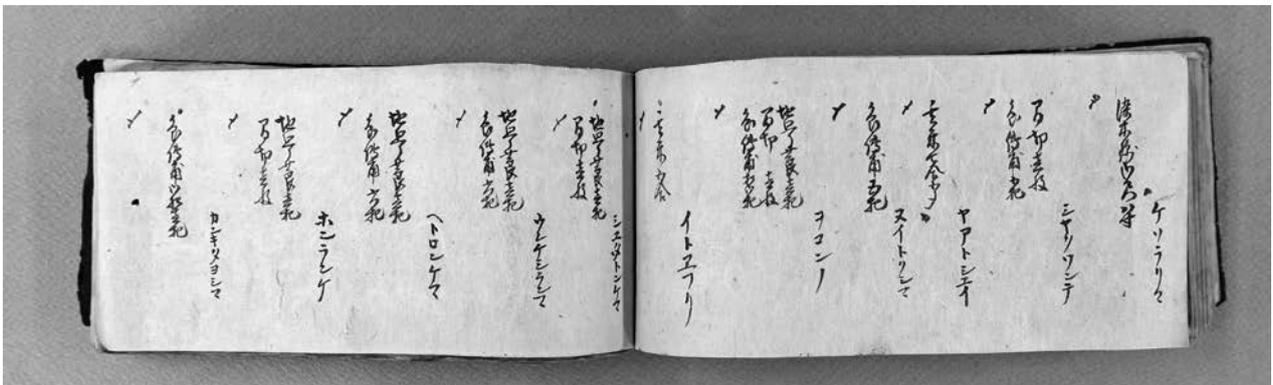
111オ

110ウ



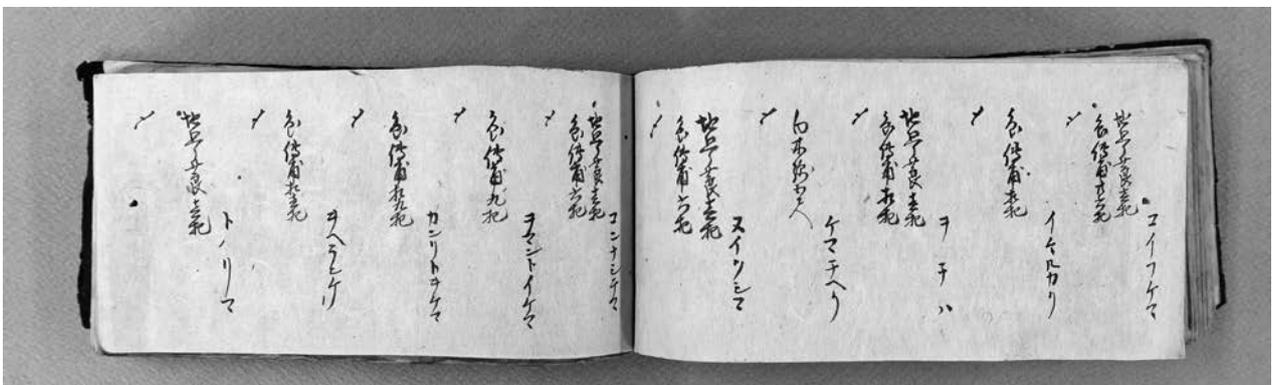
112オ

111ウ



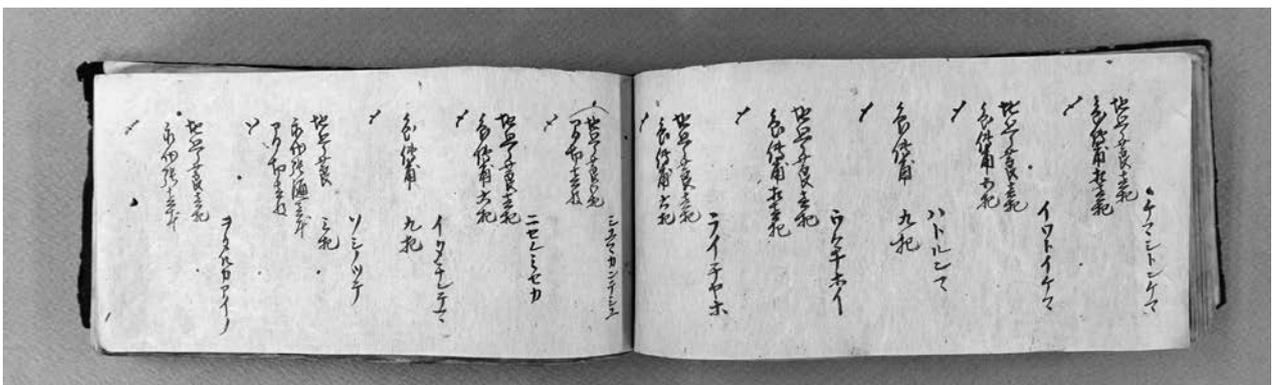
113オ

112ウ



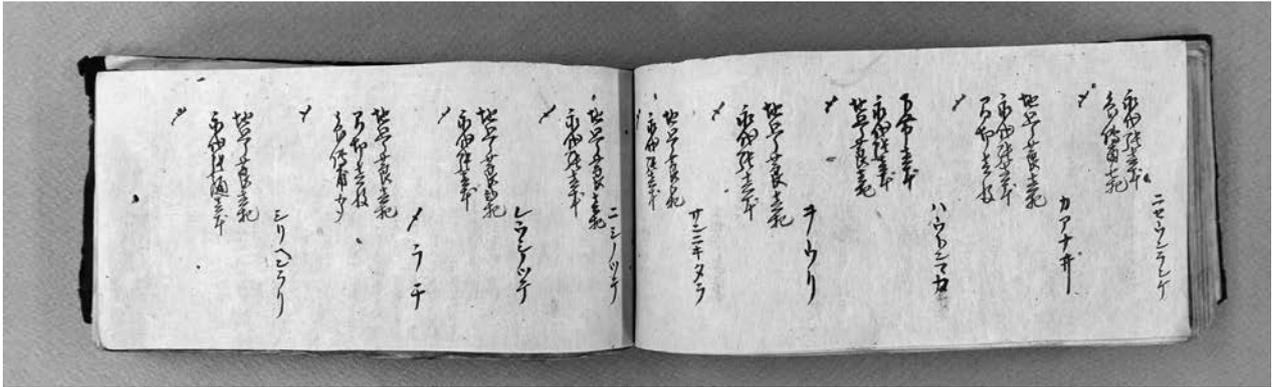
114オ

113ウ



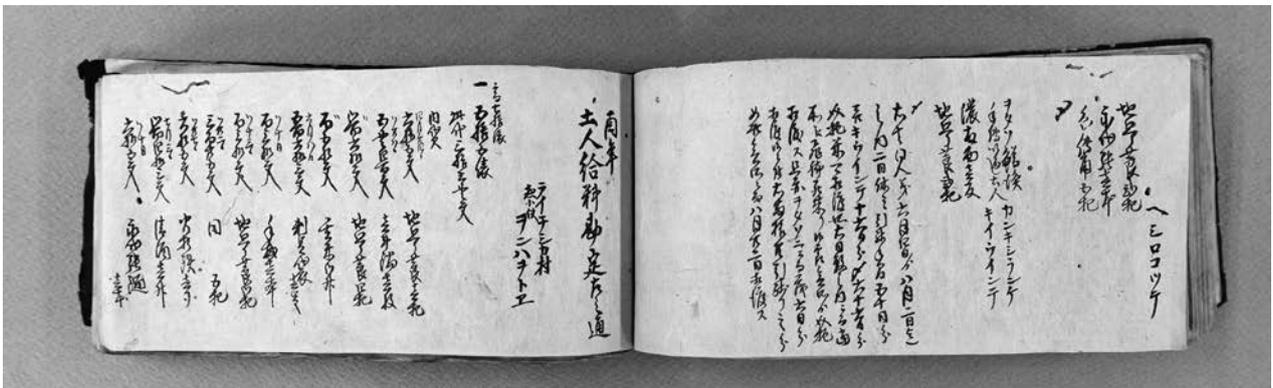
115オ

114ウ



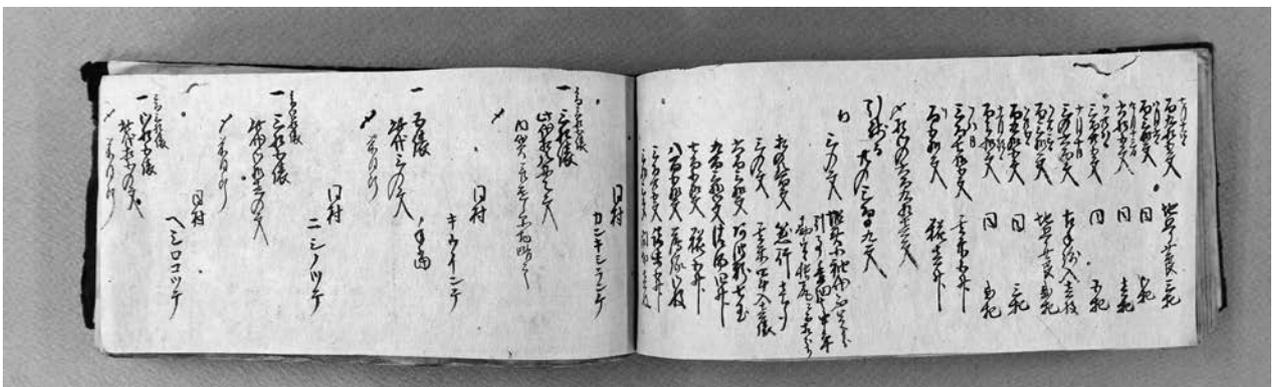
116オ

115ウ



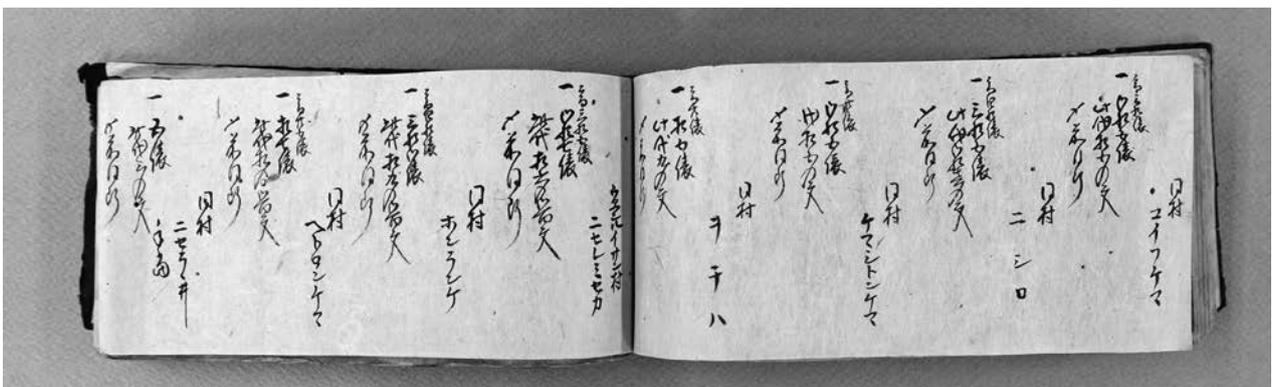
117オ

116ウ



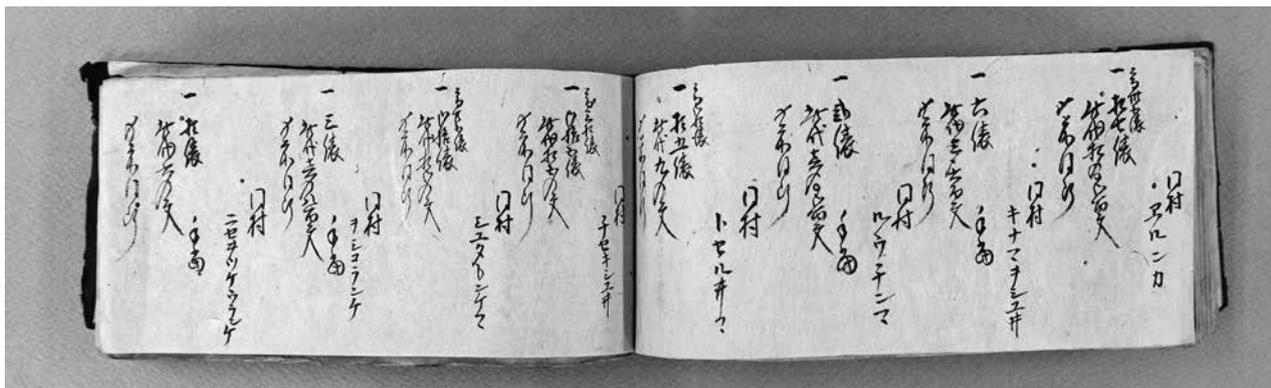
118オ

117ウ



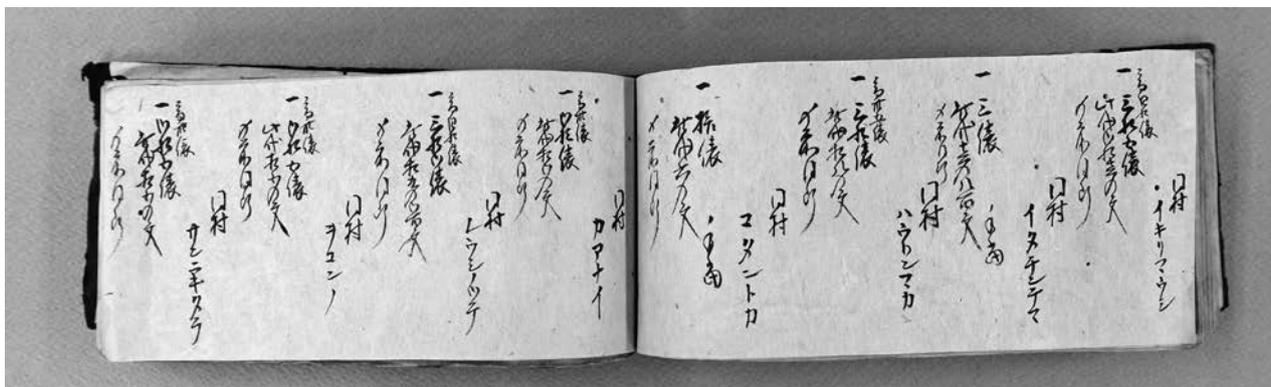
119オ

118ウ



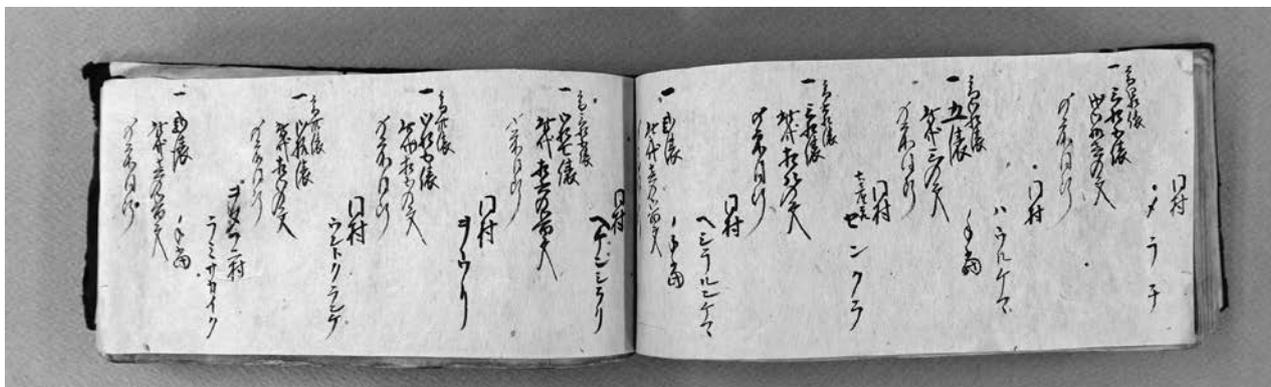
120オ

119ウ



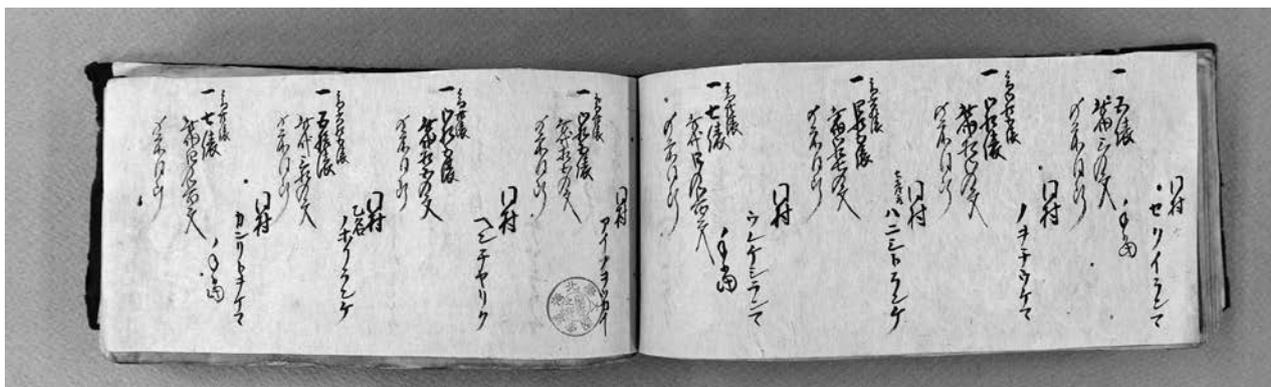
121オ

120ウ



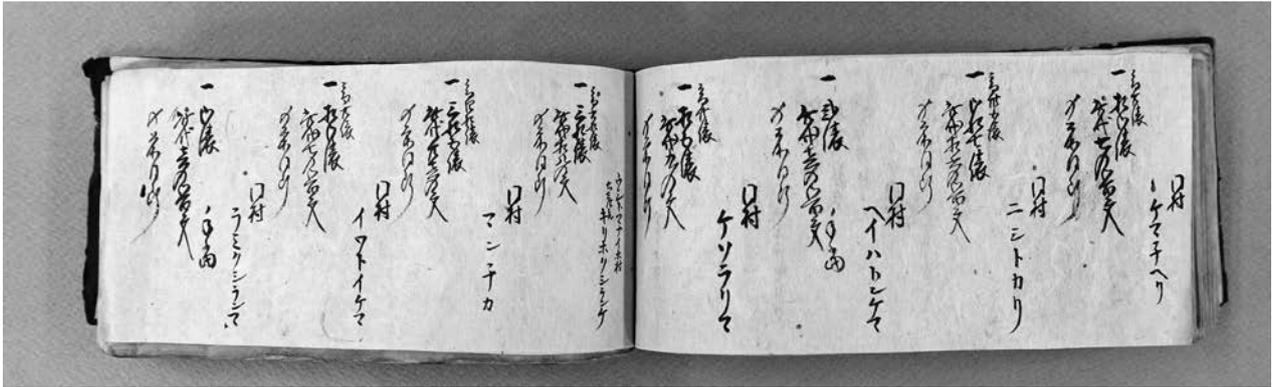
122オ

121ウ



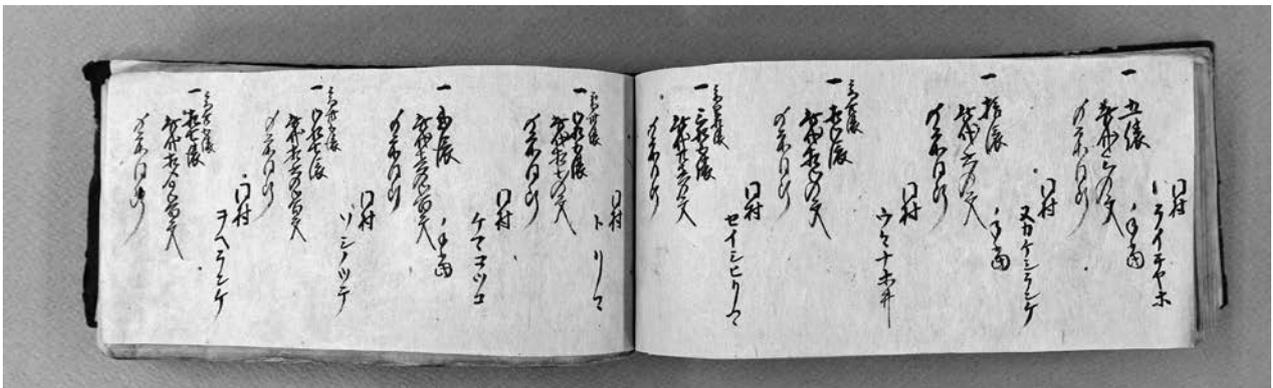
123オ

122ウ



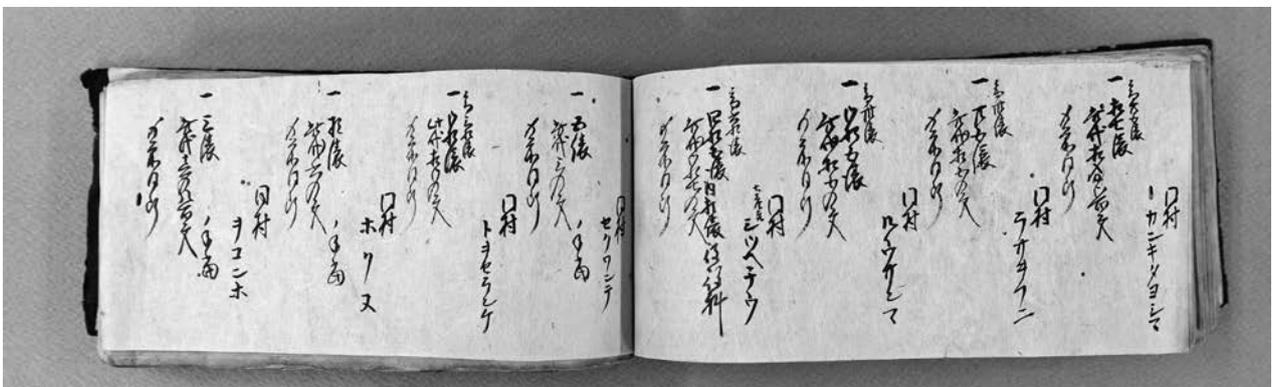
124オ

123ウ



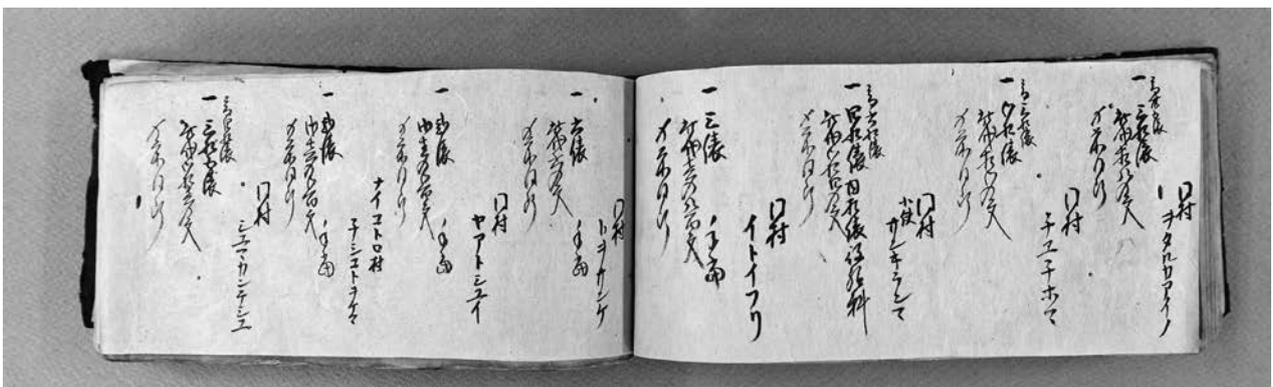
125オ

124ウ



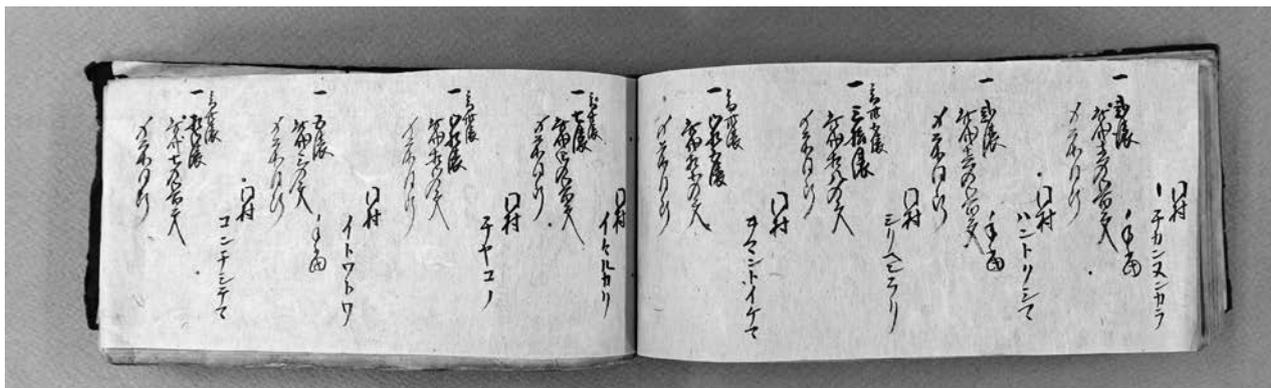
126オ

125ウ



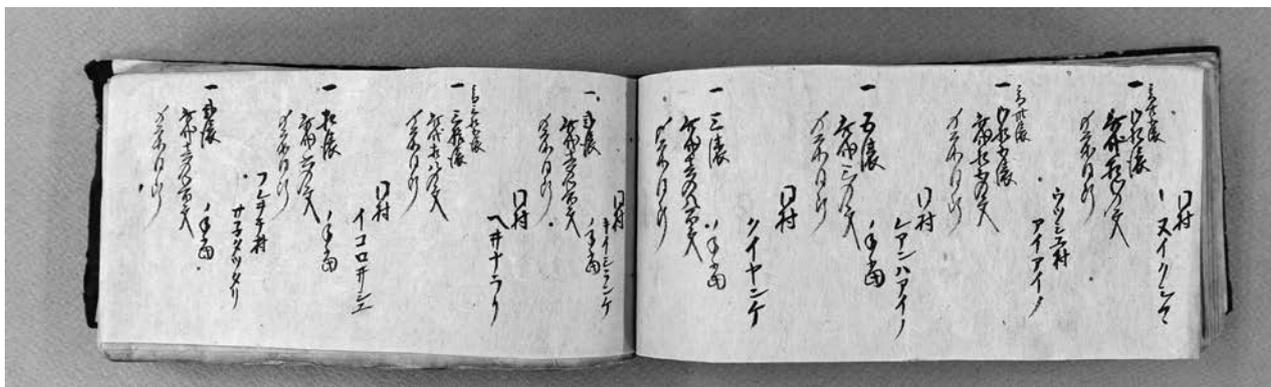
127オ

126ウ



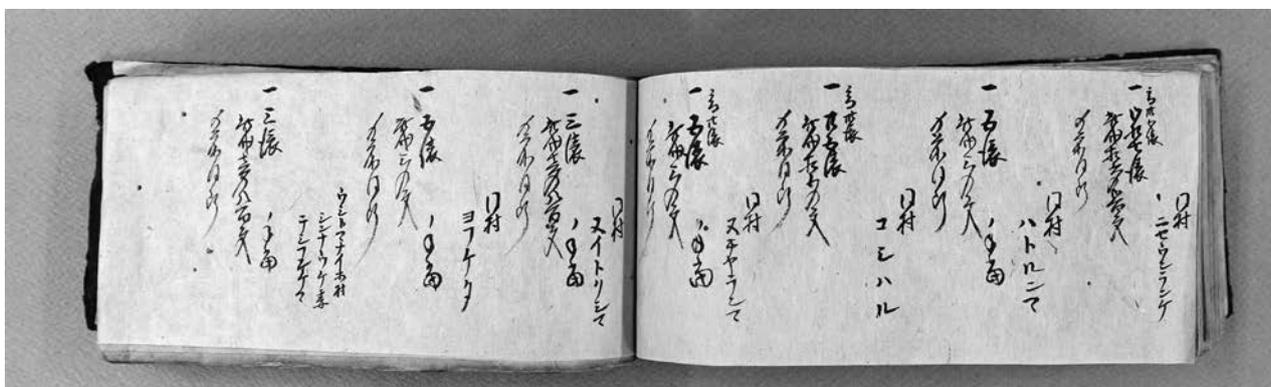
128オ

127ウ



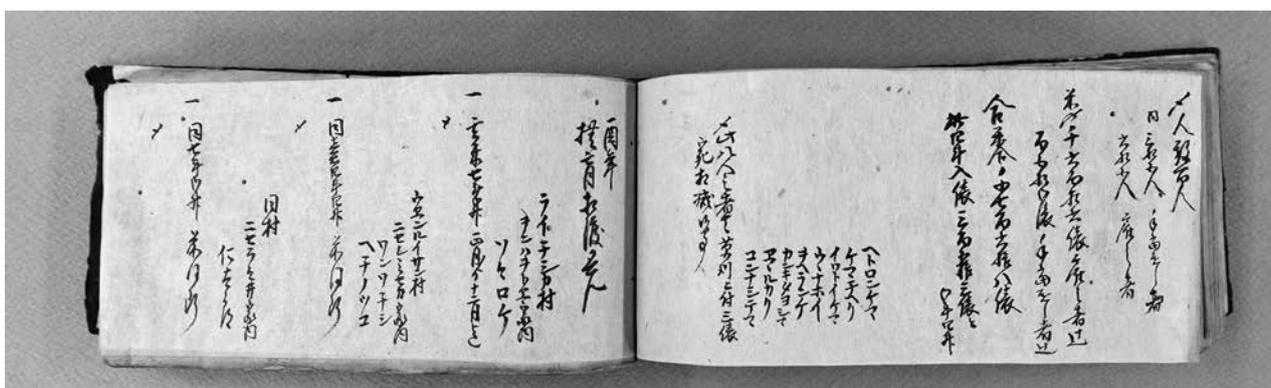
129オ

128ウ



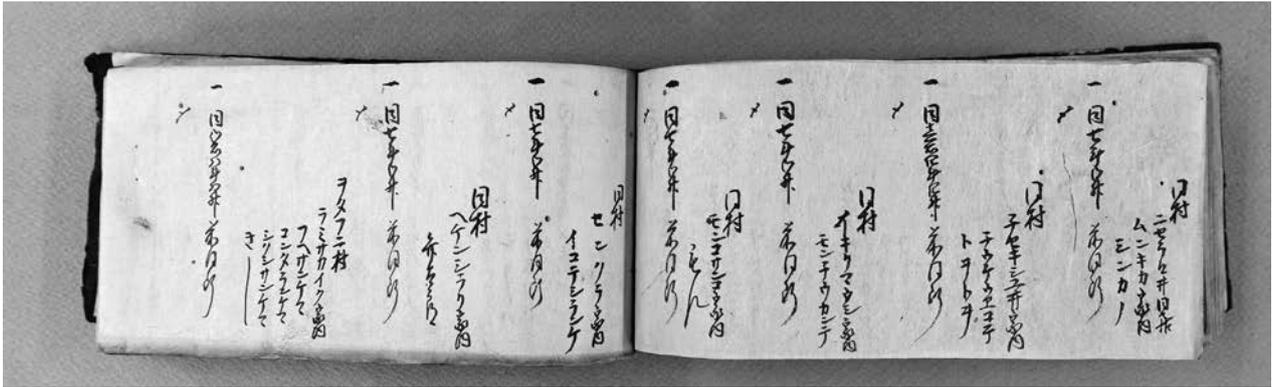
130オ

129ウ



131オ

130ウ



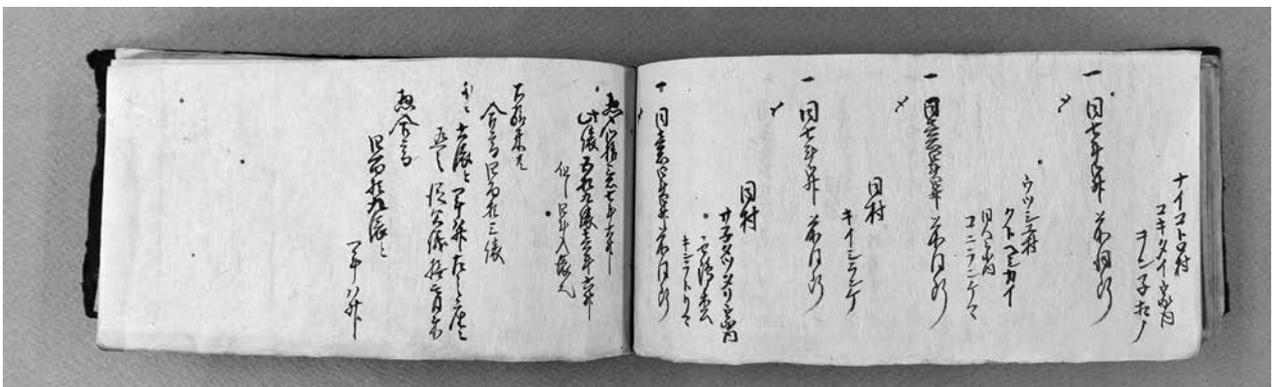
132オ

131ウ



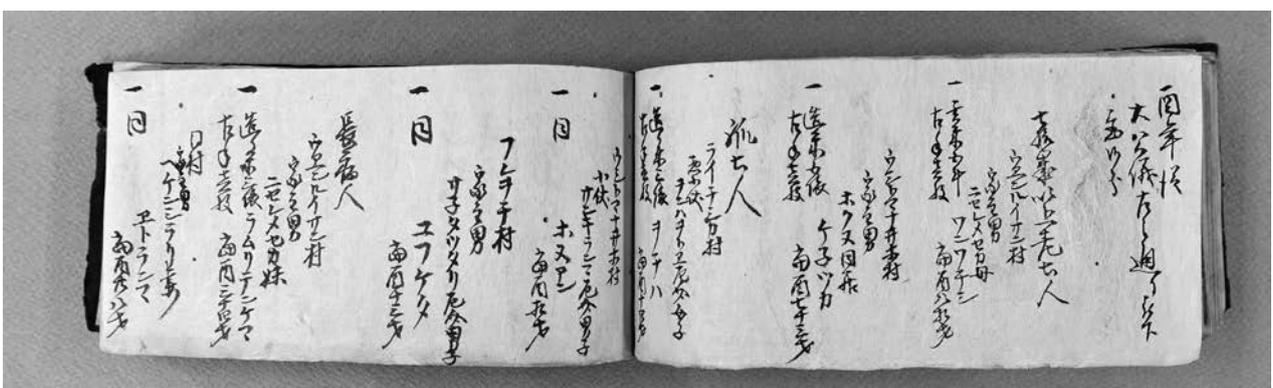
133オ

132ウ



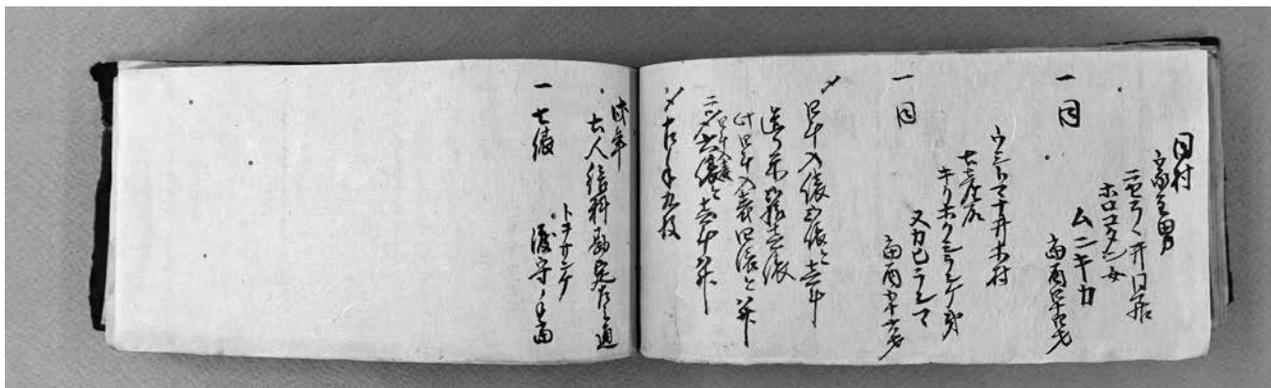
134オ

133ウ



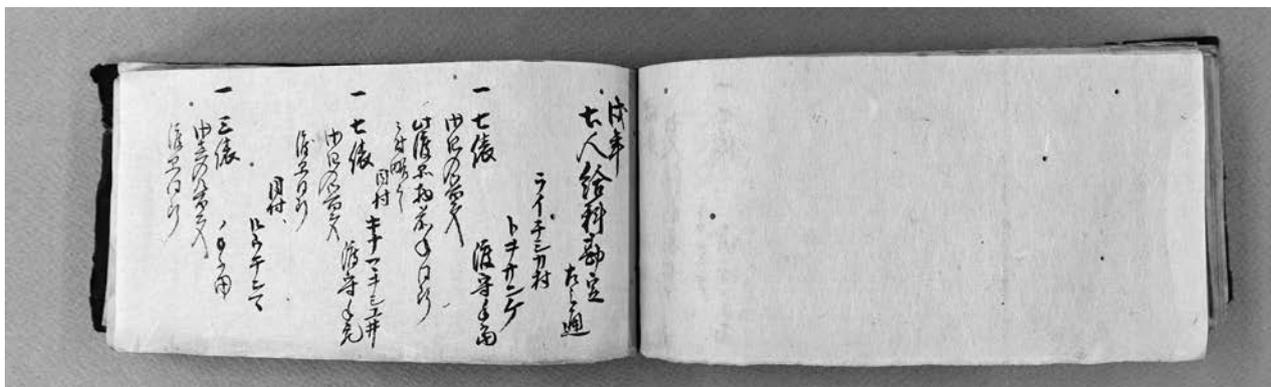
135オ

134ウ



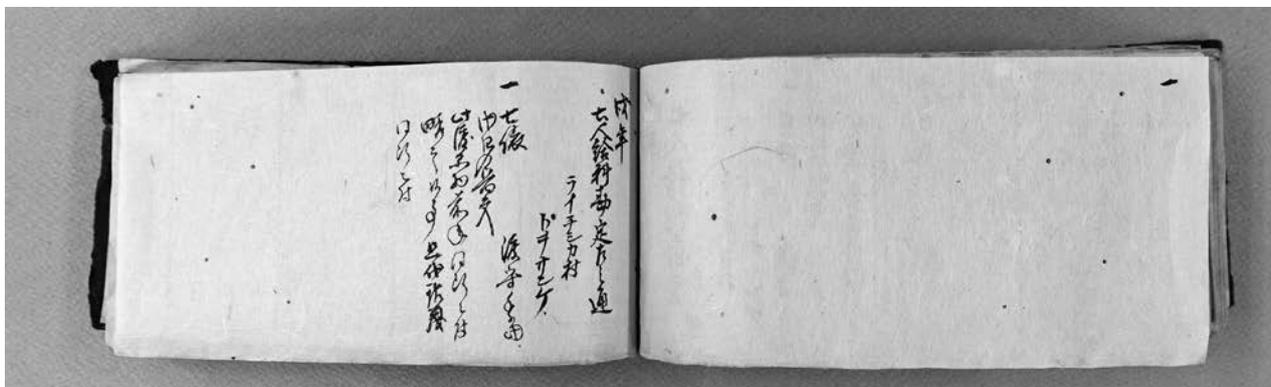
136オ

135ウ



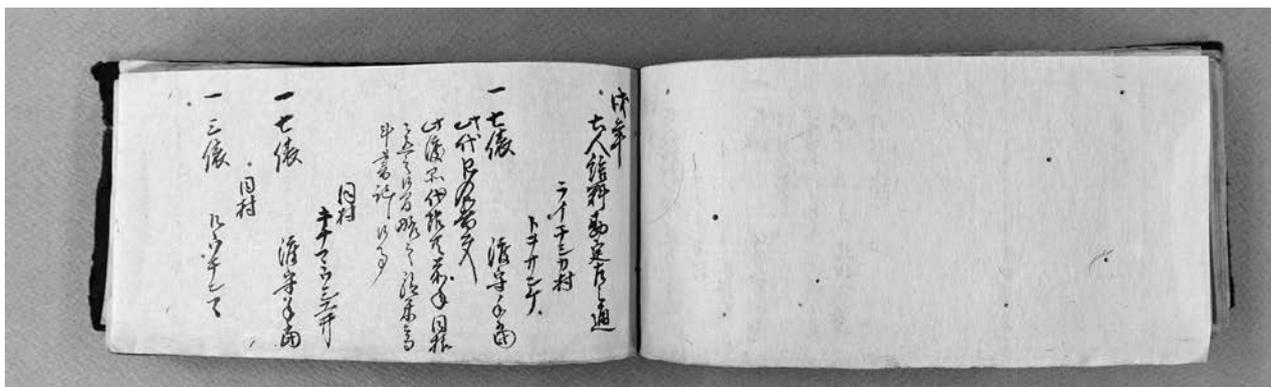
137オ

136ウ



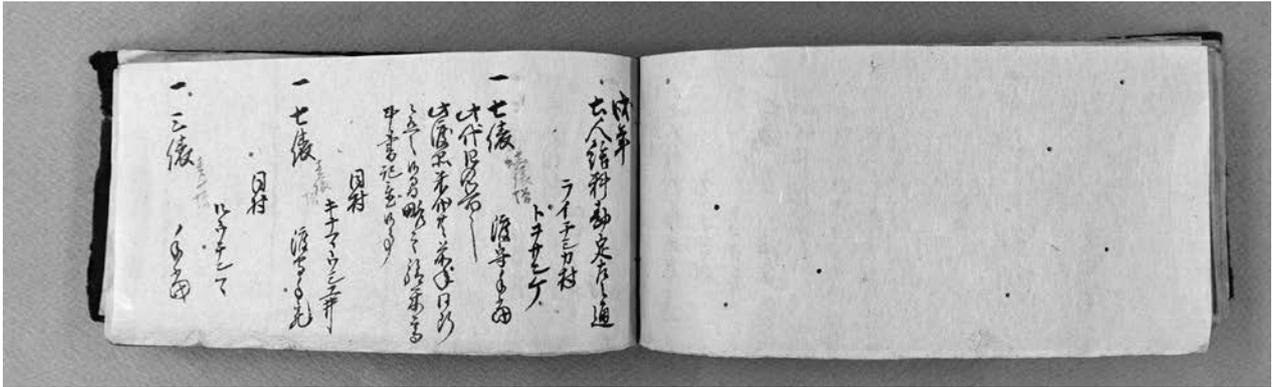
138オ

137ウ



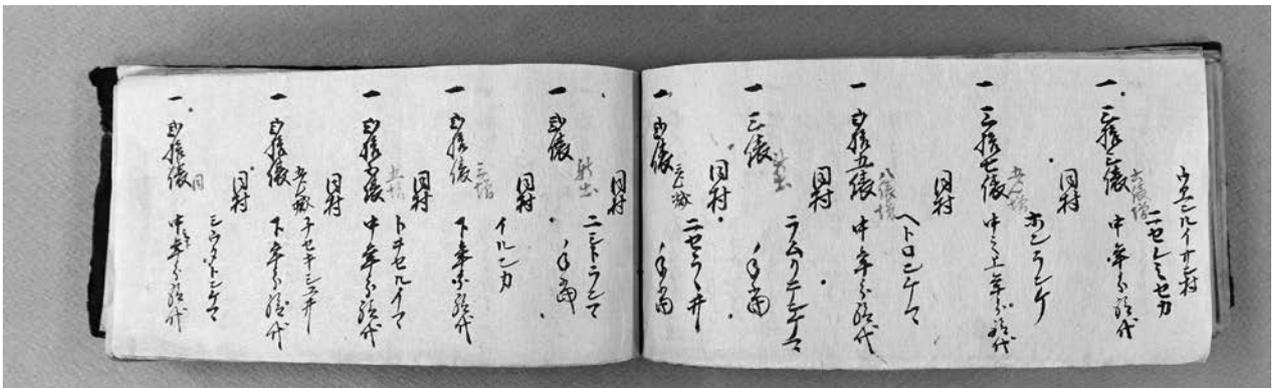
139オ

138ウ



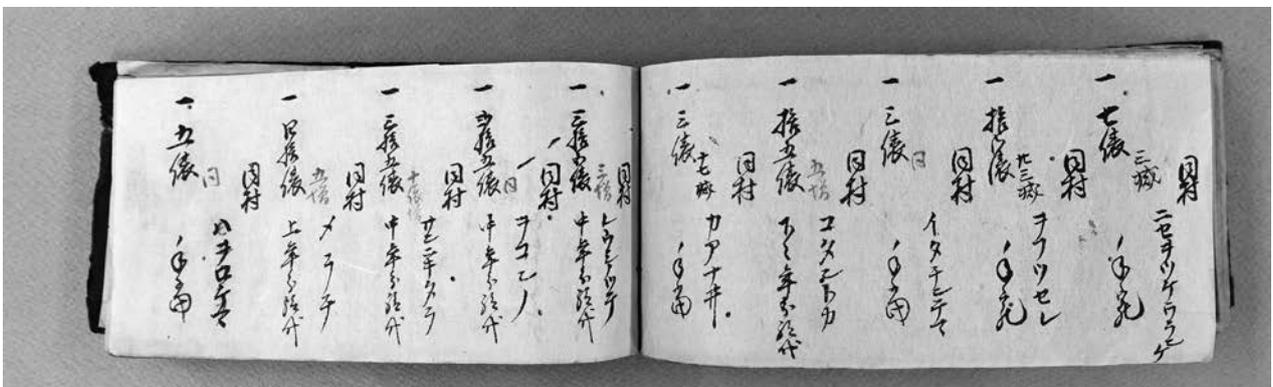
140才

139ウ



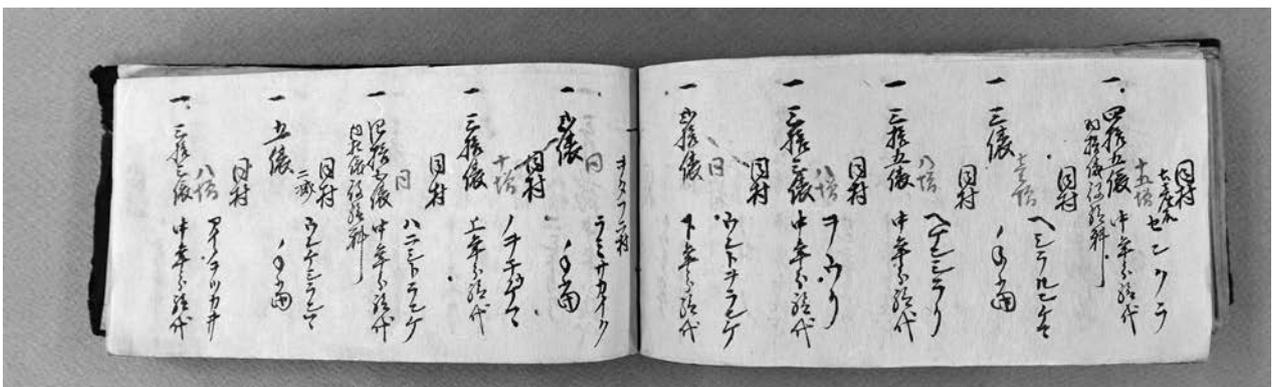
141才

140ウ



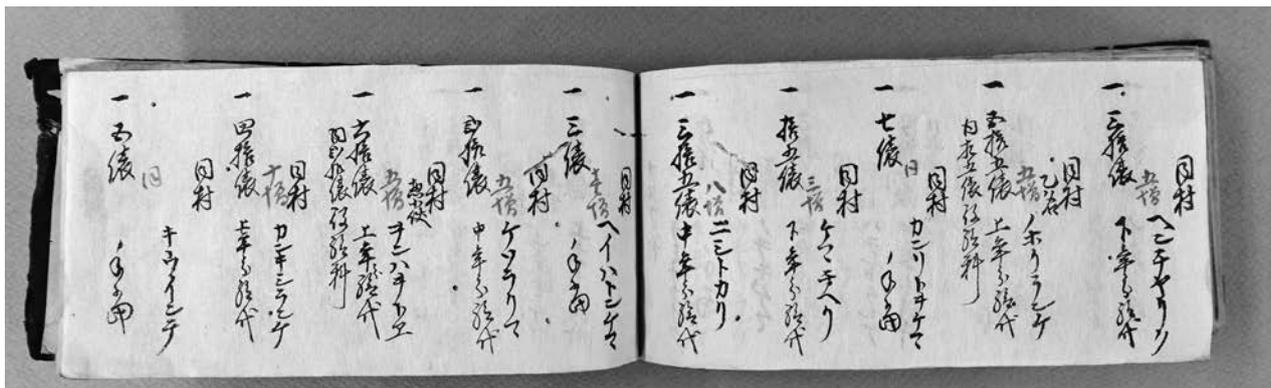
142才

141ウ



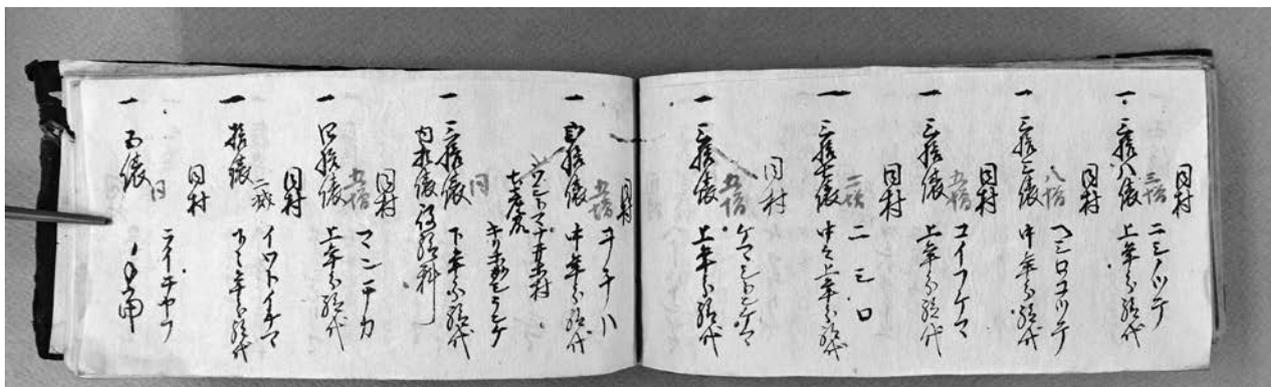
143才

142ウ



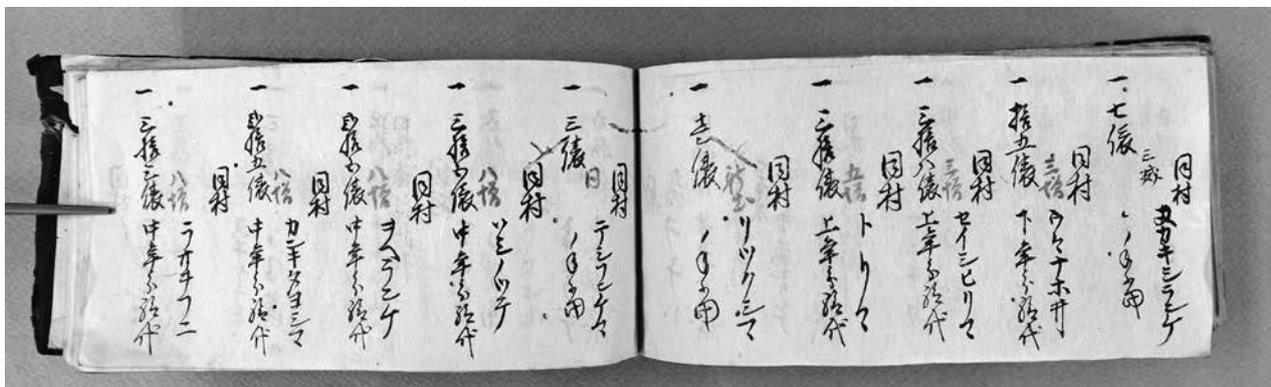
144才

143ウ



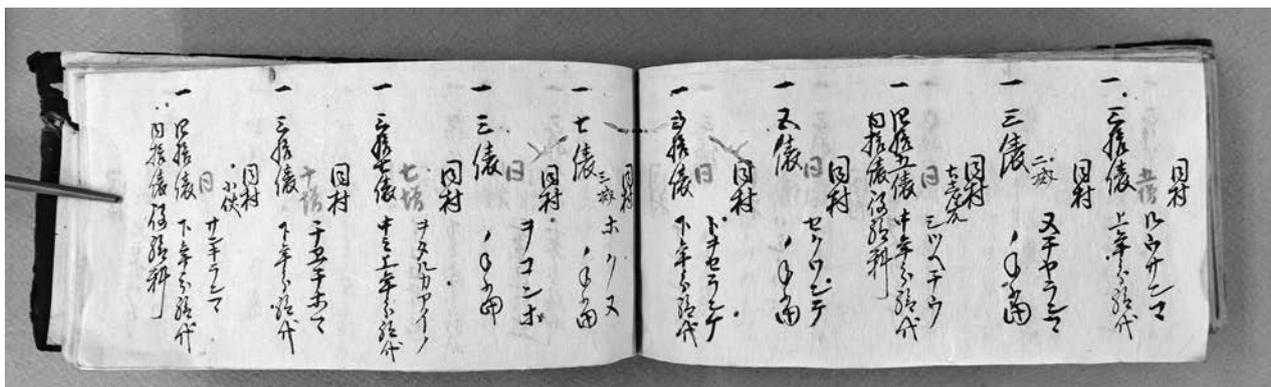
145才

144ウ



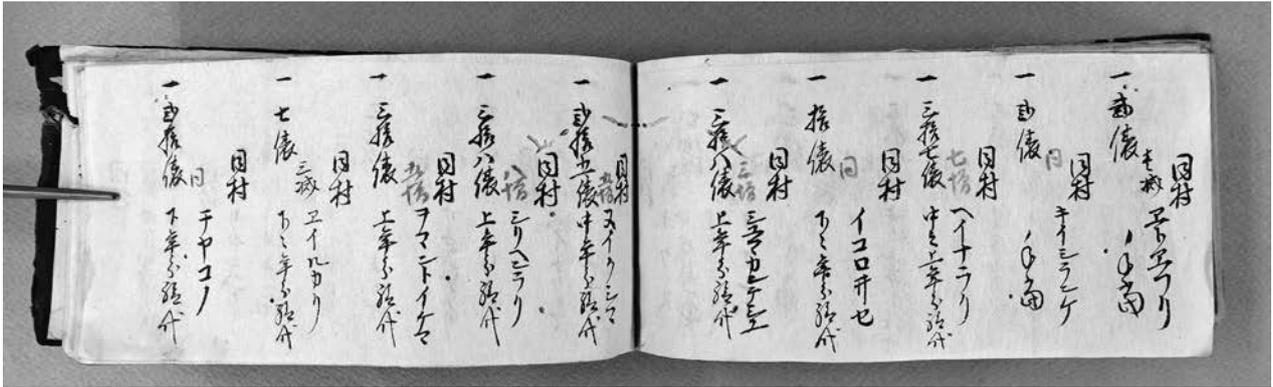
146才

145ウ



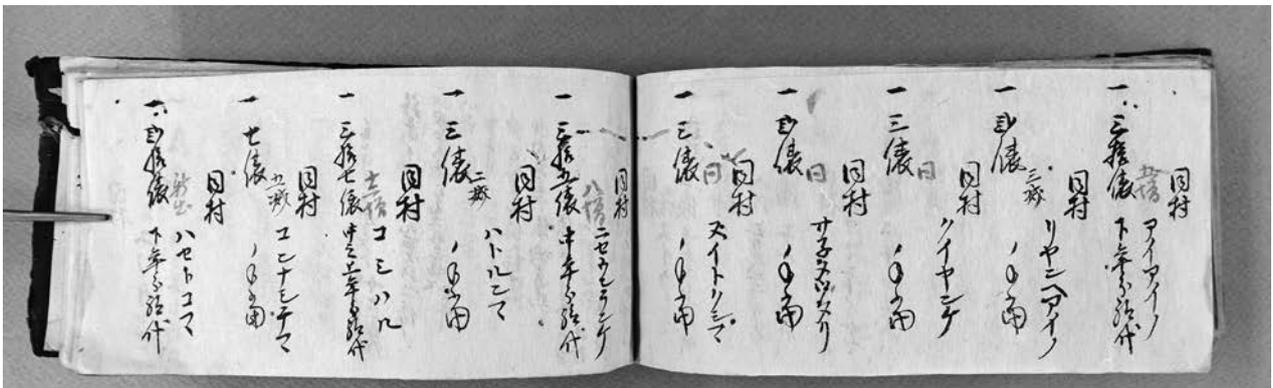
147才

146ウ



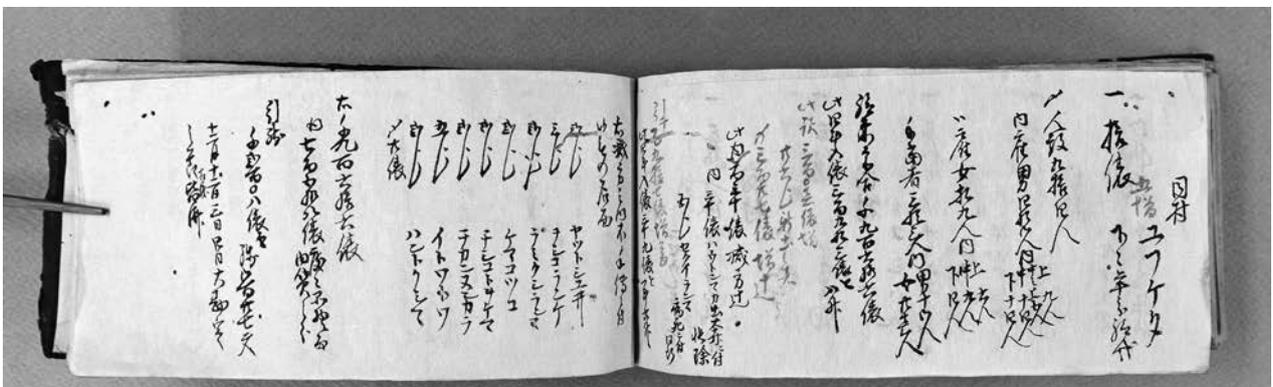
148オ

147ウ



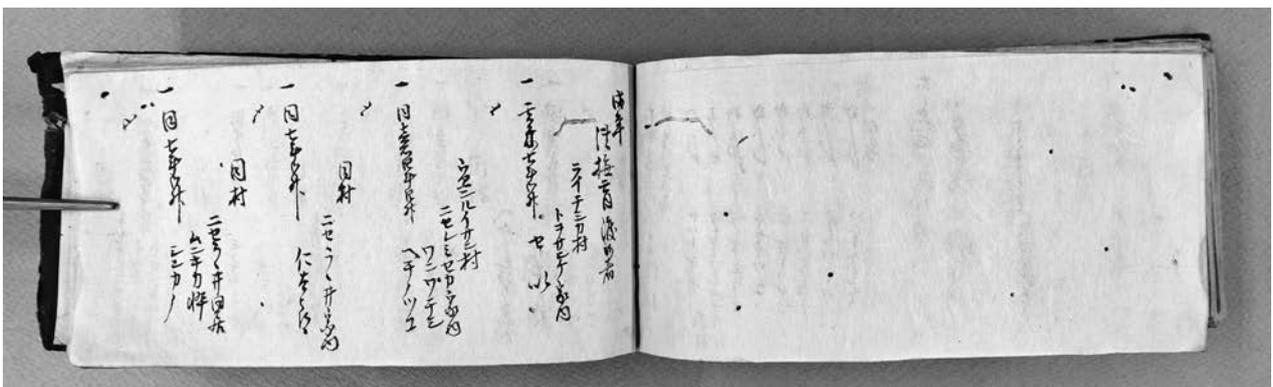
149オ

148ウ



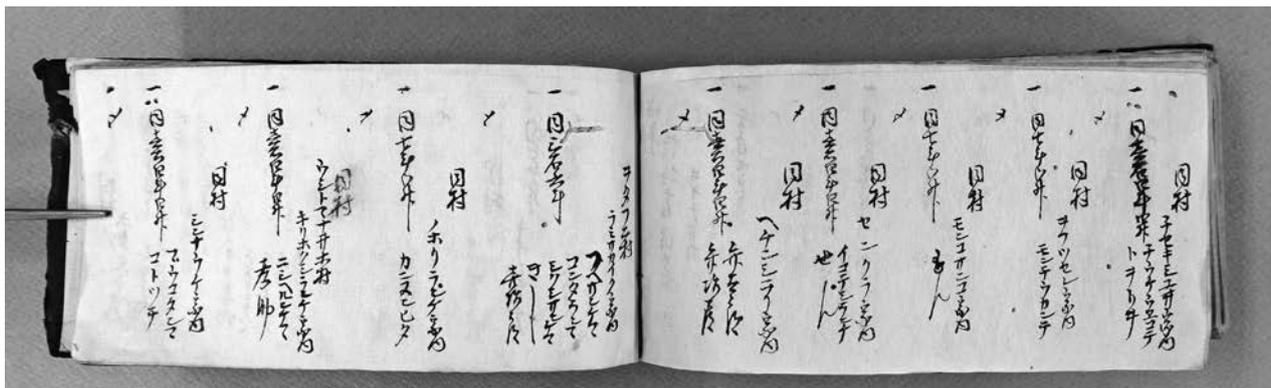
150オ

149ウ



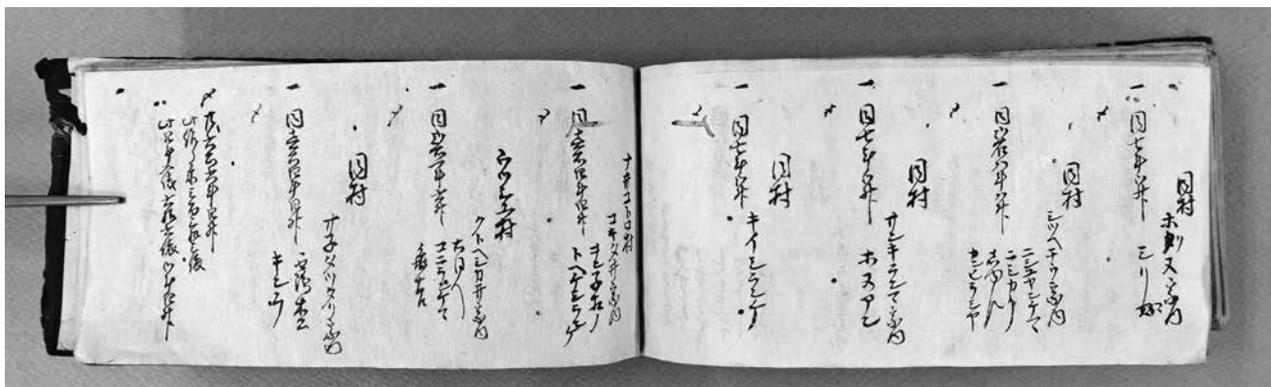
151オ

150ウ



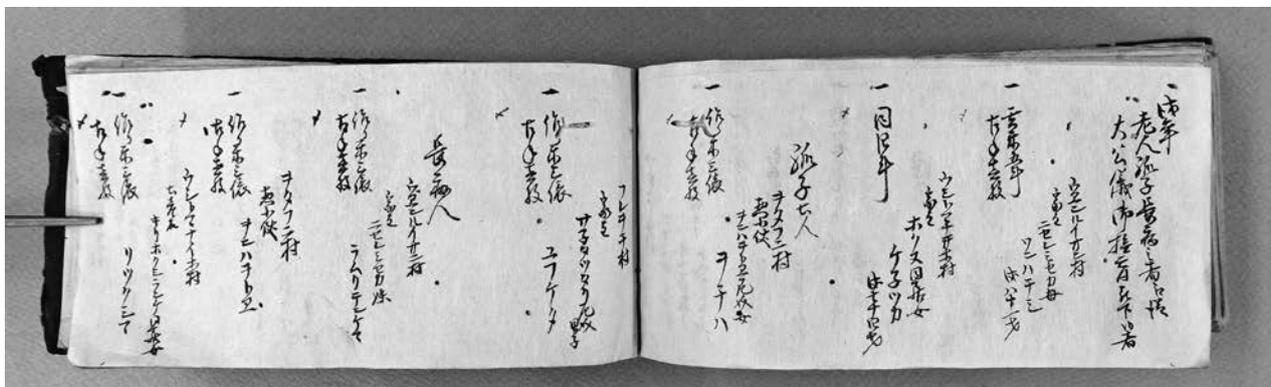
152オ

151ウ



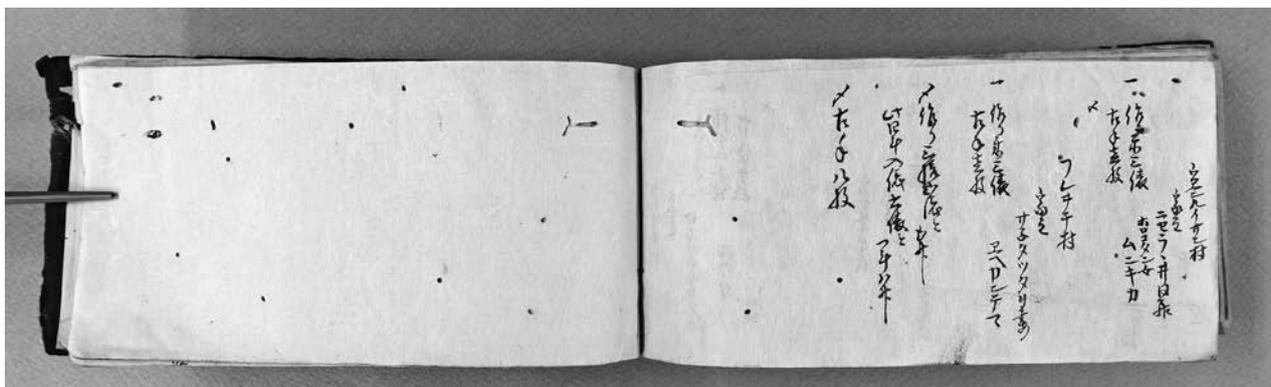
153オ

152ウ



154オ

153ウ



155オ

154ウ

## Ainu Salary Accounting System (III): Analysis of 'Kita Ezochi You', Account Ledger on Regional Management in Ushoro Region

AZUMA Shunsuke

---

This study analyses the contents of 'Kita Ezochi You', an account ledger of the Ushoro *basho* (trading settlement) which was located on the west coast of Sakhalin (Karafuto), presently Orlovo, Sakhalin Oblast, Russia. The ledger contains records of the amounts of wages and allowances (care items known as *buiku-hin*) for individual Ainu.

Through analysis of this ledger, we found that three systems of salary accounting existed. The first was the 'wage calculation' system, in which the trade office (*kaisho*) engaged Ainu of ages 13-59 years to perform labor. This system had two formats: 'employment' (*yatoi*) and 'allowance' (*teate*). The 'employment' format was for relatively harder work, such as fishery labor, whereas 'allowance' was for lighter work. Ainu working in the 'employment' format were paid 'wages' based on factors such as

type of work, social class, and gender. Based on this income, Ainu workers procured a variety of goods from the trade office. People with higher incomes could procure expensive goods, such as lacquerware, silk, and cotton.

The second system, 'care allowance' (*buiku*), provided two *gou* (0.36 litres) of rice per day for each youth of age 5-12 years or senior of age 60 years or older.

The third system was a special form of 'care allowance' for the elderly, those without families, and those with long-term illnesses. This system provided 'allowances' for the long-lived and needy.

'Salary calculation' and 'care allowance' served as labor and social security systems applied to Ainu society.